

はじめに

本県の情報公開制度は、昭和58年に神奈川県庁の機関の公文書の公開に関する条例を施行して以来20年間で、行政文書公開の請求件数が6万4千件を超えるなど、公正で開かれた県政の実現に向けて一歩ずつ着実に歩み続けてまいりました。

この間、国における情報公開法の制定など情報公開制度を取り巻く状況が大きく変化したため、平成12年3月に条例改正を行い、平成12年度から新たな情報公開条例を施行いたしました。新条例は、県民の皆様から寄せられた御意見も参考にさせていただくとともに、旧公文書公開運営審議会の答申を踏まえて、対象情報の範囲の拡大、実施機関の拡大、請求権者の範囲の拡大や出資団体等の情報公開の推進等を規定するなど、より充実した内容となっております。これを受けて、平成13年4月から、県主導の第三セクターがそれぞれ規程を整備し、情報公開制度を実施するとともに、同年10月からは公安委員会及び警察本部長の情報公開も開始されました。

また、平成2年10月の施行以来、試験結果の開示の請求などにより約21万5千人の方に利用されてまいりました個人情報保護条例も、情報公開条例の制定に併せて改正し、未成年者の法定代理人による開示請求があった場合、開示することがその未成年者の利益に反する場合には不開示とすることができるようにするなど、制度の充実を図っております。

本報告書は、情報公開制度の運営の公正性と透明性の向上を図り、また、個人情報保護制度の効果的推進を図るため、前年度の運用状況を年次報告書として取りまとめ、毎年公表しているものであります。

この冊子が、神奈川の情報公開・個人情報保護制度を理解していただく一助になれば幸いです。

目 次

【情報公開制度】

I 制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	1
2 行政文書公開制度の内容 -----	1
II 運用状況	
1 概要 -----	4
2 行政文書公開請求の状況 -----	4
3 県主導の第三セクターの情報公開について -----	29
III 情報公開審査会の審議状況 -----	30
IV 情報公開運営審議会の審議状況 -----	35

【個人情報保護制度】

I 制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	37
2 個人情報保護制度の内容 -----	37
II 運用状況	
1 概要 -----	42
2 自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況 -----	44
3 簡易開示の状況 -----	54
4 問い合わせ・苦情相談の状況 -----	58
5 実施機関の事務登録の状況 -----	60
6 事業者の業務登録の状況 -----	62
III 個人情報保護審査会の審議状況 -----	66
IV 個人情報保護審議会の審議状況 -----	68
V 制度の普及活動	
1 県民、事業者への広報活動 -----	74
2 職員への意識啓発 -----	74
3 個人情報保護啓発月間の実施 -----	75

【資料】

1 情報公開審査会答申の概要 -----	76
2 個人情報保護審査会答申の概要 -----	119
3 情報公開運営審議会中間報告書 -----	137
4 個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	142
5 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況 -----	151

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆さんのご理解を深めていただくとともに、県民の皆さんと県との信頼関係を一層増進するために、昭和58年度から行政文書公開制度と情報提供システムを車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。

行政文書公開	情報提供		
県民の請求に基づいて行政文書を公開する。	県民のニーズに応じて行政情報を積極的又は義務的に提供する。		
行政文書公開制度	窓口による 情報提供	広報による 情報提供	行政手続等による 情報提供
行政文書そのものの公開 (みせる)	行政情報の収集・整理・加工・伝達・閲覧・広聴 (あつめる) (つくる) (つたえる) (みせる) (きく)		
開かれた県政の確立、県民との共同作品の県政の推進			
県政への理解と参加の促進			
県民と県との信頼関係の増進			

2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

(2) 公開請求ができる情報

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

この制度を実施する県の機関は、次の13の機関です。これらの機関が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者（企業庁）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会

(3) 公開請求ができる人

県の行政文書の閲覧又は写し等の交付の請求ができる人は次のとおりです（条例第4条）。

- ① 県内に住所を有する人
- ② 県内に勤務又は在学する人
- ③ 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
- ④ その他行政文書の公開を必要とする理由を明らかにして請求する人又は法人その他の団体

(4) 非公開とすることができる情報

「原則公開」の制度の中で、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

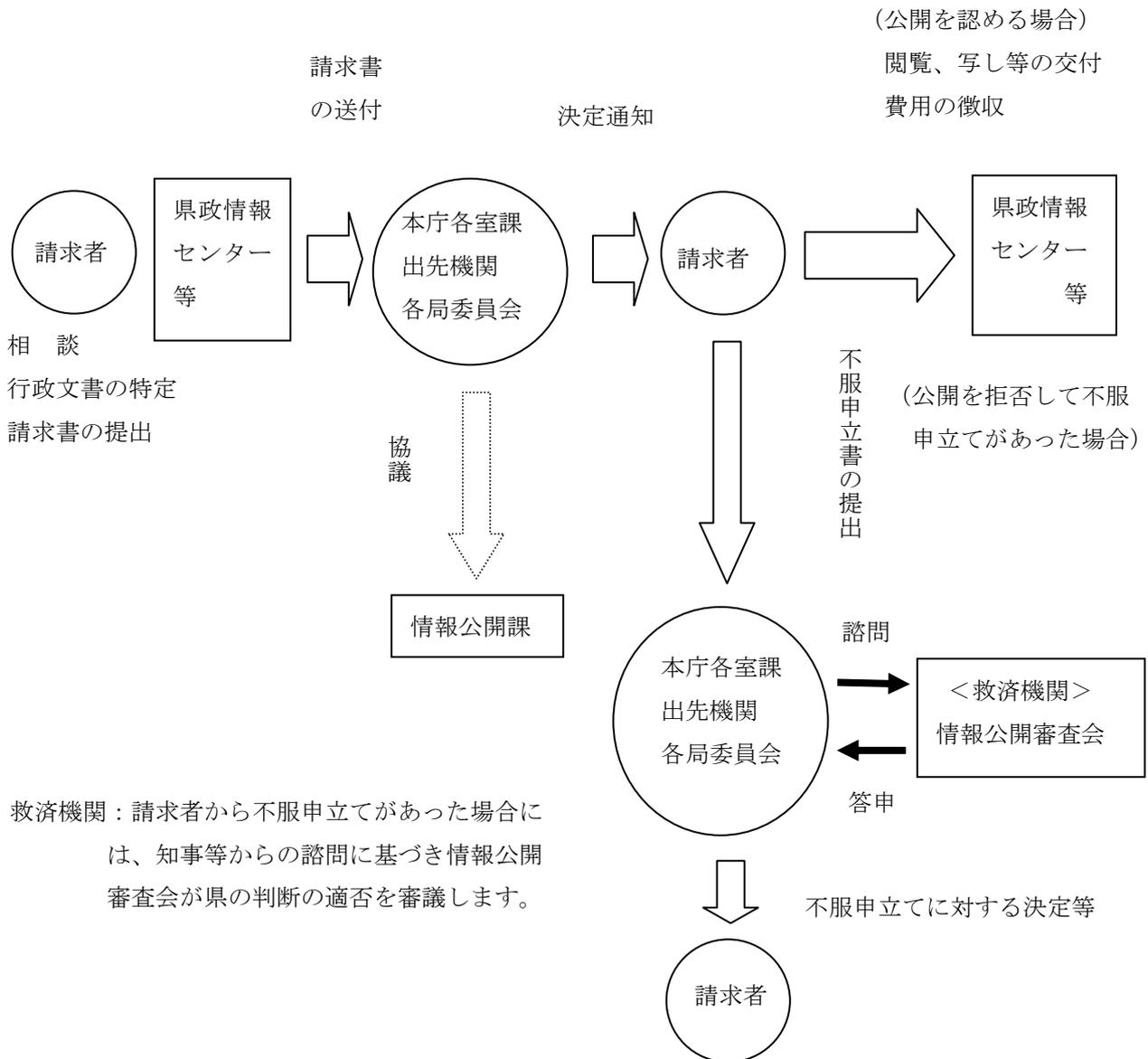
したがって、このいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

行政文書公開制度は民主主義を根底にするものですから、この制度によって情報を得た人はその情報を適正に使用しなければなりません（条例第22条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



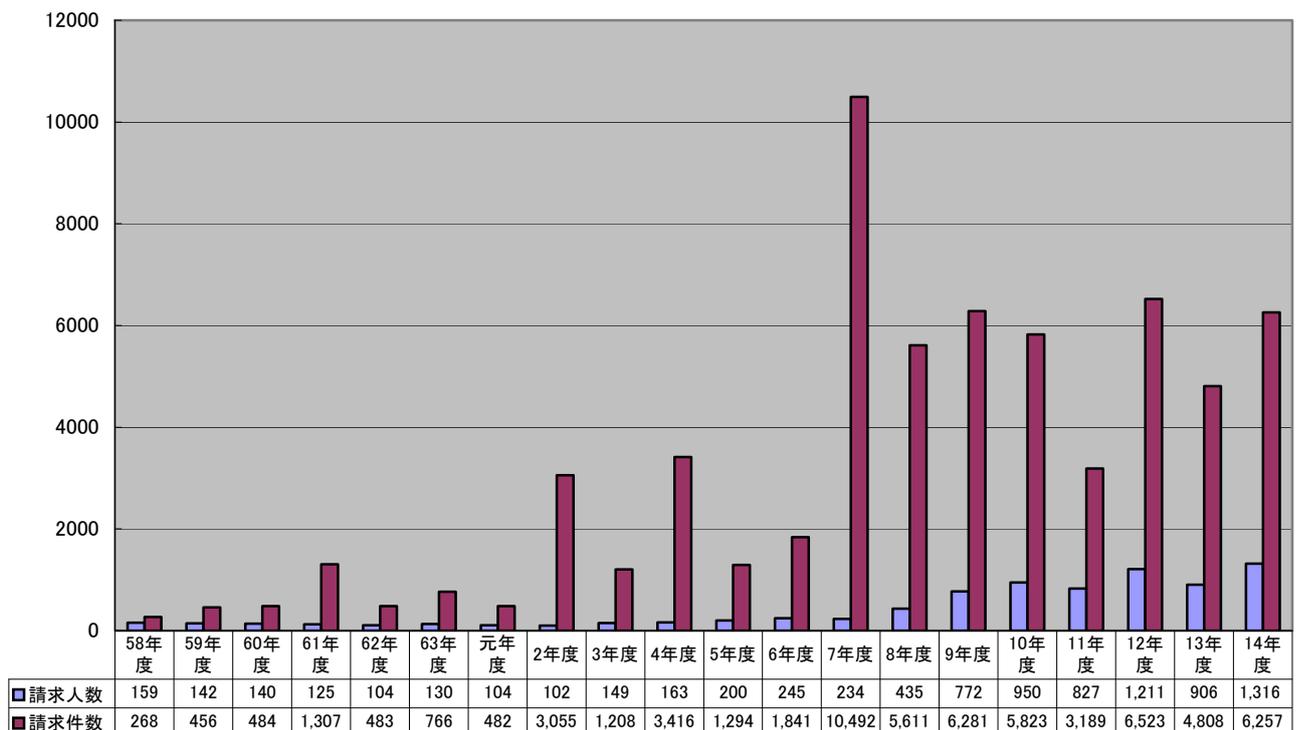
II 運用状況

1 概要

平成14年度は、行政文書公開の請求者数が1,316人、請求件数が6,257件でした(表—1)。

(表—1) 行政文書公開請求の年度別状況

件数



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数

平成14年度の請求者数は1,316人(前年比+410人)、請求件数は6,257件(前年比+1,449件)で、請求者数、請求件数とも前年より増加し、請求者数は過去最多、請求件数は過去4番目に多くなっています。

行政文書公開請求を分野別にみると、行政一般の2,789件、次いで教育の1,213件、防災・防犯の701件、都市基盤の524件、保健衛生の447件の順となっています(表—2)。

部局別内訳では、警察本部長が2,001件で最も多く、次いで教育委員会の1,619件、県土整備部の601件、衛生部の544件、環境農政部の302件となっています(表—3)。

(表一2) 行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳 (単位: 件)

情報分野	58~9	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	計
人 口	1	—	—	—	—	—	1
土 地・自 然	116	—	3	8	12	9	148
資源・エネルギー	79	—	1	—	2	1	83
保 健 衛 生	3,955	731	306	240	253	447	5,932
社 会 福 祉	461	46	122	208	92	216	1,145
雇 用	49	124	—	1	5	15	194
消 費 生 活	20	4	—	17	4	4	49
教 育	1,071	716	957	3,034	1,195	1,213	8,186
文 化	111	39	6	22	152	33	363
防 災・防 犯	1,350	24	19	74	304	701	2,472
都 市 基 盤	8,653	2,747	867	683	363	524	13,837
交 通・運 輸	1,413	14	114	36	13	62	1,652
環 境	2,046	356	247	831	434	227	4,141
産 業	1,073	287	38	252	69	16	1,735
行 政 一 般	17,046	735	509	1,117	1,910	2,789	24,106
計	37,444	5,823	3,189	6,523	4,808	6,257	64,044

(表一3) 行政文書公開請求件数の年度別部局別内訳 (単位: 件)

部局名	58～9	10年度	改編前 小計	部局名	11年度	12年度	13年度	14年度	改編後 小計	
総務部	3,036	236	3,272	総務部	49	235	308	101	693	
企画部	638	67	705	企画部	159	175	52	113	499	
県民部	2,571	124	2,695	防災局	—	20	5	8	33	
環境部	1,445	236	1,681	県民部	157	349	544	290	1,340	
福祉部	1,459	103	1,562	環境農政部	250	777	317	302	1,646	
労働部	25	3	28	福祉部	178	248	92	254	772	
衛生部	6,083	666	6,749	衛生部	250	200	260	544	1,254	
農政部	634	159	793	商工労働部	6	7	5	64	82	
商工部	1,498	11	1,509	県土整備部	951	617	378	601	2,547	
土木部	12,965	1,661	14,626							
都市部	1,626	835	2,461							
渉外部	90	16	106							
国体局	118	16	134							
出納局	93	74	167	出納局	1	7	—	7	15	
地区行政 センター	654	263	917	地区行政 センター等	122	474	190	80	866	累 計
知事部局計	32,935	4,470	37,405	知事部局計	2,123	3,109	2,151	2,364	9,747	47,152
公営企業 管理者	264	433	697	公営企業 管理者	6	23	3	33	65	
議 会	2,049	276	2,325	議 会	16	162	101	27	306	
教育委員会	1,466	634	2,100	教育委員会	1,031	3,128	1,606	1,619	7,384	
人事委員会	33	—	33	人事委員会	—	2	—	6	8	
監査委員	573	8	581	監査委員	4	93	19	36	152	
地方労働 委員会	—	—	—	地方労働 委員会	—	—	—	4	4	
選挙管理 委員会	122	2	124	選挙管理 委員会	9	6	133	123	271	
収用委員会	2	—	2	収用委員会	—	—	24	6	30	
海区漁業 調整委員会	—	—	—	海区漁業 調整委員会	—	—	—	—	—	
内水面漁業 管理委員会	—	—	—	内水面漁業 管理委員会	—	—	—	—	—	
公安委員会	—	—	—	公安委員会	—	—	194	38	232	
警察本部長	—	—	—	警察本部長	—	—	577	2,001	2,578	累 計
その他計	4,509	1,353	5,862	その他計	1,066	3,414	2,657	3,893	11,030	16,892
合 計	37,444	5,823	43,267	合 計	3,189	6,523	4,808	6,257	20,777	64,044

(2) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

平成14年度の行政文書公開請求件数の請求者別内訳は、「県内に住所を有する人」からの請求が最も多く、全体の66.3%を占める4,150件、「県内に勤務する人」からの請求が908件、「県内の法人その他団体」からの請求が893件、「公開を必要とする理由を明らかにして請求する人」からの請求が305件となっています(表-4)。

(表-4) 行政文書公開請求件数の請求者別内訳

区分	58～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	計
県内在住	31,835	4,497	2,695	4,831	3,315	4,150	51,323
県内在勤	362	112	89	221	188	908	1,880
県内在学	285	—	—	2	3	1	291
法人・団体	4,891	1,207	397	1,247	1,059	893	9,694
理由明示者	71	7	8	222	243	305	856
計	37,444	5,823	3,189	6,523	4,808	6,257	64,044

(3) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行い、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成14年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は3,305件で、公開請求全体の53%を占めています。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは224件、告知を行ったものは200件です(表-5)。

(表-5) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況(単位:件)

区分	58～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	計
第三者情報の件数	31,064	1,699	787	2,499	2,646	3,305	42,000
調査件数	3,739	330	395	294	627	224	5,609
告知件数	5,552	309	443	252	482	200	7,238

(4) 請求の内容

平成14年度に請求が最も多かった行政文書は、「懲戒事案の報告・結果」でした。なお、「懲戒事案の報告・結果」については、一つの事案に複数の文書が存在し、事案数では42件です(表-6、表-7)。

(表一6) 分野別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	9	国土利用計画地方審議会会議録・配布資料(2)
資源・エネルギー	1	RDF全国自治体会議配布資料(1)
保健衛生	447	食品営業許可台帳等(322)、美容所・理容所の名称・所在地等(29) 診療所・歯科診療所の名称・所在地等(28)、薬局等の名称・所在地等(27)
社会福祉	216	児童施設の事故報告書(62)、監査関係資料(43) 社会福祉法人等決算書類(38)
雇用	15	社団法人定款・決算書類(12)
消費生活	4	消費生活相談の内容(2)
教育	1,213	学校法人収支計算書等(162)、職員会議録(69) 総合的な学習の時間実施届(50)、教科外教育活動に係る文書(50)
文化	33	宗教法人規則(8)
防災・防犯	701	猟銃等所持許可台帳(432) 町名別・罪名別等犯罪発生件数(70)
都市基盤	524	都市計画に関する基礎調査の図面(57)、道路位置指定図等(26) 建築計画概要書(18)
交通・運輸	62	道路使用許可申請書等(12)
環境	227	産業廃棄物処理施設関係書類(25) ダイオキシン類環境調査関係書類(11)
産業	16	県営ほ場整備事業関係書類(3)
行政一般	2,789	懲戒事案の報告・結果(820) 13年度発注の委託・工事等の内容を網羅したリスト(247) 体育センターの平成11,12年度執行伺い・支出命令票(228)
合計	6,257	

(表一七) 部局別行政文書公開請求の内容

() 内の数字は請求件数

部 局 名	件 数	主 な 請 求 対 象 行 政 文 書 の 内 容 と 件 数
総 務 部	101	ISO14001 認証取得関係管理調整会議の会議録(3)
企 画 部	113	特定の財団法人にかかる補助金関係書類(43) 住民基本台帳ネットワークシステム導入における県民からの苦情(23)
防 災 局	8	市町村から県へ提出する火災報告(1)
県 民 部	290	学校法人収支計算書等(162) 宗教法人規則(8)
環境農政部	302	産業廃棄物処理施設関係書類(16) ダイオキシン類環境調査関係書類(11)
福 祉 部	254	児童施設の事故報告書(62)、監査関係資料(43) 社会福祉法人等決算書類(38)
衛 生 部	544	食品営業許可台帳等(322)、美容所・理容所の名称・所在地等(29) 診療所・歯科診療所の名称・所在地等(28)、薬局等の名称・所在地等(27)
商工労働部	64	社団法人定款・決算書類(12)
県土整備部	601	都市計画に関する基礎調査の図面(57)、道路位置指定図等(26) 建築計画概要書(18)
出納局	7	検査結果報告書(1)
地区行政センター	80	不法投棄・散乱ごみ防止対策協議会配布資料及び会議録(12)
知事部局計	2,364	
公営企業管理者	33	津久井発電所建屋改修工事関係資料(4)
議 会	27	特別委員会旅費関係書類(5)
教育委員会	1,619	体育センターの平成 11, 12 年度執行伺い・支出命令票(228) 職員会議録(69)、総合的な学習の時間実施届(50) 教科外教育活動に係る文書(50)
人事委員会	6	図書館司書採用試験問題と正答表(3)
監 査 委 員	36	議会へ報告した平成 14 年監査結果(15)
地方労働委員会	4	特定の法人に係る斡旋記録(2)
選挙管理委員会	123	政治資金収支報告書(120)
収用委員会	6	収用委員会審理記録、裁決書等(6)
公安委員会	38	公安委員会議事録(35)
警察本部長	2,001	懲戒事案の報告・結果(820)、猟銃等所持許可台帳(432) 町名別・罪名別等犯罪発生件数(70)
合 計	6,257	

(5) 請求に対する処理の状況

6, 257件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが、2,086件、一部を公開したものが3,698件、全部を非公開としたものは473件でした(表一8)。

非公開473件のうち、459件は文書不存在によるもの、3件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、2件は却下によるものです。

(表一8) 行政文書公開請求に対する処理状況(単位:件)

年 度	処理状況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却下	
58年度	212	44	12	268			6	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
計	30,094	31,424	2,526	64,044	774	9	12	64,044
構成比	47.0%	49.1%	3.9%	100%	—	—	—	

(注) 不存在、存否、却下の件数は、非公開件数の内数

(6) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、延べ7,588項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報(第1号)が3,396項で最も多く、平成14年度の非公開情報全体の44.8%を占めています。次いで、未取得の公共用地の情報などの事務等に関する情報(第4号)該当が2,232項、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報(第2号)該当が1,282項となっており、こ

の三つの非公開情報の合計で全体の91.1%を占めています。(表一9)

(表一9) 非公開(一部公開を含む)情報の非公開理由別内訳(単位:項)

非公開情報の類型	58~9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
1号個人に関する情報	15,499	1,565	1,009	3,600	2,999	3,396	28,068
2号法人等に関する情報	11,977	1,043	420	1,771	2,251	1,282	18,744
3号審議等に関する情報	343	110	101	157	228	26	965
4号事務等に関する情報	2,810	902	796	936	1,637	2,232	9,313
5号任意に提供された情報	—	—	—	2	—	5	7
6号犯罪の予防等に関する情報	0	78	0	2	596	643	1,319
7号法令等の規定による情報	186	112	31	96	50	4	479
(旧条例3号) 国等からの依頼等に関する情報	101	9	21	—	—	—	131
計	30,916	3,819	2,378	6,564	7,761	7,588	59,026

(7) 公開拒否決定に対する不服申立て

非公開又は一部公開に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、27件ありました。内容としては、次ページ以降の表一11中の諮問第222号「他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件」から諮問第248号「予防治山事業設計書等不存在の件」までで、平成15年3月末現在、情報公開審査会において審議中です。

また、前年度までに不服申立てがあり、14年度も引き続き情報公開審査会で審議されていた案件のうち、諮問第82号他24件については、「原処分相当」との答申が15件、「一部は公開すべきだが、大筋は原処分相当」との答申が1件、「一部を除いて公開すべき」との答申が7件、「全部公開すべき」との答申が2件出され、実施機関はすべて答申どおり決定しています。

諮問第3号、第62号及び第64号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。

なお、これらの審議の詳細は、「Ⅲ 情報公開審査会の審議状況」に掲載しています。

(表一10) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問) 件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
248件	137件	13件	3件	95件	132件

(表-11) 制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て一覧表

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
1	逗子市内マンション建築確認申請書等一部非公開の件	知事	S58.5.12	S58.5.21	S58.9.17	1	一部を除き原処分相当	S58.9.22	答申どおり(一部変更)
2	宗教法人規則変更認証申請書等一部非公開の件	知事	S58.6.14	S58.6.18	S58.9.17	2	一部を除き原処分相当	S58.9.22	答申どおり(一部変更)
3	昭和46年度平作川河道計画調査報告書非公開の件	知事	S58.6.16	S58.6.18	(S58.8.16及びS58.10.24に代理人から非公開理由説明書に対する意見書の提出猶予願を受理、審議中断)				
4	一時恩給簿非公開の件	知事	S58.6.17	S58.6.18	S58.9.17	3	原処分相当	S58.9.22	答申どおり(棄却)
5	57年12月、58年2月定例会厚生常任委員会における優生保護法に関する討議記録非公開の件	議会	S58.6.22	S58.7.9	S58.12.23	4	公開すべき	S59.3.22	答申どおり(変更)
6	昭和57年9月定例会県民環境常任委員会記録非公開の件	議会	S58.9.5	S58.9.17	S58.12.23	5	公開すべき	S59.3.22	答申どおり(変更)
7	酸化防止剤(BHA及びBHT)のうち収去品試験成績通知書一部非公開の件	知事	S58.10.15	S58.10.29	S59.4.7	6	一部を除き公開すべき	S59.4.17	答申どおり(一部変更)
8	第70回神奈川県都市計画地方審議会議事録一部非公開の件	知事	S59.1.9	S59.2.4	S59.7.7	7	公開すべき	S59.8.6	答申どおり(変更)
9	厚木市内県営住宅の標準設計図及び施工図非公開の件	知事	S59.9.27	S59.10.9	(S59.10.11不服申立て取下げ、S59.10.17諮問取下げ)				
10	三保ダム補償に係る土地売買契約書及び補償契約書非公開の件	公営企業管理者	S59.10.6	S59.10.17	S60.3.16	8	原処分相当	S60.3.26	答申どおり(棄却)
11	開発行為許可申請書添付の法面検討書非公開の件	知事	S60.10.7	S60.10.9	S61.2.15	9	一部を除き公開すべき	S61.2.25	答申どおり(一部変更)
12	昭和58年度通常砂防工事(柿ノ木平川、愛甲郡清川村煤ヶ谷地先)に係る丈量図一部非公開の件	知事	S61.6.16	S61.6.18	S61.12.13	10	一部を除き原処分相当	S62.1.8	答申どおり(一部変更)
13	昭和59年及び昭和60年に行われた義務教育費国庫負担金に係る会計検査院の实地検査の結果非公開の件	教育委員会	S61.7.27	S61.8.4	S62.2.14	11	原処分相当	S62.2.26	答申どおり(棄却)
14	全職員リストのうち特定の職員に係る記載部分非公開の件	人事委員会	S62.1.16	S62.1.21	S62.7.18	12	公開すべき	S62.7.22	答申どおり(変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
15	昭和59年度通常砂防工事に係る残地求積図非公開の件	知事	S62.8.20	S62.8.25	S63.2.6	13	原処分相当	S63.2.25	答申どおり(棄却)
16	昭和58年度通常砂防工事に係る測量調査実施設計書一部非公開の件	知事	S62.8.22	S62.8.25	S63.2.6	14	一部を除き原処分相当	S63.2.25	答申どおり(一部変更)
17	国鉄清算事業団用地件名表及び付属図面一部非公開の件	知事	S63.4.19	S63.4.22	S63.12.24	15	一部を除き原処分相当	H1.1.24	答申どおり(一部変更)
18	事業団用地に関する地方公共団体の利用計画調査表及び添付資料非公開の件	知事	S63.4.19	S63.4.22	S63.12.24	16	一部を除き原処分相当	H1.1.24	答申どおり(一部変更)
19	昭和58年4月1日より昭和62年12月31日における単身者からの分家住宅に係る建築許可申請書及び申請者が結婚を証するための添付資料一部非公開の件	知事	S63.6.7	S63.6.9	H1.3.11	17	原処分相当	H1.4.10	答申どおり(棄却)
20	公共職業安定所に係る裁決書の決定がされるまでの調査記録非公開の件	知事	H1.2.6	H1.2.7	H1.6.17	18	一部を除き公開すべき	H1.7.4	答申どおり(一部変更)
21	労働者派遣事業指導監督分析結果非公開の件	知事	H1.8.14	H1.8.17	H2.3.3	19	原処分相当	H2.3.22	答申どおり(棄却)
22	職業安定法第44条及び労働基準法第6条等違反に関する申入れ又は申告の取扱いについて(労働省通達)非公開の件	知事	H1.8.14	H1.8.17	H2.3.3	20	原処分相当	H2.3.22	答申どおり(棄却)
23	川崎縦貫道路計画調整協議会・幹事会関係資料一式一部非公開の件	知事	H1.11.22	H1.12.1	H2.7.21	21	一部を除き原処分相当	H2.9.17	答申どおり(一部変更)
24	昭和55年及び昭和57年開催の優生保護審査会に係る①申請の内容②審議録③決定理由④決定通知書の写し非公開の件	知事	H2.1.26	H2.1.31	H2.7.21	22	一部を除き原処分相当	H2.8.29	答申どおり(一部変更)
25	校則の見直し状況について非公開の件	教育委員会	H2.1.26	H2.2.13	(H2.7.2 不服申立て取下げ、H2.7.5 諮問取下げ)				
26	給水装置新設(改造)工事申請及び施行承認願並びに給水装置所有者変更届非公開の件	公営企業管理者	H2.3.27	H2.4.27	(H2.9.19 不服申立て取下げ、H2.9.25 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
27	即位礼正殿の儀及び大嘗宮儀の出席者と同行者に係わる旅行命令簿非公開の件	議会	H3.1.19	H3.1.31	H3.6.12	23	一部を除き公開すべき	H3.7.10	答申どおり(一部変更)
28	神奈川県東部方面線調査報告書(平成元年12月作成)非公開の件	知事	H3.11.14	H3.11.18	H5.1.26	24	一部を除き公開すべき	H5.2.22	答申どおり(一部変更)
29	平成2年ゴルフ場農薬使用実績報告書一部非公開の件	知事	H4.4.30	H4.5.13	H5.1.26	25	公開すべき	H5.2.22	答申どおり(変更)
30	平成2年度東京都市圏総合都市交通体系調査報告書・計画編非公開の件	知事	H4.9.8	H4.9.17	H5.8.27	26	原処分相当	H5.9.22	答申どおり(棄却)
31	業務取扱要領・職業安定行政手引7-2(雇用保険適用関係)一部非公開の件	知事	H4.10.19	H4.10.27	H5.9.16	27	原処分相当	H5.10.6	答申どおり(棄却)
32	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知事	H4.12.25	H5.1.5	H6.7.22	28	一部を除き公開すべき	H6.7.29	答申どおり(一部変更)
33	産業廃棄物処理業許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H5.2.8	H5.2.12	H6.7.22	29	一部を除き公開すべき	H6.7.29	答申どおり(一部変更)
34	産業廃棄物処理業変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H5.5.10	H5.5.14	H6.7.22	30	原処分相当	H6.7.29	答申どおり(棄却)
35	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教育委員会	H5.5.28	H5.6.8	H6.10.21	31	一部を除き公開すべき	H6.12.26	答申どおり(一部変更)
36	神奈川県立厚木高等学校職員会議録非公開の件	教育委員会	H5.6.11	H5.6.24	H6.10.21	32	一部を除き公開すべき	H6.12.26	答申どおり(一部変更)
37	神奈川県立養護学校教諭の懲戒処分についての伺い一部非公開の件	教育委員会	H5.9.30	H5.10.19	H7.3.27	33	一部を除き公開すべき	H7.5.29	答申どおり(一部変更)
38	神奈川県立外語短期大学教授会議事録非公開の件	教育委員会	H5.11.17	H5.11.29	H7.3.27	34	一部を除き公開すべき	H7.5.29	答申どおり(一部変更)
39	犬、猫等に係る学術研究用譲渡申請書及び学術用譲渡施設調査票一部非公開の件	知事	H5.12.16	H5.12.28	H7.3.27	35	一部を除き原処分相当	H7.4.18	答申どおり(一部変更)
40	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	38	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
41	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	39	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
42	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.2.16	H6.2.23	H8.3.27	40	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
43	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.8	H6.3.16	H8.3.27	41	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
44	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.8	H6.3.16	H8.3.27	42	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
45	村岡・深沢地域整備計画策定調査報告書等一部非公開の件	知事	H6.3.22	H6.3.30	H8.3.27	43	一部を除き公開すべき	H8.7.25	答申どおり(一部変更)
46	神奈川県立高等学校生徒反省文非公開の件	教育委員会	H6.9.16	H6.9.30	H7.10.26	36	原処分相当	H7.11.14	答申どおり(棄却)
47	綾瀬市早川城山特定土地整理組合設立認可申請書等一部非公開の件	知事	H6.12.22	H7.1.5	H7.10.26	37	一部を除き原処分相当	H7.11.16	答申どおり(一部変更)
48	県立病院病棟当直日誌、看護管理当直日誌及び勤務時間割振表一部非公開の件	知事	H7.3.8	H7.3.29	H8.3.27	44	原処分相当	H8.5.10	答申どおり(棄却)
49	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H7.5.29	H7.6.12	H8.3.27	45	一部を除き原処分相当	H8.4.24	答申どおり(一部変更)
50	神奈川県環境影響評価制度検討委員会議事録及び会議資料非公開の件	知事	H7.11.14	H7.11.17	H8.10.16	46	公開すべき	H8.11.18	答申どおり(変更)
51	学校法人財務計算書類非公開の件	知事	H8.1.31	H8.2.7	H8.11.26	47	一部を除き公開すべき	H9.1.22	答申どおり(一部変更)
52	特定病院からの報告書非公開の件	知事	H8.3.18	H8.3.25	H8.11.26	48	一部を除き公開すべき	H9.1.13	答申どおり(一部変更)
53	犬の所有者名簿非公開の件	知事	H8.7.1	H8.7.16	H9.7.25	49	一部を除き原処分相当	H9.8.28	答申どおり(一部変更)
54	旅行命令簿非公開の件	知事	H8.7.10	H8.7.25	(H8.11.7 不服申立て取下げ、H8.11.7 諮問取下げ)				
55	信用組合の救済支援に関する協定書等非公開の件	知事	H8.7.17	H8.7.29	H10.3.27	52	一部を除き原処分相当	H10.5.1	答申どおり(一部変更)
56	退職手当支給調書一部非公開の件	教育委員会	H8.8.30	H8.9.9	H9.10.29	50	公開すべき	H9.12.16	答申どおり(変更)
57	道路用地の購入価格に関する書類非公開の件	知事	H9.1.9	H9.1.27	H10.6.15	53	一部を除き原処分相当	H10.7.24	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定期年月日	決定内容
58	神奈川県東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.8.18	54	一部を除き原処分相当	H10.9.18	答申どおり(一部変更)
59	神奈川県東部方面線地質概査報告書等一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.8.18	55	一部を除き原処分相当	H10.9.18	答申どおり(一部変更)
60	社会福祉法人設立認可申請書の添付書類一部非公開の件	知事	H9.2.17	H9.2.26	H10.12.24	56	一部を除き原処分相当	H11.2.23	答申どおり(一部変更)
61	非常勤講師勤務状況調書等一部非公開の件	教育委員会	H9.2.18	H9.2.27	H9.10.29	51	一部を除き原処分相当	H9.12.16	答申どおり(一部変更)
62	産業廃棄物の処分実績報告書一部非公開の件	知事	H9.3.11	H9.3.17			(中断)		
63	信用組合に係る不祥事件報告書及び検査関係書類一部非公開の件	知事	H9.6.18	H9.6.27	H10.12.24	57	原処分相当	H11.1.26	答申どおり(棄却)
64	指定工場変更許可申請書及び添付書類一部非公開の件	知事	H9.7.9	H9.7.28			(中断)		
65	火災報告非公開の件	知事	H9.10.13	H9.10.30	H11.5.21	58	一部を除き公開すべき	H11.8.19	答申どおり(一部変更)
66	宅地建物取引紛争相談申込書等非公開の件	知事	H9.10.15	H9.10.31	(H11.1.18 不服申立て取下げ、H11.2.4 諮問取下げ)				
67	国民体育大会旅費随時監査に係る関係人調査の実施に関する文書等一部非公開の件	監査委員	H9.11.17	H9.11.25	H11.6.15	59	一部を除き公開すべき	H11.7.16	答申どおり(一部変更)
68	開発行為等の許可に係る相談表一部非公開の件	知事	H9.11.17	H9.12.10	(H10.9.28 不服申立て取下げ、H10.10.13 諮問取下げ)				
69	知事交際費に係る前渡金管理状況表及び領収書等綴り一部非公開の件	知事	H9.12.4	H9.12.10	H11.11.29	60	一部を除き原処分相当	H11.12.24	答申どおり(一部変更)
70	休暇制度全国状況一覧非公開の件	知事	H10.8.4	H10.8.12	H12.7.24	61	一部を除き原処分相当	H12.8.25	答申どおり(一部変更)
71	学校法人消費収支計算書等非公開の件	知事	H10.9.14	H10.9.30	H12.7.24	62	一部を除き公開すべき	H13.2.14	答申どおり(一部変更)
72	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H10.11.9	H10.11.20	H12.11.2	63	一部を除き公開すべき	H12.12.4	答申どおり(一部変更)
73	県立射撃場改築工事支出関係書類一部非公開の件	知事	H10.11.30	H10.12.7	H13.2.16	71	一部を除き公開すべき	H13.3.30	答申どおり(一部変更)
74	県立射撃場リフト設置工事支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H10.11.30	H10.12.7	H13.2.16	72	一部を除き公開すべき	H13.3.13	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
75	神奈川県立高等学校事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H10.12.8	H10.12.28	H12.11.2	64	一部を除き原処分相当	H12.12.28	答申どおり(一部変更)
76	神奈川県立高等学校職員会議録一部非公開の件	教育委員会	H10.12.8	H10.12.28	H12.11.2	65	原処分相当	H12.12.28	答申どおり(棄却)
77	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書等一部非公開の件	知事	H11.1.21	H11.2.1	H12.11.2	66	一部を除き公開すべき	H13.1.4	答申どおり(一部変更)
78	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.3.19	H11.3.26	H12.11.2	67	一部を除き公開すべき	H12.12.21	答申どおり(一部変更)
79	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.3.19	H11.3.26	H12.11.2	68	公開すべき	H12.12.21	答申どおり(変更)
80	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍厚木航空施設基地司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.4.22	H11.4.28	H12.11.2	69	一部を除き公開すべき	H12.12.21	答申どおり(一部変更)
81	特定の産業廃棄物処理業者に関する在日米海軍司令官からの要望書非公開の件	知事	H11.4.22	H11.4.28	H12.11.2	70	公開すべき	H12.12.21	答申どおり(変更)
82	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書等一部非公開の件	教育委員会	H11.6.29	H11.7.21	H13.8.28	79	一部を除き原処分相当	H13.10.23	答申どおり(一部変更)
83	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教育委員会	H11.8.23	H11.9.1	H13.10.17	84	原処分相当	H13.12.26	答申どおり(棄却)
84	公立小学校教員に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H11.8.16	H11.9.10	H13.8.28	80	一部を除き原処分相当	H13.10.23	答申どおり(一部変更)
85	真鶴港活性化計画調査書等一部非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	H13.4.26	73	一部を除き原処分相当	H13.7.17	答申どおり(一部変更)
86	真鶴港再整備計画策定調査報告書非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	H13.4.26	74	公開すべき	H13.7.17	答申どおり(変更)
87	真鶴港臨海部活性化調査報告書非公開の件	知事	H11.8.19	H11.9.16	(H12.10.23 諮問取下げ)				
88	公立中学校教員の人事上の措置書類等一部非公開の件	教育委員会	H11.9.27	H11.10.1	H14.8.7	119	一部を除き公開すべき	H14.9.11	答申どおり(一部変更)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
89	公立小学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件	教育委員会	H11.9.27	H11.10.6	(H11.11.4 不服申立て取下げ、H11.11.12 諮問取下げ)				
90	県立高等学校教員に対する懲戒請求申立書等一部非公開の件	教育委員会	H11.10.20	H11.11.11	(H11.11.16 不服申立て取下げ、H11.11.19 諮問取下げ)				
91	特定の産業廃棄物処理業者から提出された要望書一部非公開の件	知事	H11.11.9	H11.11.19	H13.9.17	82	一部を除き公開すべき	H13.10.26	答申どおり(一部変更)
92	県立高等学校教員に対する懲戒請求申立書等一部非公開の件	教育委員会	H11.12.2	H11.12.6	H13.9.17	83	一部を除き原処分相当	H13.10.29	答申どおり(一部変更)
93	国庫補助金等の不適正経理額返還に関する書類一部非公開の件	教育委員会	H12.2.3	H12.2.15	H14.3.14	111	一部を除き原処分相当	H14.4.26	答申どおり(一部変更)
94	国旗掲揚及び国歌斉唱取組状況調査に対する回答非公開の件	教育委員会	H12.2.3	H12.2.15	H13.8.28	81	原処分相当	H13.10.2	答申どおり(棄却)
95	公立小学校教員に係る事実確認に関する書類一部非公開の件	教育委員会	H12.2.4	H12.2.16	H14.1.10	107	一部を除き公開すべき	H14.3.1	答申どおり(一部変更)
96	公立小学校教員に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H12.2.25	H12.3.9	H14.1.10	108	一部を除き公開すべき	H14.3.1	答申どおり(一部変更)
97	特定の病院の開設許可申請書等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.25	H13.4.26	75	原処分相当	H13.6.6	答申どおり(棄却)
98	特定の病院の病院台帳不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.25	H13.4.26	76	原処分相当	H13.6.7	答申どおり(棄却)
99	特定の法人と健康保険組合との診療契約書等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.28	H13.4.26	77	原処分相当	H13.6.8	答申どおり(棄却)
100	特定の健康保険組合に対する補助金交付関係書類等不存在の件	知事	H12.4.17	H12.4.28	H13.4.26	78	原処分相当	H13.6.9	答申どおり(棄却)
101	国民体育大会派遣旅費に係る預金通帳等一部不存在の件	教育委員会	H12.4.10	H12.5.10	H15.3.12	128	原処分相当		
102	預貯金通帳等一部非公開の件	教育委員会	H12.5.15	H12.5.24	H15.3.12	129	原処分相当		
103	県立高等学校教諭の通勤手当不正受給に係る処分関連文書一部非公開の件	教育委員会	H12.5.11	H12.5.26	(H12.10.3 不服申立て取下げ、H12.10.6 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
104	広域幹線道路都市計画意見書内容分析委託関係書類一部非公開の件	知事	H12.5.26	H12.6.9	H14.6.12	118	一部を除き公開すべき	H14.7.12	答申どおり(一部変更)
105	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.7	H12.6.20	H15.3.12	130	原処分相当		
106	特定の公立中学校教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H12.6.12	H12.6.27	H15.2.4	125	一部を除き公開すべき	H15.3.5	答申どおり(一部変更)
107	県立高等学校転編入試験合否判定会議録等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.29	H12.7.13			(審議中)		
108	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開の件(その2)	教育委員会	H12.6.30	H12.7.13	H15.3.12	131	原処分相当		
109	教育庁経理課に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.30	H12.7.13	H15.3.12	132	原処分相当		
110	産業廃棄物処理業許可等に係る相談票一部非公開の件	知事	H12.6.28	H12.7.18	H14.3.14	112	一部を除き公開すべき	H14.4.26	答申どおり(一部変更)
111	教育庁スポーツ課に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.6.29	H12.7.25			(審議中)		
112	国民体育大会派遣旅費に係る執行伺等一部非公開の件	教育委員会	H12.7.10	H12.7.25			(審議中)		
113	教育庁経理課に係る会議等開催通知一部非公開の件	教育委員会	H12.7.17	H12.7.28	H15.3.12	133	一部を除き原処分相当		
114	教育庁が所管する特定の団体の会計簿等一部非公開の件	教育委員会	H12.7.17	H12.8.8			(審議中)		
115	県立高等学校転編入試験の合否判定に係る意思決定関連書類不存在の件	教育委員会	H12.7.27	H12.8.8			(審議中)		
116	国民体育大会派遣旅費調査結果の算出根拠に係る書類一部非公開の件	教育委員会	H12.8.8	H12.8.23			(審議中)		
117	教育庁が所管する特定の団体に係る支出命令票等不存在の件	教育委員会	H12.8.8	H12.9.19			(審議中)		
118	教育庁における職務専念義務免除申請許可書等一部非公開の件	教育委員会	H12.9.7	H12.9.20			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
119	国民体育大会旅費随時監査職員に係る旅行命令簿一部非公開の件	教育委員会	H12.9.18	H12.9.22			(審議中)		
120	政治資金収支報告書非公開の件	選挙管理委員会	H12.9.21	H12.9.28	H14.5.30	116	原処分相当	H14.6.17	答申どおり(棄却)
121	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(環境農政総務室)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
122	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(環境計画課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
123	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(大気水質課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
124	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(廃棄物対策課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
125	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(緑政課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
126	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(林務課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
127	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(水源の森林推進課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
128	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(農業振興課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
129	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(農地課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
130	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(畜産課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		
131	環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等(水産課)一部非公開の件	知事	H12.9.18	H12.10.4			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
132	体育指導員大会に係る国庫補助金支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H12.8.31	H12.10.6			(審議中)		
133	かながわ駅伝競走大会に係る支出関係書類等一部非公開の件	教育委員会	H12.8.31	H12.10.6			(審議中)		
134	横浜環状北線環境影響評価書等作成に関する書類不存在の件	知事	H12.10.26	H12.11.9	H13.12.19	102	原処分相当	H14.2.13	答申どおり(棄却)
135	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(横浜立野)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	85	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
136	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(横浜日野)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	86	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
137	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(汲沢)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	87	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
138	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(上鶴間)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	88	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
139	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(新磯)非公開の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	89	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
140	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(七里ガ浜)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	90	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
141	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(深沢)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	91	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
142	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(湘南)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	92	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
143	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(湘南台)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	93	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
144	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(小田原城内)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	94	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
145	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(逗子)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	95	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
146	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(相模原)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	96	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
147	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(秦野曾屋)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	97	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
148	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和東)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	98	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
149	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(大和西)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	99	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
150	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(有馬)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	100	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
151	平成13年度特定の県立高等学校入学者選抜における「重視する内容の選考基準」(寒川)不存在の件	教育委員会	H12.10.5	H12.11.16	H13.11.14	101	原処分相当	H13.12.27	答申どおり(棄却)
152	真鶴港再整備計画策定調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	103	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
153	真鶴港臨海部活性化調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	104	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
154	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	105	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
155	真鶴港活性化計画調査報告書に基づく検討会議(民間を除く)資料等不存在の件	知事	H12.11.13	H12.11.24	H13.12.19	106	原処分相当	H14.2.12	答申どおり(棄却)
156	生涯スポーツ振興会議に係る事業費補助金執行伺一部非公開の件	教育委員会	H12.9.8	H12.12.20			(審議中)		
157	生涯スポーツ振興会議に係る事業報告書等不存在の件	教育委員会	H12.9.29	H12.12.20			(審議中)		
158	神奈川県体育指導委員大会講師謝金領収書等一部非公開の件	教育委員会	H12.9.29	H12.12.20			(審議中)		
159	生涯スポーツ振興会議運営費補助金執行伺票等一部非公開の件	教育委員会	H12.10.10	H12.12.20			(審議中)		
160	かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金執行伺一部非公開の件	教育委員会	H12.10.10	H12.12.20			(審議中)		
161	神奈川県体育指導委員連合会に係る支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.10.3	H12.12.27			(審議中)		
162	県立伊勢原射撃場に係る県公安委員会公認手数料執行伺等一部不存在の件	教育委員会	H12.10.25	H12.12.27			(審議中)		
163	神奈川県体力づくり推進委員会等支出関係書類不存在の件	教育委員会	H12.11.7	H12.12.27			(審議中)		
164	国体旅費執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27			(審議中)		
165	国体ユニフォーム代執行伺票及び支出命令票等一部非公開の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27			(審議中)		
166	生涯スポーツ振興会議謝金及び旅費に関する文書不存在の件	教育委員会	H12.11.27	H12.12.27			(審議中)		
167	公立小学校職員に係る事故報告書等一部非公開の件	教育委員会	H12.12.25	H13.1.5	H14.5.30	117	原処分相当	H14.6.14	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
168	教育庁スポーツ課が所管する国庫補助金収入関係書類一部非公開の件	教育委員会	H12.12.28	H13.1.9			(審議中)		
169	国体スケート・アイスホッケー競技会旅費等一部非公開の件	教育委員会	H12.12.28	H13.1.9			(審議中)		
170	神奈川県体育・スポーツ振興期成会預金通帳一部非公開の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.6			(審議中)		
171	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件	知事	H13.1.26	H13.2.7	H14.1.10	109	公開すべき	H14.2.14	答申どおり(変更)
172	海岸保全区域一時使用届一部非公開の件(その2)	知事	H13.1.26	H13.2.7	H14.1.10	110	公開すべき	H14.2.14	答申どおり(変更)
173	神奈川県体育・スポーツ振興期成会に関する支払通知合計票等不存在の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.21			(審議中)		
174	神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に係る執行伺票・支出命令票一部不存在の件	教育委員会	H13.1.30	H13.2.21			(審議中)		
175	住民監査請求関係書類一部非公開の件	監査委員	H13.2.26	H13.3.6			(審議中)		
176	県教育委員会に対する質問書等一部非公開の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
177	教育庁教職員課職員が持参した文書不存在の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
178	市町村立学校教職員の組合活動に係る職務専念義務免除承認関連文書不存在の件	教育委員会	H13.2.26	H13.3.8			(審議中)		
179	訴訟代理人選任伺い一部非公開の件	知事	H13.2.26	H13.3.13			(審議中)		
180	国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長あてに送付された文書等不存在の件	教育委員会	H13.3.6	H13.3.13			(審議中)		
181	鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する素案不存在の件	知事	H13.3.8	H13.3.22	H14.5.13	113	原処分相当	H14.6.25	答申どおり(棄却)
182	特定の証券会社に係る消費生活相談関係書類一部非公開の件	知事	H13.2.13	H13.3.22	H14.5.13	114	原処分相当	H14.6.18	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
183	教育公務員特例法第20条第2項の研修に関する文書等不存在の件	教育委員会	H13.3.12	H13.3.26			(審議中)		
184	公立中学校教員の体罰に係る事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H13.3.12	H13.3.26			(審議中)		
185	教育庁教職員課が管理する職務専念義務免除承認を受けた県立学校等教職員に係る出勤簿等不存在の件	教育委員会	H13.3.19	H13.3.28			(審議中)		
186	他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件	教育委員会	H13.3.29	H13.4.9			(審議中)		
187	教職員組合との覚書等不存在の件	教育委員会	H13.4.13	H13.5.2			(審議中)		
188	給与減額報告書一部非公開の件	教育委員会	H13.4.6	H13.5.2			(審議中)		
189	職務専念義務免除等承認簿一部非公開の件	教育委員会	H13.4.6	H13.5.2			(審議中)		
190	市町村スポーツ主管係長会議に関する文書他一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
191	弁護士相談に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
192	陳情書に対する回答の伺い一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.16			(審議中)		
193	県立伊勢原射撃場リフト設置工事執行関係書類一部非公開の件	教育委員会	H13.4.24	H13.5.24			(審議中)		
194	弁護士との訴訟委託契約に関する文書一部非公開の件	教育委員会	H13.5.16	H13.5.24			(審議中)		
195	図書館の複写サービスに関する文書一部非公開の件	教育委員会	H13.4.16	H13.5.25	H14.9.12	120	原処分相当	H14.11.9	答申どおり(棄却)
196	県立伊勢原射撃場改築工事に関する執行関係書類一部非公開の件	知事	H13.4.19	H13.5.29			(審議中)		
197	特定の教員からの聞き取り調査報告書不存在の件	教育委員会	H13.6.19	H13.6.27	H14.9.12	121	原処分相当	H14.10.3	答申どおり(棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
198	県立高校教員が虚偽研修を自認する文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.3.27	136	一部を除き公開すべき		
199	特定の県立高校教員に係る出勤簿非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.2.4	126	一部を除き公開すべき		
200	県立高校教員の虚偽研修に関する調査報告書等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.4	H13.7.2	H15.3.27	137	一部を除き公開すべき		
201	県立伊勢原射撃場改築工事に関する図面一部非公開の件	教育委員会	H13.6.29	H13.7.18			(審議中)		
202	駅伝競走大会支出関係書類等一部非公開の件	教育委員会	H13.6.29	H13.7.18			(審議中)		
203	体育指導委員連合会支出書類一部非公開の件	教育委員会	H13.7.25	H13.8.10			(審議中)		
204	法人事業税確定申告書非公開の件	知事	H13.3.29	H13.8.17	H14.11.13	122	原処分相当		
205	生涯スポーツ振興費補助金に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
206	国体派遣旅費の通帳不存在の件	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
207	国体派遣旅費の通帳不存在の件(その2)	教育委員会	H13.8.27	H13.9.12			(審議中)		
208	県体育指導委員連合会の支出命令書一部非公開の件	教育委員会	H13.9.26	H13.10.3			(審議中)		
209	県体育スポーツ振興期成会の支出命令票等不存在の件	教育委員会	H13.9.26	H13.10.3			(審議中)		
210	特定の県立学校教職員任用の文書一部非公開の件	教育委員会	H13.10.15	H13.10.24	H14.11.13	123	公開すべき	H14.12.5	答申どおり(変更)
211	国体旅費に係る差額の通帳等不存在の件	教育委員会	H13.10.15	H13.11.8			(審議中)		
212	特定の団体等に係る視察結果報告書等非公開(存否応答拒否)の件	公安委員会	H13.11.14	H13.11.14	H14.5.13	115	原処分相当	H14.6.19	答申どおり(棄却)
213	行政事務監察の結果報告一部非公開の件	教育委員会	H13.11.19	H13.12.7			(審議中)		
214	事情聴取記録一部非公開の件	教育委員会	H13.11.19	H13.12.7			(審議中)		
215	全国体育施設研究協議大会の文書等一部非公開の件	教育委員会	H13.11.30	H13.12.27			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会				不服申立てに対する決定	
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
216	旅費執行伺一部非公開の件	教育委員会	H13.11.29	H13.12.26			(審議中)		
217	スポーツ・ボランティアバンク関係書類一部非公開の件	教育委員会	H13.11.29	H13.12.26			(審議中)		
218	特定教諭の出勤簿非公開の件	教育委員会	H14.1.7	H14.2.7	H14.12.17	124	一部を除き公開すべき	H15.3.26	答申どおり(一部変更)
219	特定の警察署送致に係る脅迫事件について捜査概要が分かる文書一部非公開の件	公安委員会	H14.3.7	H14.3.13			(審議中)		
220	食糧費に係る支出関係書類一部非公開の件	教育委員会	H14.3.18	H14.3.25	H15.3.12	134	公開すべき	H15.3.31	答申どおり(変更)
221	予防治山事業設計書等不存在の件	知事	H14.1.15	H14.3.26	H15.3.18	135	原処分相当		
222	県立伊勢原射撃場リフト維持管理費用に関する文書等不存在の件	教育委員会	H14.4.3	H14.4.30			(審議中)		
223	速度取締り結果の統計一部非公開の件	公安委員会	H14.5.2	H14.5.8	H15.2.4	127	原処分相当	H15.2.26	答申どおり(棄却)
224	特定の警察署が取り扱った恐喝事件の捜査に係る指揮伺い一部非公開の件	公安委員会	H14.5.17	H14.5.23			(審議中)		
225	情報公開課に係る事務分担表不存在	知事	H14.6.10	H14.6.14			(審議中)		
226	特定の県立高等学校教員に係る服務宣誓書不存在の件	教育委員会	H14.6.1	H14.6.18	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.31 諮問取下げ)				
227	特定の県立高等学校教員に係る勤務評定書非公開の件	教育委員会	H14.6.1	H14.6.18	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.31 諮問取下げ)				
228	損害賠償請求事件の被告訴訟代理人弁護士に関する訴訟委任関係文書一部非公開の件	知事	H14.6.19	H14.7.2			(審議中)		
229	特定の県立高等学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		
230	懲戒処分された県立高等学校教員(3名)に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		
231	懲戒処分された特定の県立高等学校教員に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.7.9	H14.7.25			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	情報公開審査会			不服申立てに対する決定		
				諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
232	主任事務主査等昇任 選考基準不存在の件	教育委員会	H14.7.17	H14.7.30			(審議中)		
233	特定の県立高等学校 職員会議録一部非公開の件	教育委員会	H14.6.18	H14.8.12			(審議中)		
234	民間退職金支給実態 調査資料等一部非公開の件	知事	H14.8.21	H14.9.9			(審議中)		
235	特定の県立高等学校の貸与施設等に係る文書不存在の件	教育委員会	H14.6.1	H14.9.26	(H14.10.11 不服申立て取下げ、H14.10.24 諮問取下げ)				
236	道路使用許可申請書等一部非公開の件	公安委員会	H14.9.13	H14.10.2			(審議中)		
237	県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式非公開の件	教育委員会	H14.8.21	H14.10.7			(審議中)		
238	伊勢原射撃場土壌調査等業務委託に係る執行関係書類一部非公開の件	教育委員会	H14.9.27	H14.10.7			(審議中)		
239	県立高等学校教員(4名)の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.9.27	H14.10.16			(審議中)		
240	県立高等学校等教員(12名)の懲戒処分等に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.10.25	H14.10.31			(審議中)		
241	県立高等学校等教員(3名)の懲戒処分に係る文書一部非公開の件	教育委員会	H14.11.13	H14.11.19			(審議中)		
242	採石業務管理者変更届一部非公開の件	知事	H14.12.3	H14.12.11			(審議中)		
243	名誉毀損事件に係る事件指揮簿一部非公開の件	公安委員会	H14.12.13	H14.12.18			(審議中)		
244	通信傍受法に基づく令状請求に係る文書等不存在の件	公安委員会	H14.12.16	H14.12.25			(審議中)		
245	特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等不存在の件	知事	H15.1.15	H15.1.17			(審議中)		
246	特定の2法人の業務管理者等に係る調査報告書一部非公開の件	知事	H15.1.16	H15.1.23			(審議中)		
247	特定植物の分布調査資料一部非公開の件	教育委員会	H15.2.26	H15.3.11			(審議中)		
248	火薬類(煙火)消費許可申請書等一部非公開の件	知事	H15.3.10	H15.3.24			(審議中)		

3 県主導の第三セクター等の情報公開について

県主導の第三セクター等41団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表－12）。

14年度は、8団体に対して28件の公開申出がありました（表－13）。

（表－12）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（平成15年3月31日現在）

(財) 神奈川県厚生福利振興会	(財) あしがら勤労者いこいの村
(財) かながわ学術研究交流財団	(職訓) 神奈川能力開発センター
(株) 湘南国際村協会	(財) 神奈川県都市整備技術センター
(財) 神奈川科学技術アカデミー	神奈川県土地開発公社
(財) 神奈川県国際交流協会	(財) 神奈川県公園協会
(財) 神奈川芸術文化財団	(株) 湘南なぎさパーク
(財) 神奈川文学振興会	神奈川県道路公社
(財) 国際生態学センター	(財) 神奈川県下水道公社
(財) 地球環境戦略研究機関	神奈川県住宅供給公社
(財) かながわ海岸美化財団	(財) 神奈川県企業庁サービス協会
(財) かながわトラストみどり財団	(財) 神奈川県教育福祉振興会
(社) かながわ森林づくり公社	(財) 神奈川県ふれあい教育振興協会
(社) 神奈川県農業公社	(財) かながわ考古学財団
(財) 神奈川県栽培漁業協会	(財) 神奈川県暴力追放推進センター
三崎マリン (株)	(財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(社福) 神奈川県社会福祉事業団	(社福) 神奈川県社会福祉協議会
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	(社) 神奈川県産業貿易振興協会
(財) かながわ健康財団	(財) 神奈川県労働福祉協会
(財) 神奈川中小企業センター	(財) 神奈川県雇用開発協会
(株) ケイエスピー	(財) 神奈川県体育協会
(財) 神奈川高度技術支援財団	

（表－13）県主導の第三セクターに対する公開申出処理状況

団 体 名	請求件数	処理状況		
		公 開	一部公開	非公開
(財) 神奈川県厚生福利振興会	2	1	1	
(財) かながわ学術研究交流財団	1	1		
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	1	1		
(財) 神奈川県都市整備技術センター	4	3		1
神奈川県土地開発公社	1		1	
(財) 神奈川県公園協会	4	1	2	1
神奈川県道路公社	1		1	
神奈川県住宅供給公社	14	2	6	6

*非公開8件は、文書不存在

III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成14年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて4, 171件ありました。公開拒否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっていきます。さらに、当時者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、審査会に3つの部会を設置しています。各部会では、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議し、審査会として25件の答申を行いました。開催回数は、審査会（全体会）が1回、部会が35回となっており、その開催状況及び審議案件の概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿（50音順）（平成15年3月31日現在）

氏名	現職	備考
川島志保	弁護士（横浜弁護士会所属）	
小林重敬	横浜国立大学工学部教授	会長職務代理者
田中隆三	弁護士（横浜弁護士会所属）	
玉巻弘光	東海大学法学部教授	
千葉準一	東京都立大学経済学部教授	
堀部政男	中央大学法学部教授	会長（部会長を兼ねる）
鈴木敏子	横浜国立大学教育人間科学部教授	

情報公開審査会の開催状況

(全体会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第200回	平成14年7月10日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 鈴木委員を第一部会の委員に指名した。 平成13年度情報公開制度の運用状況について、事務局より説明を受けた。 独立行政法人等情報公開法の制定に伴う対応について、事務局より説明を受けた。 諮問第88号、諮問第195号、諮問第197号、諮問第198号～諮問第200号、諮問第204号、諮問第210号、諮問第218号、諮問第219号についての審議状況等について、事務局より説明を受けた後、意見交換をした。 今後の審議予定について、事務局より説明を受け了承した。

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第9回	平成14年4月24日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第88号について、審議した。
第10回	平成14年5月13日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第88号について、審議した。 諮問第104号について、審議した結果、答申することとした[答申第118号]。
第11回	平成14年6月10日(月) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第88号について、審議した。
第12回	平成14年7月16日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第88号について、審議した結果、答申することとした[答申第119号]。 諮問第106号及び第184号について、審議した。 諮問第101号及び第102号について、審議した。
第13回	平成14年8月7日(水) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第106号及び第184号について、審議した。 諮問第101号及び第102号について、審議した。 諮問第105号、第108号、第109号及び第113号について、審議した。
第14回	平成14年9月3日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第106号及び第184号について、審議した。 諮問第101号及び第102号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第15回	平成14年10月17日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第106号及び第184号について、審議した。 諮問第105号、第108号、第109号及び第113号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第16回	平成14年11月19日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第101号について、審議した。 諮問第106号について、審議した。
第17回	平成14年12月17日(火) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第106号及び第184号について、審議した。
第18回	平成15年1月7日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 諮問第106号について、審議した結果、答申することとした[答申第125号]。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第19回	平成15年2月4日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第101号及び第102号について、審議した結果、答申することとした[答申第128号、答申第129号]。 ・諮問第105号、第108号、第109号及び第113号について、審議した結果、答申することとした[答申第130号～答申第133号]。
第20回	平成15年3月17日(月) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第184号について、審議した。 ・諮問第107号及び第115号について、審議した。 ・諮問第111号、第112号、第114号及び第117号について、審議した。

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第9回	平成14年4月22日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第181号について、審議した結果、答申することとした[答申第113号]。 ・諮問第182号について、審議した結果、答申することとした[答申第114号]。 ・諮問第195号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた。
第10回	平成14年5月7日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号について、審議した。 ・諮問第197号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第198号、第199号及び第200号について、審議した。
第11回	平成14年6月4日(火) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号について、審議した。 ・諮問第197号について、審議した。 ・諮問第198号、第199号及び第200号について、指名委員から不服申立人の意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第12回	平成14年7月15日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号について、審議した。 ・諮問第197号について、審議した。
第13回	平成14年8月13日(火) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号について、審議した。 ・諮問第197号について、審議した。 ・諮問第198号、第199号及び第200号について、指名委員から実施機関の意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第213号及び第214号について、審議した。
第14回	平成14年9月4日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第195号について、審議した結果、答申することとした[答申第120号]。 ・諮問第197号について、審議した結果、答申することとした[答申第121号]。 ・諮問第198号、第199号及び第200号について、審議した。 ・諮問第213号及び第214号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第15回	平成14年10月15日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第198号、第199号及び第200号について、審議した。 ・諮問第213号について、審議した。 ・諮問第221号について、審議した。
第16回	平成14年11月25日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第198号、第199号及び第200号について、審議した。 ・諮問第213号及び第214号について、審議した。 ・諮問第221号について、審議した。
第17回	平成14年12月26日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第198号について、審議した。 ・諮問第213号について、審議した。 ・諮問第221号について、審議した。
第18回	平成15年1月20日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第221号について、審議した。 ・諮問第198号及び第200号について、審議した。 ・諮問第199号について、審議した結果、答申することとした[答申第126号]。 ・諮問第213号及び第214号について、審議した。
第19回	平成15年2月3日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第221号について、審議した結果、答申することとした[答申第135号]。 ・諮問第198号及び第200号について、審議した結果、答申することとした[答申第136号、答申第137号]。 ・諮問第213号及び第214号について、審議した。
第20回	平成15年3月12日(水) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第213号及び第214号について、審議した結果、答申することとした[答申第138号、答申第139号]。

(第三部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第9回	平成14年4月17日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第120号について、審議した。 ・諮問第167号について、審議した。 ・諮問第212号について、審議した結果、答申することとした[答申第115号]。
第10回	平成14年5月2日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第120号について、審議した結果、答申することとした[答申第116号]。 ・諮問第167号について、審議した結果、答申することとした[答申第117号]。 ・諮問第219号について、審議した。
第11回	平成14年6月12日(水) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について、審議した。 ・諮問第210号及び第218号について、審議した。
第12回	平成14年7月25日(木) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について、指名委員から実施機関の意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第210号及び第218号について、審議した。
第13回	平成14年8月14日(水) 県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について、審議した。 ・諮問第210号及び第218号について、審議した。 ・諮問第223号について、審議した。

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第14回	平成14年10月29日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第204号について、審議した結果、答申することとした[答申第122号]。 ・諮問第210号について、審議した結果、答申することとした[答申第123号]。 ・諮問第223号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。
第15回	平成14年11月13日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第218号について、審議した結果、答申することとした[答申第124号]。 ・諮問第223号について、審議した。 ・諮問第224号について、審議した。
第16回	平成14年12月9日(月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第223号について、審議した。 ・諮問第224号について、指名委員から意見聴取等の報告を受けた後、審議した。 ・諮問第220号について、審議した。
第17回	平成15年1月15日(水) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第223号について、審議した結果、答申することとした[答申第127号]。 ・諮問第224号について、審議した。 ・諮問第220号について、審議した結果、答申することとした[答申第134号]。
第18回	平成15年2月19日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第224号について、審議した。 ・諮問第234号について、審議した。
第19回	平成15年3月18日(火) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第224号について、審議した。 ・諮問第219号について、審議した。 ・諮問第234号について、審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。

IV 情報公開運営審議会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、実施機関がこの条例に定める県民の権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用することを規定しています。そして、実施機関が行政文書の整備や行政文書の閲覧手続等の迅速化など情報公開制度の改善についての施策を立案し、実施する場合には、情報公開運営審議会の意見を聴かなければならないと定めています。運営審議会は、学識経験者、県民各界代表、市町村代表で構成されていますが、このような運営審議会を設置していることは、神奈川県の制度の大きな特徴です。

運営審議会では、第1期から各任期（2年間）の終わりに、情報公開制度の運用改善について報告書を取りまとめ、知事に提言してきました。また、第8期では、制度の根本的な見直しも含め、「公文書公開制度の充実について」知事へ答申しました。

第10期（平成13年4月～平成15年3月）運営審議会では、1. 第9期運営審議会から提言された事項への対応状況、2. 情報公開条例運用上の今後の課題について報告書を取りまとめ、知事へ提言しました（詳細は資料編参照）。

2の情報公開条例運用上の今後の課題としては、情報公開手続等の電子化を進めるに当たっての課題に積極的に取り組むこと、既に情報公開制度を実施している41団体に次いで県からの出資の比率や補助金額が大きい団体について、当面、財務書類等の情報提供を働きかけること、情報公開請求に対する諾否の決定の一層の迅速化を図ることなどを提言しています。

情報公開運営審議会の開催状況(平成14年度)

開催回	開催日・場所	審 議 内 容
第67回	H14. 6. 6 (木) 神奈川中小企業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議公開について ・ 不適正な大量請求の取扱い要綱の制定について ・ 第10期運営審議会報告に向けた今後の進め方について ・ 情報公開手続等のオンライン化について ・ 情報公開条例の運用状況について ・ 情報公開条例第5条第7号の解釈・運用について ・ 独立行政法人等情報公開法の制定に伴う対応について ・ その他
第68回	H14. 11. 18 (月) かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議公開要領(案)について ・ 第10期運営審議会報告書について ・ 情報公開条例の運用状況について ・ その他
第69回	H15. 3. 11 (火) 神奈川中小企業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10期運営審議会報告書(案)について ・ 存否応答拒否事例の報告について ・ 存否応答拒否に係る訴訟について ・ その他

第10期神奈川県情報公開運営審議会委員名簿

氏名	現職	備考
新井通子	かながわ女性会議研究会リーダー	
磯部力	東京都立大学教授	会長
岩澤直捷	神奈川県中小企業団体中央会専務理事	
大胡文夫	神奈川新聞社編集局長	副会長
大澤洋一郎	神奈川県自然保護協会理事	
川瀬豊子	神奈川県社会福祉協議会経営者部会委員	
北村喜宣	上智大学教授	
小西正典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長	
小山秀文	神奈川県立高等学校PTA連合会会長	
関本信	神奈川県医師会副会長	
沼尾雅徳	横浜弁護士会弁護士	
藤原静雄	国学院大学教授	
森谷亘暉	産能大学教授	
山口昇士	箱根町長	
山本捷雄	藤沢市長	
若林冴子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	

(50音順) (平成15年3月31日現在)

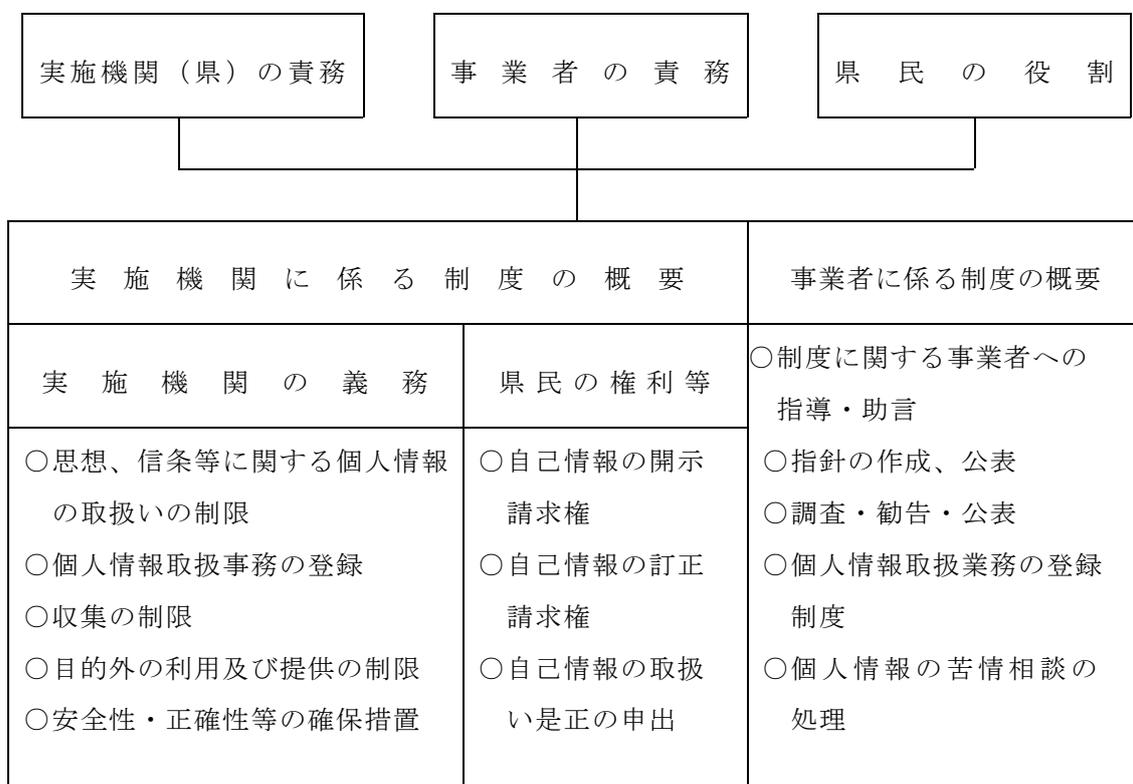
I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

人々の生活が便利で豊かになってきている反面、個人情報の取扱いに伴って個人の権利利益の侵害のおそれが生じてきており、県民の間にも不安感が生じていました。

こうしたことから、県では、個人情報の取扱いについて、社会的なルールの確立をめざして平成2年10月1日、都道府県で初めて「神奈川県個人情報保護条例」を施行しました（平成2年3月30日公布）。

この制度は、県、事業者そして県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとするもので、条例のあらまきは、次の図のとおりです。



2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が重要であることから、県の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う

個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。

その目的を達成するために、県が保有する個人情報の保護を図るばかりでなく、民間事業者が保有する個人情報の保護についても対象としていること、電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も対象としていること、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県に登録し、これを県民に明らかにすることによって事業者の個人情報の取扱いの社会的ルール化を図ることを目的とした、個人情報取扱業務登録制度を実施していることなどの特徴があります。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものです。

イ 対象となる県の機関及び責務（条例第2条、第3条）

県の機関とは、この制度を実施する県の機関（「実施機関」といいます。）で、次の11の機関です。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、県民及び事業者の意識啓発に努めなければなりません。

ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに県の施策に協力する責務を有し、保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければなりません。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはなりません。

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民に自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめその事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。

また、登録した事項を神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 取扱い目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととするとともに、法令の規定に基づき収集するとき、本人の同意に基づき収集するときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければならないなりません。

(エ) 目的外の利用及び提供の制限（第9条）

法令の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、収集したときの目的以外の目的に個人情報を利用し、または提供してはなりません。

(オ) オンライン結合による提供（第10条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないこととするとともに、提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(カ) その他

安全性、正確性等の確保措置（第11条）、職員の義務（第12条）、取扱い等の委託（第13条）、廃棄（第14条）について、条例で実施機関等に義務が課せられています。

イ 自己情報をコントロールする権利（開示及び訂正の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開示及び訂正の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第15条～第20条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、その個人情報を開示することにより、請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになるとき、法人等が有する競争上の正当な利益

を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、その個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により個人情報を開示します。

試験結果等の個人情報については、口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第21条～第23条）

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 決定に対する救済（神奈川県個人情報保護審査会（第24条））

開示又は訂正の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

ウ 自己情報の取扱いの是正の申出（第26条）

実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、申出書を提出してその取扱いの是正を申し出ることができます。

実施機関は、是正の申出を受けたときは、遅滞なく、必要な調査を行い、審議会の意見を聴いた上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を申出者に書面で通知しなければなりません。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言（第28条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 個人情報の取扱いに関する指針の作成、公表（第29条）

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。

なお、平成2年10月に「事業者の保有する個人情報の取扱いに関する指針」を作成し、公表しています。

ウ 個人情報取扱業務の登録制度

(ア) 事業者は、県内で行う個人情報の取扱いに係る業務に関し、業務の名称及び目的、個人情報の取扱いの概要その他一定の事項について、知事の登録を受けることができます。また、知事は、当該事項を登録した登録簿を一般の縦覧に供さなければなりません（第30条）。

(イ) 業務の登録を受けた事業者に対する調査の要請（第31条）

知事は、登録を受けた事業者に対して、当該登録を受けた業務に関して説明又は資料の提出を要請することができます。

(ウ) 業務の登録の表示（第32条）

登録を受けた事業者は、当該登録を受けた業務に係る個人情報の取扱いについて、「登録済マーク（PDマーク）」を表示することができます。

エ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます（第36条）。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます（第37条）。

(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません（第38条）。

オ 苦情相談の処理（第39条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

II 運用状況

1 概要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成15年3月31日までに214,955人が利用し、利用件数は215,165件になりました(表-1)。そのうち平成14年度の利用者は12,442人、利用件数は12,451件で、利用人数、件数とも平成13年度より約1200件減少しています。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く12,047件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は134件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は11,911件でした。また、自己情報の訂正の請求件数は2件あり、自己情報の取扱いが不適正であるとした是正の申出はありませんでした。

個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は400件あり、その主な内容は、事業者の個人情報取扱業務登録に関するものが347件、業務登録以外の事業者が保有する個人情報の取扱いに関するものが22件、指針関係が9件となっています。

個人情報の取扱いについての相談等は4件あり、事業者に関する苦情相談が4件でした。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成15年3月31日現在、事務数が1,999件、類型数^{*1}が2,470件、文書件名数^{*2}が5,560件となっています。

^{*1} 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類(例えば、講師、受講者、申請者等)の数です。

^{*2} 文書件名数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される行政文書の種類(申請書、許可台帳、廃止届等)の数です。

また、事業者の個人情報取扱業務の登録については、平成14年度中は337事業者から520業務について新規の登録申請があり、8事業者から11業務の廃止の届出がありました。この結果、平成15年3月31日現在、7,388事業者、13,176業務が登録されています。

(表-1)

個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成15年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地区行政センター等)			合 計				
	2～13年 度	14年度	計	2～13年 度	14年度	計	2～13年 度	14年度	計		
利用者数	来 訪	33,764人	3,765	37,529	165,525人	8,353	173,878	199,289人	12,118	211,407	
	文書郵送	2	1	3	4	4	8	6	5	11	
	電 話	1,721	280	2,001	1,497	39	1,536	3,218	319	3,537	
	小 計	35,487	4,046	39,533	167,026	8,396		202,513	12,442	214,955	
利 用 件 数	請 求	開示請求 (簡易開示除く)	240	80	320	167	54	221	407	134	541
		簡易開示	33,224	3,655	36,879	164,600	8,256	172,856	197,824	11,911	209,735
		訂正	16	1	17	3	1	4	19	2	21
		小 計	33,480	3,736	37,216	164,770	8,311	173,081	198,250	12,047	210,297
	是正申出	4	0	4	0	-	0	4	0	4	
	問 題 照 会	開示請求関係	118	0	118	76	0	76	194	0	194
		その他県保有 関係	43	8	51	24	0	24	67	8	75
		指針関係	126	9	135	42	0	42	168	9	177
		事業者登録関 係	1,477	265	1,742	1,878	82	1,960	3,355	347	3,702
		その他民間保 有関係 制度全般	156	21	177	49	1	50	205	22	227
小計	2,085	315	2,400	2,278	85	2,363	4,363	400	4,763		
相 談 等	事業者に関する 苦情相談	48	4	52	9	-	9	57	4	61	
	その他の苦情	33	0	33	7	-	7	40	0	40	
	小計	81	4	85	16	-	16	97	4	101	
合計	35,650	4,055	39,705	167,064	8,396	175,460	202,714	12,451	215,165		
実施機関の個人情報 取扱登録件数 (累計)	事務数 1,999件			類型数 2,470件			文書件名数 5,560件				
事業者の個人情報 取扱業務	平成2～13年度登録数			平成14年度登録数			累 計				
登録件数	新規登録 件数	12,879件 (7,165事業者)			520件 (337事業者)			13,399件 (7,502事業者)			
	廃止件数 (△)	△212件 (△106[△16]事業者)			△11件 (△8[△1]事業者)			△223件 (△114件[△17]事業者)			
	登録簿登 録件数	12,667件 (7,059事業者)			509件 (329事業者)			13,176件 (7,388事業者)			

※事業者の個人情報取扱業務登録件数の廃止件数欄に該当する事業者数の[]内(外数)は、廃止業務以外に登録業務があり、登録事業者の合計数に変わりはありません。

2 自己情報の開示、訂正請求、是正の申出の状況

(1) 開示請求の件数

平成14年度の自己情報の開示請求の件数は134件で、平成13年度と比べ5割余り増加しました。部局別内訳では、教育委員会が75件(全体の56.0%)、衛生部が22件(同26.9%)などとなっています。

(表-2) 年度別部局別内訳 (単位:件)

部 局 名	2～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計
総 務 部	13	2	1	4	2	3	25
県 民 部	8	4	1	6	11	10	40
環 境 農 政 部	5	0	4	0	1	0	10
福 祉 部	9	3	2	1	2	5	22
衛 生 部	28	9	10	18	22	36	123
商 工 労 働 部	1	0	0	2	0	0	3
県 土 整 備 部	3	1	3	8	5	4	24
行政センター	3	0	0	0	1	0	4
知 事 部 局 計	70	19	21	39	44	58	251
公営企業管理者	3	0	0	0	0	1	4
教 育 委 員 会	64	23	48	24	27	75	261
人 事 委 員 会	22	1	1	0	1	0	25
計	159	43	70	63	72	134	541

(2) 開示請求の内容

請求内容は、医療関係が32件(全体の23.9%)、試験関係が12件、その他が90件(うち教育委員会関係が67件)となっています。

(表-3) 内容別内訳 (単位:件)

内 容	2～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計
試 験 情 報 等	60	2	5	6	2	12	87
医 療 情 報 等	35	7	7	17	20	32	118
その他(うち教育委員会)	64(41)	34(22)	58(46)	40(21)	50(27)	90(67)	336(224)
計	159	43	70	63	72	134	541

(3) 開示請求に対する処理の状況

開示請求のあった134件の決定状況は、開示が93件(全体の69.4%)、一部開示が28件(同20.9%)、不開示(請求された情報が存在しない場合も含む)が10件となっています。

(表-4) 処理状況の内訳 (単位:件)

処理状況別	2～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
開示(うち不存在)	106(14)	30(8)	45(12)	32	40	93	346(34)
一部開示(うち不存在)	46	11	22	23(4)	22(3)	28(3)	152(10)
不開示(うち不存在)	6	2	2	7(4)	8(5)	10(10)	35(19)
取 下 げ	1	0	1	1	2	3	8
計	159	43	70	63	72	134	541

(備考1) 不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含まれることとなった。

(備考2) 平成13年度の不開示件数には、却下1件を含む。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされた38件の不開示理由についてみると、条例第15条第4項第1号、第3号及び第5号並びに不存在で全体の不開示理由の82.5%を占めています。

(表-6) 不開示(一部開示を含む)情報等の不開示理由別内訳 (単位:項)

不開示理由の項目	2～9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
1号他の個人に関する情報	28	10	12	10	14	20	94
2号法人等に関する情報	2	0	0	2	0	9	13
3号指導、診断、評価、選考等に関する情報	42	9	14	14	13	5	97
4号審議、検討、調査研究等に関する情報	3	1	4	1	0	0	9
5号事業の実施に関する情報	30	8	17	10	15	9	89
6号犯罪捜査等に関する情報	0	0	0	0	0	0	0
7号法令の定めによる情報	0	0	0	0	0	1	1
8号未成年者に関する情報	—	—	—	0	2	0	2
不 存 在	—	—	—	8	8	13	29
却 下 (請求対象外文書)	—	—	—	—	1	—	1
計	105	28	47	45	53	57	335

(備考1) 1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1項ずつ計上した。

(備考2) 条例改正前の決定については、相当する改正後の不開示理由の項目に計上した。

(5) 訂正請求の状況

訂正請求は2件（すべて教育委員会）あり、決定状況は、訂正が1件、不訂正が1件となっています。

（表－7） 訂正請求に対する処理状況

番号	請求月日	請求の内容	内容別	所管部局等	決定内容	不服申立て	不訂正部分の内容
130	7/22	特定の教員に対する指導力判定調書	その他	教育委員会	不訂正	9/20 諮問 57号	事実認定
284	2/10	卒業生台帳に記載された生年月日	その他	教育委員会	訂正		生年月日

(6) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て

開示等の請求拒否処分に対する不服申立てに係る個人情報保護審査会への諮問は、平成14年度には15件ありました。今までの答申54件に係る審議回数は、平均4.1回、諮問から答申までの日数は、平均321.1日（中断日数控除後は、平均288.7日）となっています（審議の詳細は、Ⅲ参照）。

（表－8 a） 制度発足以降の不服申立て総括表

不服申立て	処 理 状 況			取下げ	決 定
	諮 問	答 申	係 属		
60件	60件	54件	5件	1件	51件

（表－8 b） 答申(54件)の内容別内訳

処分庁の判断どおり	33件
大筋は処分庁の判断どおり	5件
大筋は処分庁の判断を覆す	8件
処分庁の判断を覆す	8件

(表-8c) 制度発足以降の不服申立て一覧表

(平成15年3月31日現在)

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
1	申立	2.12.26	カルテ等(病院からの紹介書を含む。)不開示の件	知事	原処分妥当(①) [答申第1号]	6回	答申 どおり (棄却)
	諮問	2.12.27				196日	
	答申	3.7.10					
	決定	3.7.22					
2	申立	3.5.21	診療録、看護記録及び診療報酬明細書不開示の件	知事	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第2号]	7回	答申 どおり 一部 変更
	諮問	3.5.22				219日	
	答申	3.12.26					
	決定	4.1.24					
3	申立	3.12.6	措置入院に関する診断書及び精神保健法第23条に基づく申請書不開示の件	知事	原処分妥当(①) [答申第3号]	8回	答申 どおり (棄却)
	諮問	3.12.9				229日	
	答申	4.7.24					
	決定	4.8.5					
4	申立	5.7.23	平成4年2月24日付け事故報告書(メモ)部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第5号]	9回	答申 どおり 一部 変更
	諮問	5.8.5				359日	
	答申	6.7.29					
	決定	6.8.31					
5	申立	5.8.4	県立高等学校生徒指導要録部分不開示の件	教育委員会	開示が妥当(④) [答申第4号]	8回	答申 どおり (変更)
	諮問	5.8.11				241日	
	答申	6.4.8					
	決定	6.6.6					
6	申立	6.1.13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第8号]	7回	答申 どおり 一部 変更
	諮問	6.1.26				416日	
	答申	7.3.17					
	決定	7.5.29					
7	申立	6.1.13	県立学校教員の人事上の措置等部分不開示の件	教育委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第9号]	7回	答申 どおり 一部 変更
	諮問	6.1.26				416日	
	答申	7.3.17					
	決定	7.5.29					

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
8	申立	6. 2. 23	県立学校教員の人事 上の措置等部分不開 示の件	教 育 委員会	一部を除いて開 示が妥当(②) [答申第10号]	7回 375日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	6. 3. 8					
	答申	7. 3. 17					
	決定	7. 5. 29					
9	申立	6. 6. 3	退院請求に係る精神 医療審査会資料等部 分不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第6号]	6回 269日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 6. 8					
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
10	申立	6. 8. 15	精神保健相談記録部 分不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第7号]	6回 200日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 8. 16					
	答申	7. 3. 3					
	決定	7. 3. 20					
11	申立	6. 9. 16	県立高等学校生徒反 省文不開示の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第11号]	5回 294日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	6. 9. 30					
	答申	7. 7. 20					
	決定	7. 8. 10					
12	申立	7. 10. 25	措置入院に関する診 断書等部分不開示の 件	知 事	原処分妥当(①) [答申第12号]	6回 265日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 1					
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 9. 10					
13	申立	7. 10. 31	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第13号]	6回 258日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	7. 11. 8					
	答申	8. 7. 22					
	決定	8. 8. 19					
14	申立	8. 3. 25	県立高等学校進級判 定会議録部分不開示 の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第14号]	4回 213日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	8. 4. 2					
	答申	8. 10. 31					
	決定	8. 11. 20					

諮問	年月日		案 件 名	実施機関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
15	申立	8. 4. 1	県立高等学校進級判定会議資料不訂正の件	教 育 委員会	請求された訂正の内容を付記すべき(③) [答申第15号]	7回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	8. 4. 15				311日	
	答申	9. 2. 19					
	決定	9. 3. 28					
16	申立	8. 4. 17	措置入院に関する診断書等一部不開示の件	知 事	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第24号]	6回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	8. 4. 26				1663日	
	答申	12. 11. 13				中 断 1319日 を含む	
	決定	13. 1. 30					
17	申立	10. 2. 24	県立高等学校生徒指導要録一部開示の件	教 育 委員会	開示が妥当(④) [答申第16号]	5回	答 申 どおり (変更)
	諮問	10. 3. 10				193日	
	答申	10. 9. 18					
	決定	10. 10. 5					
18	申立	10. 4. 30	県立外語短期大学教授会議事録一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第17号]	8回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 5. 7				357日	
	答申	11. 4. 28					
	決定	11. 5. 31					
19	申立	10. 8. 27	公立中学校教員の人事上の措置等一部不開示の件	教 育 委員会	原処分妥当(①) [答申第18号]	5回	答 申 どおり (棄却)
	諮問	10. 9. 7				326日	
	答申	11. 7. 29					
	決定	11. 10. 15					
20	申立	10. 12. 8	県立高等学校事故報告書等一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(③) [答申第25号]	5回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 12. 28				747日	
	答申	13. 1. 12				中 断 214日 を含む	
	決定	13. 3. 9					
21	申立	10. 12. 8	県立高等学校職員会議録等一部不開示の件	教 育 委員会	一部を除いて開示が妥当(②) [答申第26号]	5回	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	10. 12. 28				747日	
	答申	13. 1. 12				中 断 214日 を含む	
	決定	13. 5. 21					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
22	申立	11. 7. 16	看護記録不開示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第19号]	6 回 285日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 7. 30					
	答申	12. 5. 9					
	決定	12. 5. 26					
23	申立	11. 7. 27	公立中学校教員の体 罰に係る事故報告書 不訂正の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第20号～ 答申第22号]	3 回 329日	答 申 どおり (棄却)
24	諮問	11. 8. 6					
25	答申	12. 6. 29					
決定	12. 7. 21						
26	申立	11. 8. 2	県立高等学校教員に 係る事故報告書等一 部不開示の件	教 育 委 員 会	一部を除いて開 示が妥当(②) [答申第23号]	4 回 397日	答 申 どおり 一部 変更
	諮問	11. 8. 9					
	答申	12. 9. 8					
	決定	12. 10. 3					
27	申立	11. 10. 18	県立高等学校生徒に 係る事故報告書不訂 正の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第27号]	3 回 453日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	11. 11. 15					
	答申	13. 2. 9					
	決定	13. 3. 9					
28	申立	12. 3. 23	県立高等学校生徒指 導要録一部不開示の 件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第28号]	4 回 443日	答 申 どおり (変更)
	諮問	12. 4. 3					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 6. 29					
29	申立	12. 6. 19	県立高等学校「学校 保健日誌」一部不開 示の件	教 育 委 員 会	(14. 2. 14 諮問取下げ)		
	諮問	12. 6. 28					
	答申	—					
	決定	—					
30	申立	12. 7. 28	県立高等学校生徒緊 急連絡網一部不開示 の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第29号]	4 回 327日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 15					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 9. 11					

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
31	申立	12. 8. 18	県立外語短期大学人事委員会議事録一部不開示の件	教育委員会	原処分妥当(①) [答申第30号]	3回 306日	答申 どおり (棄却)
	諮問	12. 8. 25					
	答申	13. 6. 19					
	決定	13. 7. 26					
32	申立	13. 3. 6	県税事務所への申立て及び不動産取得税の課税に関する申立て不訂正の件	知事	原処分妥当(①) [答申第32号～ 答申第34号]	4回 303日	(未決定)
33	諮問	13. 3. 29					
34	答申	14. 1. 25					
	決定	(未決定)					
35	申立	13. 3. 29	調査書原簿及び指導要録不訂正の件	教育委員会	記載事項の基準を見直し加筆訂正すべき(④) [答申第31号]	3回 176日	答申 どおり (変更)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	13. 10. 19					
	決定	13. 12. 19					
36	申立	13. 4. 13	国旗・国歌に関する調査の回答文不訂正の件	教育委員会	不訂正とした処分を取り消し、削除すべき(④) [答申第40号]	4回 386日	答申 どおり (削除)
	諮問	13. 4. 27					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 5					
37	申立	13. 6. 8	生徒指導要録及び調査書原簿一部不開示の件	教育委員会	開示が妥当(④) [答申第42号]	2回 403日	答申 どおり (変更)
	諮問	13. 6. 19					
	答申	14. 7. 26					
	決定	14. 9. 30					
38	申立	13. 6. 19	特定の教諭からの聞き取り調査報告書不 存在の件	教育委員会	原処分妥当(①) [答申第35号～ 答申第36号]	3回 297日	答申 どおり (棄却)
39	諮問	13. 6. 27					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
40	申立	13. 7. 31	特定の県立高等学校長報告書不訂正の件	教育委員会	訂正請求書及び意見書を資料と して添付することもって、訂正措置とすべき(③) [答申第37号～ 答申第38号]	4回 256日	答申 どおり 一部 変更
41	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
42	申立	13. 8. 1	自己情報不訂正決定 に係る文書一部不開 示の件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第39号]	3回 256日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 8. 7					
	答申	14. 4. 19					
	決定	14. 5. 27					
43	申立	13. 9. 20	措置入院の決定等に 関する文書一部不開 示の件	知 事	原処分妥当(①) [答申第41号]	4回 232日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	13. 9. 28					
	答申	14. 5. 17					
	決定	14. 7. 12					
44	申立	13. 11. 16	措置入院に対する審 査請求に係る文書一 部不開示の件	知 事	(審 議 中)		
	諮問	13. 11. 27					
	答申	(審議中)					
	決定						
45	申立	13. 11. 26	指導要録一部不開示 の件	教 育 委 員 会	開示が妥当(④) [答申第43号]	2回 320日	答 申 どおり (変更)
	諮問	13. 12. 10					
	答申	14. 10. 25					
	決定	15. 1. 22					
46	申立	14. 5. 9	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第44号]	2回 164日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 5					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 20					
47 48	申立	14. 6. 17	行政文書一部公開決 定に係る起案文書不 存在の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第45号～ 答申第46号]	2回 143日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 26					
	答申	14. 11. 15					
	決定	14. 12. 10					
49 ～ 55	申立	14. 6. 18	行政文書一部公開決 定に係る起案文書一 部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第47号～ 答申第53号]	1回 208日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 6. 28					
	答申	15. 1. 21					
	決定	15. 2. 27					

諮問	年 月 日		案 件 名	実 施 機 関	答 申 内 容	審議回数・日数*	決 定 内 容
56	申立	14. 8. 2	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	原処分妥当(①) [答申第54号]	1 回 151日	答 申 どおり (棄却)
	諮問	14. 9. 13					
	答申	15. 2. 10					
	決定	15. 3. 18					
57	申立	14. 9. 10	教員の指導力判定調査等不訂正の件	教 育 委 員 会	(審 議 中)		
	諮問	14. 9. 20					
	答申	(審議中)					
	決定						
58	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	(審 議 中)		
	諮問	14. 10. 16					
	答申	(審議中)					
	決定						
59	申立	14. 9. 26	特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件	教 育 委 員 会	(審 議 中)		
	諮問	14. 10. 16					
	答申	(審議中)					
	決定						
60	申立	15. 2. 26	推薦入試面接カード一部不開示の件	教 育 委 員 会	(審 議 中)		
	諮問	15. 3. 24					
	答申	(審議中)					
	決定						

(備考1) 答申内容()内の凡例

①; 処分庁の判断どおり

②; 大筋は処分庁の判断どおり

③; 大筋は処分庁の判断を覆す

④; 処分庁の判断を覆す

(備考2) 日数*は、諮問から答申までの日数

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報とは、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、試験結果だけを対象としています。平成15年3月31日現在で、知事部局47試験、教育委員会8試験、人事委員会9試験の合計64試験について、試験の性質に応じて個々に得点、順位またはランクを簡易開示の対象とする個人情報として定めています。

平成14年度に、簡易開示を実施した試験数は41試験でした。

(2) 簡易開示の請求件数

平成14年度の簡易開示の請求件数は、11,911件でした。各試験の中で最も請求が多かったのは、高等学校入学者選抜（学力検査）で、全日制の一次募集及び二次募集、定時制の件数を合わせて7,822件と全体の65.7%となっています。その他、請求の多かった試験は、准看護師試験が448件、公立学校教員採用候補者選考試験が443件、警察官採用試験が411件となっています。

また、開示の対象者数（受験者数等）に対して、どのくらいの請求があったかについては、全体で84,125人の対象者に対して、請求者の割合は14.2%になっております。

平成14年度 簡易開示の実施状況

(表一 9)

(平成15年 3月31日現在)

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
1	職員（現業）採用選考	総務部	人事課	—	—		14年度実施せず
2	職員（現業）身体障害者採用選考	〃	〃	—	—		14年度実施せず
3	任期付研究員採用選考	〃	〃	0	15年2月27日	県政情報センター	総合ランク
4	臨時的任用職員登録選考試験	〃	〃	129	15年2月3日	〃	総合得点、順立
5	神奈川県特別研究員採用選考	企画部	科学技術振興課	0	14年3月22日	産業技術総合研究所	総合ランク
6	狩猟免許試験	環境農政部	緑政課	10	14年7月31日	県政情報センター	科目別得点
7	介護支援専門員実務研修受講試験	福祉部	高齢者保健福祉課	295	14年12月9日	〃	分別得点
8	保育士試験	〃	児童福祉課	372	14年10月28日	〃	科目別得点
9	産業技術短期大学校入学試験	商工労働部	産業人材課	7	14年3月13日	産業技術短期大学校	科目別得点、総合得点
10	高等職業技術校入校選考学科試験	〃	各高等職業技術校	286	14年3月8日	各高等職業技術校	科目別得点、総合得点
11	神奈川県障害者職業能力開発校入校選考学科試験	〃	産業人材課	4	15年2月24日	障害者職業能力開発校	科目別得点、総合得点
12	職業訓練指導員試験	〃	〃	12	14年12月4日	産業人材課	科目別得点
13	技能検定試験	〃	〃	93	14年3月25日	〃	科目別得点
14	保健福祉大学保健福祉学部入学試験	衛生部	県立大学開学準備課	312	15年2月3日	県政情報センター	総合得点、順立
15	保健福祉大学実践教育センター入学試験	〃	〃	44	15年2月13日	看護教育大学校	順位
16	栄養短期大学入学試験（推薦入学試験を除く。）	〃	栄養短期大学	—	—		14年度実施せず
17	衛生短期大学入学試験（推薦入学試験を除く。）	〃	衛生短期大学	—	—		14年度実施せず
18	歯科技工士試験	〃	医療整備課	122	14年3月22日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
19	准看護師試験	〃	〃	448	14年3月13日	〃	科目別得点、総合得点
20	看護教育大学校入学試験	〃	看護教育大学校	—	—		14年度実施せず
21	看護教育大学校附属看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	看護大附属看護専門学校	—	—		14年度実施せず
22	看護教育大学校附属看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
23	看護教育大学校附属看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
24	平塚看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	平塚看護専門学校	—	—		14年度実施せず
25	平塚看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
26	平塚看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
27	看護専門学校入学試験（推薦入学試験）	〃	看護専門学校	—	—		14年度実施せず
28	看護専門学校入学試験（長期研修試験推薦入学試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
29	看護専門学校入学試験（第1次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず
30	看護専門学校入学試験（第2次試験）	〃	〃	—	—		14年度実施せず

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
31	調理師試験	〃	生活衛生課	350	14年 7月22日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
32	製菓衛生師試験	〃	〃	91	14年 8月13日	〃	科目別得点、総合得点
33	ふぐ包丁師学科試験	衛生部	生活衛生課	110	14年 10月16日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
34	クリーニング師試験	〃	〃	31	14年 3月14日	〃	科目別得点、総合得点
35	毒物劇物取扱者試験	〃	薬務課	28	14年 7月11日	〃	科目別得点、総合得点
36	県立病院看護専門学校入学試験(推薦入学試験)	〃	県立病院付属看護専門学校	—	—		14年度は実施せず
37	県立病院付属看護専門学校入学試験(第1次試験)	〃	〃	—	—		14年度は実施せず
38	県立病院付属看護専門学校入学試験(第2次試験)	〃	〃	—	—		14年度は実施せず
39	農薬管理指導士認定試験	環境農政部	農業振興課	1	15年 2月26日	農業振興課	総合得点
40	農業機械士認定試験	〃	〃	0	15年 1月29日	〃	総合得点
41	改良普及員資格試験	〃	〃	3	14年 9月26日	〃	総合得点
42	農業青年海外派遣選考試験	〃	〃	0	14年 8月26日	〃	総合得点
43	かながわ農業アカデミー入校試験	〃	かながわ農業アカデミー	5	14年 3月18日	かながわ農業アカデミー	総合得点
44	水産業改良普及員資格試験	〃	水産課	—	—		14年度は実施せず
45	林業改良指導員資格試験	〃	林務課	—	—		14年度は実施せず
46	採石業務管理者試験	県土整備部	砂防海岸課	4	14年 10月18日	県政情報センター	科目別得点、総合得点
47	砂利採取業務主任者試験	〃	〃	0	14年 11月15日	〃	科目別得点、総合得点
48	職員(現業)採用選考	教育庁	総務室	—	—		14年度は実施せず
49	公立学校教員採用候補者選考試験	〃	教職員課	443	14年 7月29日	県政情報センター	総合ランク*
50	県立学校教員(実習助手及び寄宿舎指導員を含む)採用候補者選考試験	〃	〃	6	14年 12月24日	〃	総合ランク*
51	高等学校入学者選抜(学力検査)	〃	各高等学校	7,822	14年 3月2日	各高等学校	科目別得点、総合得点
52	高等学校転入学者選抜(学力検査)	〃	〃	63	14年 3月20日	〃	科目別得点、総合得点
53	平塚盲学校高等部入学者選抜(学力検査)	〃	平塚盲学校	3	15年 2月20日	平塚盲学校	科目別得点、総合得点
54	平塚ろう学校高等部入学者選抜(学力検査)	〃	平塚ろう学校	18	15年 2月20日	平塚ろう学校	科目別得点、総合得点
55	外語短期大学入学者選抜(推薦制選抜を除く。)	〃	外語短期大学	4	15年 2月14日	外語短期大学	順立
56	職員採用I種試験(4年度まで上級試験)	人事委員会	総務課	302	14年 7月5日	県政情報センター	順立、総合得点*
57	職員採用II種試験(4年度まで中級試験)	〃	〃	—	—		14年度は実施せず
58	職員採用III種試験(4年度まで初級試験)	〃	〃	—	—		14年度は実施せず
59	公立小中学校等事務職員採用試験	〃	〃	3	14年 10月11日	県政情報センター	順立、総合得点*
60	免許資格職職員採用試験	〃	〃	26	14年 7月5日	〃	順立、総合得点*

番号	試験の名称	所管部局等	所管室課所	請求件数	開示開始	開示場所	内 訳
61	経験者採用試験	〃	〃	3	14年 7月 5日	〃	順立、総合得点*
62	警察事務職員採用試験	〃	〃	16	14年 7月 5日	〃	順立、総合得点*
63	警察官採用試験	〃	〃	411	14年 5月 22日	〃	順立、総合得点*
64	職員採用考(書類考のみによるものを除く)	〃	〃	34	14年 3月 28日	〃	総合ランク*
計	64試験			11,911			

◎ (平成2年10月1日～15年3月31日)

合計	◎209,735件	平成2～12年度 184,598件	13年度 13,226件	14年度 11,911件
----	-----------	-------------------	--------------	--------------

*印の第1次考査(選考、試験)結果については、不合格者に係るものに限る。

4 問い合わせ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問い合わせに応じるため、県庁の情報公開課及び各地区行政センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成14年度の相談の状況は次のとおりです。

なお、相談は内容によって、問い合わせと苦情相談に分けました。

(1) 相談者数

相談者数は表-10のとおりで395人です。そのうち相談窓口へ来訪した相談者が71人、電話による相談者が319人、文書郵送による相談者が5人となっており、81%が電話による相談者となっています。

相談者の内訳としては、県民が32人、事業者が363人となっています。

また、相談を内容別に見ますと、問い合わせが391人、苦情相談が4人となっており、ほとんどが問い合わせとなっています。

(表-10) 相談者数一覧 (単位：人)

項目	県民	事業者	合計
合計	32	363	395
方法	来訪	67	71
	文書郵送	4	5
	電話	292	319
内容	問い合わせ	363	391
	苦情相談	0	4

(2) 相談件数

相談件数を内容別に見ると、表-11のとおりです。

相談件数は、全部で404件となっており、一人が複数の相談をしているため、件数が人数を上回っています。

問い合わせでは、事業者からの問い合わせが、372件で92%を占めています。また、内容別に見ると、事業者登録関係が最も多く347件、ついでその他民間保有関係が22件となっています。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が4件あり、その内容は本人の同意のない個人情報提供に関するものなどでした。なお、事業者からの苦情相談はありませんでした。

(表-11) 問い合わせ、苦情相談件数一覧 (単位: 件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 い 合 わ せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	4	4	8
	指針関係	0	9	9
	事業者登録関係	7	340	347
	その他民間保有関係	11	11	22
	制度全般	6	8	14
	小 計	28	372	400
苦相 情談	事業者への苦情	4	0	4
	その他の苦情	0	0	0
	小 計	4	0	4
合 計		32	372	404

5 実施機関の事務登録の状況

平成14年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は1,999件となっています。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用し、取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された1,999件の事務の内訳は、知事部局が1,520件、その他実施機関が479件となっています。

次に類型数ですが、2,470件となっており、一事務あたり平均約1.2件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することになります。

また、文書件名数は5,560件となっています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-12のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県政情報センター及び地区県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表-12) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(平成15年3月31日)

実施機関名	事務数	類型数	文書件名数
知 事	1,520	1,901	3,928
総 務 部	85	105	256
企 画 部	63	75	110
防 災 局	26	36	77
県 民 部	185	241	385
環 境 農 政 部	233	253	385
福 祉 部	230	294	724
衛 生 部	291	385	949
商 工 労 働 部	151	195	344
県 土 整 備 部	224	276	589
出 納 局	14	16	61
地区行政センター	6	12	21
かながわ県民活動サポートセンター	3	3	10
地球市民かながわプラザ	5	6	12
総 合 相 談 所	4	4	5
議 会	38	39	105
公営企業管理者	70	76	242
教 育 委 員 会	189	249	733
選挙管理委員会	31	41	64
人 事 委 員 会	45	53	148
監 査 委 員 会	32	32	66
地方労働委員会	29	29	93
収 用 委 員 会	15	20	74
海区漁業調整委員会	23	23	87
内水面漁場管理委員会	7	7	20
合 計	1,999	2,470	5,560

6 事業者の業務登録の状況

(1) 登録の件数

平成14年度の個人情報取扱業務登録制度の新規登録件数は、事業者数329、業務数509でした。(既に登録した業務のある事業者が、別の業務を登録した場合には、再度事業者数には計上していません。) また、登録業務の廃止の届出は8事業者から11件ありました。この結果、平成14年度末に業務登録簿に登録してある件数は、事業者数7,388、業務数13,176となりました。

なお、個人情報取扱業務登録は、事業者の業務ごとに登録されることから、一事業者で複数の業務を登録している場合があります。

(2) 登録の内訳

個人情報取扱業務の登録状況は表-13のとおりですが、平成14年度は介護保険関係の事業者及び建築士事務所からの登録が多くありました。これは、庁内関係課や関係業界団体などの協力を得て、登録の働きかけを行ったことによるものです。

制度開始以来今までに登録のあった事業者及び業務で特に件数の多いものは、不動産取引業者の「不動産売買仲介業務」や「不動産賃貸借仲介業務」等及び設備工事業者(水道工事業者)の「給水装置・排水設備工事施工に関する業務」の登録があげられます。

(3) 登録事務の流れ

事業者から登録申請を受けた県は、各申請について個人情報保護審議会に諮問し、意見を聴いたうえで登録をしています。登録事業者には、登録のあった業務ごとに個人情報取扱業務登録済証が交付されますので、事業者は店頭等に掲示することができます。また、登録済マーク(通称PDマーク)を登録した業務に係る書類等に使用することもできます。登録業務に関して個人情報の取扱いの概要が記載された申請書の別紙は、登録簿として綴られ、県政情報センター及び地区県政情報コーナーに配架され、県民の皆さんが自由に見ることができます。これにより、県民の皆さんには情報の所在と取扱いの概要を知ることができ、自己情報等への関与や、事業者を選択する上でのひとつの目安としても利用できるようになっています。

(表 - 1 3)
 個人情報取扱業務の登録状況

(平成15年3月31日現在)

業種	平成14年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
○漁業 ・水産養殖業			1	2	神奈川県栽培漁業協会
○建設業 ・設備工事業 ・総合工事業 ・職別工事業	37	37	1,188	1,193	神奈川県水道工事業協同組合組合員事業者等給・排水設備工事業業者、電気工事業業者 奈良建設、三洋建設、パナホーム神奈川南、谷津建設、グローバル、東洋建販、桜建築事務所、森建設工業、プロットK ロックシステム
○製造業 ・化学工業等 ○電気・ガス・水道・熱供給業 ・電気業 ・ガス業 ・水道業	1	1	25	34	富士写真フィルム、イセト紙工、神奈川県農協茶業センター、法文社、アコター・ビジネスフォーム、光ビジネスフォーム、山本秀一等 東京電力 東京瓦斯、小田原瓦斯、二宮ガス、秦野瓦斯 神奈川県下水道公社
○運輸・通信業 ・鉄道業 ・道路旅客運送業等 ・旅行業等 ・通信業			8	17	小田急電鉄、京王帝都電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、東京急行電鉄、江ノ島電鉄、箱根登山鉄道、湘南モノレール
	3	3	8	12	神奈川県観光、箱根登山ハイヤー、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、金港交通
			16	23	横浜シティ・エア・ターミナル、光陽観光企画、日本交通公社、阪急交通社等旅行業者、箱根町観光協会、相模湖観光協会、藤澤亀二郎等
			5	5	東日本電信電話、国際電信電話、日本高速通信、第二電電、日本テレコム
○卸売・小売業、飲食店 ・繊維・衣服等卸売業 ・各種商品等小売業 ・コンビニエンスストア ・自動車小売業 ・LPガス販売業等 ・薬局			5	8	神奈川県学校給食会、ダイハツ業販神奈川、日商エレクトロニクス、日立京商、東陽実業
			14	24	丹沢アクアボートラー、生協神奈川ゆめコープ、全日本海員生協、和田電気、さいか屋、小田急商事、横浜そごう、京急百貨店等
			110	110	スリーエフ、ファミリーマート、セブン-イレブン・ジャパン、ローソン及びフランチャイズ店
			19	19	ホンダベルノ横浜、ホルボカースジャパン、座間三菱自動車販売、西湘三菱自動車販売等神奈川県自動車販売店協会会員事業者
			552	565	神奈川県エルピーガス協会会員事業者、ガソリンスタンド
	20	21	57	69	ササヤ薬局、ノバ・ファーマシー、ヘルスアンドヘルス、ナレッジ、ヘルスケア、江ヶ崎薬局、吉山 守等

業種	平成14年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
○卸売・小売業、飲食店 (続き) ・飲食料品小売業 ・その他の小売業	6	6	1 9	3 9	ジェクックサービス(介護保険事業) 協立マリン、インテック、向井秀人、メディピア、ラン・ステーション
○金融・保険業 ・銀行・信託業 ・農林水産金融業 ・信用金庫・信用組合・労働金庫・貸金業 ・補助的金融業等 ・保険業等	43	43	10 2 68 1 54	12 3 74 1 56	横浜銀行、駿河銀行、清水銀行、中部銀行、東海銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、第四銀行、安田信託銀行等 神奈川県信用農業協同組合連合会、神奈川県信用漁業協同組合連合会 湘南信用金庫、中南信用金庫、神奈川県労働金庫、さがみ信用金庫、平塚信用金庫、中栄信用金庫、芝信用金庫等 神奈川県労働者信用基金協会 青沼俊雄(保険媒介代理業)、地方公務員災害補償基金県支部、神奈川県農業共済組合連合会、協栄生命保険、日産火災海上等
○不動産業 ・不動産取引業 ・不動産賃貸・管理業	53	153	2,846 3	6,355 3	神奈川県宅地建物取引業協会会員事業者、全日本不動産協会会員事業者等 小田原地下街、シスコム・ジャパン、横濱不動産管理
○サービス業 ・物品賃貸業 ・旅館、ホテル等 ・理・美容業等 ・その他の個人サービス業 ・映画業 ・娯楽業 ・放送業 ・クレジットサービス ・協同組合 ・情報サービス業等 ・事業サービス業 ・専門サービス業 ・生活関連サービス業	1 35 1 56 1	1 1 3 50 1 58 1	10 429 75 135 1 6 1 5 51 102 71 239 1	11 430 78 143 1 6 1 5 99 137 107 250 1	イーグル、レザン(ビデオレンタル業者)、柴橋商会、介護用品アイワ、日昌医療、レンタルカジタ、相模サービス等 神奈川県旅館環境衛生同業組合組合員事業者等旅館、ホテル業者 神奈川県美容環境衛生同業組合組合員美容院、エステティックサロン、ビューロジェネロ、桐ヶ谷工業所等 結婚相談仲介サービス業者、在宅入浴サービス業者、在宅介護サービス業者、霊園経営業者 ビデオアイランド(ビデオ制作販売業者) 神奈川県公園協会、三崎マリン、四季等 寒川ケーブルテレビ エヌシーヨコハマ、横浜専門店会、第一専門店会、エヌシーヨコスカ、全川崎専門店会 箱根温泉協同組合、大島デパート商業協同組合、農業協同組合、管工事業協同組合等 販促情報サービス、マリオネット、電算サトウ、TOKAI SOFTLAND、神奈川電算、小田原データセンター、小田原電算等 神奈川県雇用開発協会、神奈川県土地建物保全協会、湘南国際村協会、労働保険事務組合、高齢者生きがい事業団等 神奈川県職業能力開発協会、神奈川県都市整備技術センター、神奈川県農業公社、EMCI(英会話塾)、カルチャー、日本着物着付士協会等 清水康益社

業 種	平成14年度		合 計		備 考
	事業者	業務	事業者	業務	
○サービス業（続き）					
・医療業	11	18	185	385	日本赤十字社県支部、川崎・横浜公害保健センター、県腎・アイバンク、共共生会、藤沢市保健医療財団、徳洲会、保健科学研究所等
・保健衛生			4	7	かながわ健康財団、神奈川県予防医学協会、神奈川県労働衛生福祉協会、結核予防会神奈川県支部
・廃棄物処理業			4	4	かながわ海岸美化財団、小田原市清掃協会、藤沢市興業公社、川崎市リサイクル環境公社
・学校教育			36	38	東海大学、朗峰学園、東京工芸大学、文教大学学園、浅野工学園、石綿和裁学院、大谷学園、金子教育団、川瀬学園等
・職業訓練、社会教育等			8	18	神奈川県工業技術研修センター、神奈川能力開発センター、神奈川青少年工作指導協会、前場資料館、山本民俗資料館等
・社会保険			3	25	神奈川県国民健康保険団体連合会、公立学校共済組合神奈川支部、地方職員共済組合神奈川支部
・社会福祉協議会		1	37	458	松田町、神奈川県、開成町、小田原市、逗子市、山北町、大井町、中井町、南足柄市、寒川町、二宮町、箱根町等社会福祉協議会
・社会福祉施設等	57	100	765	1,834	老人福祉・身体障害者更生援護・精神薄弱者援護施設、保育所、介護保険関係業務の提供等
・学術研究機関			6	18	神奈川科学技術アカデミー、神奈川高度技術支援財団、国際生態学センター、かながわ学術研究交流財団等
・政治・経済・文化団体	△1	4	176	469	神奈川文学振興会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県看護協会、ピースデポ等
・その他の事業サービス業	5	7	9	12	訪問介護サービス提供事業者、湘南写真工芸社（マイクロフィルム職）
・その他のサービス業			10	21	神奈川県工業協会、神奈川県企業庁サービス協会、ケイエスピー、山北町環境整備公社、神奈川県国際交流協会等
合 計	329	509	7,388	13,176	

（注）平成14年度の事業者及び業務数は、年度中の廃止件数を控除したものです。

III 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第15条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第15条第4項の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第21条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を保障していますが、これについても事実の認定によっては不訂正の決定をすることがあります。

不開示又は不訂正の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手續を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿（平成15年3月31日現在、50音順）

氏名	現職	備考
影山清四郎	横浜国立大学教育人間科学部教授	
佐久間哲雄	弁護士（横浜弁護士会所属）	
都村敦子	中京大学経済学部教授	会長職務代理者
戸松秀典	学習院大学法学部教授	会長
濱田純一	東京大学教授	

諮問を受けた審査会は、条例第15条第4項の各号に規定する不開示情報等や不訂正についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手續についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成14年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた案件の審議をし、20件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審 議 内 容
第107回	平成14年4月19日（金） かながわ県民センター	○諮問第36号（国旗・国歌に関する調査の回答文不訂正の件）及び第43号（措置入院の決定等に関する文書一部不開示の件）について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第40号及び第41号〕。
第108回	平成14年5月17日（金） かながわ県民センター	○諮問第37号（生徒指導要録及び調査書原簿一部不開示の件）について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見を聴取した。 (2) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第109回	平成14年6月21日（金） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第37号について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第42号〕。 ○諮問第44号（措置入院に対する審査請求に係る文書一部不開示の件）について審議した。
第110回	平成14年7月26日（金） かながわ県民センター	○諮問第45号（指導要録一部不開示の件）について次の手続を行った後、審議した。 (1) 実施機関の職員から不開示理由の説明を受けた。
第111回	平成14年9月17日（火） かながわ県民センター	○諮問第45号について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第43号〕。 ○諮問第46号（行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件）、第47号及び第48号（行政文書一部公開決定に係る起案文書不存在の件）について審議した。
第112回	平成14年10月25日（金） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第46号、第47号及び第48号について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第44号、第45号及び第46号〕。
第113回	平成14年12月25日（水） かながわ県民センター	○諮問第49号～第55号（行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その2）～（その8））について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第47号～第53号〕。 ○諮問第57号（教員の指導力判定調書等不訂正の件）について審議した。
第114回	平成15年1月23日（木） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第57号（教員の指導力判定調書等不訂正の件）について次の手続を行った後、審議した。 (1) 異議申立人から意見を聴取した。 (2) 実施機関の職員から不訂正理由の説明を受けた。 ○諮問第56号（行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その9））について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第54号〕。
第115回	平成15年2月25日（火） 神奈川中小企業センター	○諮問第44号について異議申立人から意見を聴取した後審議した。 ○諮問第57号について審議した。
第116回	平成15年3月26日（水） 神奈川県庁新庁舎	○諮問第44号及び第57号について答申案を審議し、その内容を決定した〔答申第55号及び第56号〕。 ○諮問第58号～第59号（特定教員の文書訓告関係文書一部不開示の件）（その1）～（その2）について審議した。

IV 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成14年4月には、第7期の委員として13名が再任、2名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、および③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関して審議する住基部会（平成14年9月12日設置）の3部会が置かれています。

平成14年度は、審議会（全体会）5回、県保有部会4回、民間保有部会6回、住基部会1回が開催され、実施機関に関するオンライン結合による提供（条例第10条）、本人外収集（条例第8条）、個人情報の取扱業務の登録（条例第30条）及び登録事項の変更（条例第33条）、本人確認情報利用条例に規定する事務についての意見について、答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 6 回 全 体 会	平成14年 5月30日(木)	1 会長、副会長の選任について 2 部会の設置について 3 今後の審議の進め方について 4 審議会の公開について 5 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 6 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 7 審議会の審議速報について
第 6 2 回 県 保 有 部 会	5月30日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 県保有部会の公開について 3 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 8 1 回 民 間 保 有 部 会	5月30日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 民間保有部会の公開について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 7 回 全 体 会	平成14年 7月18日(木)	1 審議会の公開について 2 条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 3 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 5 住民基本台帳ネットワークシステムについて 6 審議会の審議速報について
第 6 3 回 県 保 有 部 会	7月18日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 県保有部会の公開について 3 条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 4 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 5 住民基本台帳ネットワークシステムについて 6 県保有部会の審議速報について
第 8 2 回 民 間 保 有 部 会	7月18日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 2 民間保有部会の審議速報について
第 4 8 回 全 体 会	9月12日(木)	1 部会の設置について 2 条例第8条第3項の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 3 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 5 審議会の審議速報について
第 6 4 回 県 保 有 部 会	9月12日(木)	1 条例第8条第3項の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 県保有部会の審議速報について
第 8 3 回 民 間 保 有 部 会	9月12日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について 2 民間保有部会の審議速報について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 9 回 全 体 会	平成14年 11月14日(木)	1 本人確認情報利用条例に規定する事務について 2 本人確認情報の提供状況の開示について 3 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る 諮問について 4 審議会の審議速報について
第 1 回 住 基 部 会	11月14日(木)	1 部会長職務代理者の指名について 2 本人確認情報利用条例に規定する事務について 3 本人確認情報の提供状況の開示について 4 住基部会の審議速報について
第 8 4 回 民間保有部会	11月14日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る 諮問について 2 民間保有部会の審議速報について
第 8 5 回 民間保有部会	平成15年 1月30日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る 諮問について 2 民間保有部会の審議速報について
第 5 0 回 全 体 会	3月20日(木)	1 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録に係る報 告について 2 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録および 同第33条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録事項の変更 に係る諮問について 3 審議会の審議速報について
第 6 5 回 県 保 有 部 会	3月20日(木)	1 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る 報告について 2 県保有部会の審議速報について
第 8 6 回 民間保有部会	3月20日(木)	1 条例第30条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録および 同第33条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録事項の変更 に係る諮問について 2 民間保有部会の審議速報について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成14年7月1日付けで選管第52号で選挙管理委員会から諮問のありました、条例第10条のオンライン結合による提供について、第63回県保有部会において審議しました。

その内容は、選挙管理委員会において、今後、インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務の増大が予想されることから、「県民への行政情報提供」を「類型」化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第139号）を受けました。

イ 平成14年8月29日付けで公営企業管理者から諮問のありました、条例第8条第3項の個人情報の本人外収集について、第64回の県保有部会において審議しました。

その内容は、公営企業管理者が、平成15年4月から上下水道料金一括納付制度を実施するにあたり、下水道使用料の徴収事務に必要な個人情報を、それを保有する市町から収集するというものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第140号）を受けました。

ウ 平成14年11月7日付けで知事から諮問のありました、住民基本台帳法第30条の9第2項に規定する本人確認情報利用条例に規定する事務について、第1回住基部会において審議しました。

その内容は、住民基本台帳法別表に掲げる事務以外の事務の処理にあたり、本人確認情報を他都道府県等へ提供する場合には同法第30条の7により、また、本県で利用する場合には同法第30条の8により、それぞれ提供または利用に係る事務の内容等を条例（本人確認情報利用・提供条例）で定める必要がありますが、それらの条例で利用事務を規定する際の基準を定めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容について適当である旨、答申（第142号）を受けました。

エ その他、条例第7条の個人情報の取扱事務の登録については、各実施機関からの事務登録を受けて審議会に4回報告し、審議の結果報告どおり了承されました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第30条の個人情報の取扱業務の登録及び第33条の登録事項の変更について、合計6回の諮問が知事からありました。

審議の結果、事業者の業務登録に係る337事業者、520業務について、すべて登録可とする答申（第137号外5件）を得て、業務の登録及び登録事項の変更を行いました。

なお、審議会から出された答申文等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

氏名	現職	備考	部会
小野一恵	神奈川県消費者団体連絡会幹事		民間
小幡純子	上智大学法学部教授		県◎ 住基○
兼子仁	東京都立大学名誉教授	会長	— 住基◎
久保博道	弁護士（横浜弁護士会所属）		民間
小西正典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長		民間
鈴木泰浩	神奈川県商工会議所連合会常務理事		民間
円谷峻	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授		民間
長島一由	逗子市長		県 住基
羽芝博美	神奈川県立高等学校PTA連合会総務		県
橋本宏子	神奈川大学法学部教授		県○
平本邦夫	（社福）神奈川県社会福祉協議会事務局次長		県 住基
保坂正和	（社）日本ダイレクト・メール協会事務局長		民間
堀部政男	中央大学法学部教授	副会長	民間◎
松沢雄一	（株）神奈川新聞社メディア局長		県 住基
山中博子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長		県 住基

（50音順、平成15年3月31日現在）

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会 ◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成14年4月1日～平成16年3月31日

(表-14)

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成15年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件													民間保有関連案件				住基 関連 案件			
	第6条		第8条			第9条			第10条			計			第26条	第29条	第30条		第33条		
	取 扱 制 限	個 別	類 型	個 別	本 人 通 知 省 略 類 型	類 型	個 別	本 人 通 知 省 略 類 型	類 型	個 別	変 更						類 型			個 別	変 更
知事	7	17	11	33	4	7	21	4	1	5	2	26	76	2	8	1	2	80 (6)	[件数] 13,399 (520) [事業者数] 7,502 (337)	5	1 (1)
公営企業 管理者	6	-	7	9	4	7	4	4	-	2	-	20	15	-	8	-					
議会	6	1	7	2	2	7	-	4	-	1	-	20	4	-	6	-					
教育 委員会	7	4	11	10	4	7	-	4	1	4	1	26	18	1	8	3					
人事 委員会	6	-	7	2	2	6	-	4	-	1	-	19	3	-	6	-					
監査委員	4	-	8	4	2	5	-	2	-	1	-	17	5	-	4	-					
地方労働 委員会	7	-	11	1	4	7	-	4	-	-	-	25	1	-	8	-					
選挙管理 委員会	7	-	11	2	4	7	-	4	1	2	-	26	4	-	8	-					
収用 委員会	7	-	11	2	4	7	-	4	-	-	-	25	2	-	8	-					
海区漁業 調整委員	7	-	11	1	4	7	-	4	-	1	-	25	2	-	8	-					
内水面漁 場管理委	7	-	11	1	4	7	-	4	-	-	-	25	1	-	8	-					
合計 (延べ数)	71	22	106	67	38	74	25	42	3	17	3	254	131	3	80	4	2	80 (6)	[件数] 13,399 (520) [事業者数] 7,502 (337)	5	1 (1)

* () は、内数で平成14年度の諮問件数です。

V 制度の普及活動

1 県民、事業者への広報活動

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護制度が、県民の間に十分に浸透し、着実に成長して行くためには、県民に対する意識啓発のための広報活動が重要であると考え、積極的に広報活動を行いました。また、個人情報保護条例においても、第3条で実施機関は、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならないことが特に明記されています。

平成14年度の広報活動としては、啓発ポスターを作成し県内の行政機関や駅等に掲示したほか、「神奈川県ホームページ」や「かながわハローファクス」等の広報媒体を利用し、制度の概要や運用状況、事業者の業務登録制度やPDマークの紹介を行い、県民の皆さんへの意識啓発を図りました。また、啓発パネルの展示を県政情報センターや地区行政センターで行うほか、市町村主催のイベント会場でも行うなど、市町村と連携した啓発活動にも取り組みました。さらに、「守ります。あなたの情報」や、「個人情報の保護をめざして」のリーフレット等を、県民が参加するイベントで配布するとともに、各地区行政センターを通じて配布を行いました。

(2) 事業者に対する意識啓発

情報化が進み、さまざまな情報が大量かつ迅速に処理されるようになった今日、個人情報の不適正な取扱いによる県民の権利侵害を引き起こさない事業活動を展開していくためには、事業者の方々が個人情報保護の必要性を認識して、積極的に個人情報の保護に取り組むことが重要です。

県は、事業活動における個人情報保護の推進を図るため、条例で、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の作成、公表や個人情報取扱業務の登録制度を定めています。これらの施策を事業者の方々に理解していただき、県の登録制度への参加を呼びかけるとともに、指針に基づき個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行いました。

個人情報取扱業務の登録制度については、より多くの事業者の方々に参加してもらうため、事業者向けパンフレットを利用して日常的に個々の事業者に登録制度の説明を行うとともに、登録制度とPDマークの紹介をかながわハローファクスや神奈川県のホームページを活用して広報を行いました。特に、従来、登録事業者向けに発行していた啓発誌「美風」に代えて、より効率的な広報を行うため、県のホームページ「かながわの個人情報保護制度」の中に「個人情報に関する情報コーナー」を設け、登録事業者以外の方々に対しても参考となる情報をご覧いただけるようにするなどの充実を図りました。

また、個人情報保護制度が事業者の方々に普及していくためには、事業者団体の各種会議等の機会をとらえて県の施策について理解と協力を求めることが重要であると考え、説明を実施しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るためには、職員の制度理解が必要不可

欠です。

平成14年度においては、県機関における個人情報の取扱いに係る事故を契機として、幹部職員の個人情報保護に対する一層の意識啓発が必要であるとの認識に立ち、関係室課との連携により、全所属長が参加した「個人情報保護及び情報等管理体制」に係る事故防止研修を実施するとともに、事故防止対策に係る職場研修指導者研修を実施しました。また、個々の職員による個人情報の適正な取扱いを徹底するため、全職員に向けた個人情報保護啓発チラシを作成、配布しました。

このほか、所属における研修会を活用し、個別具体の課題を通じて制度の適正な運用について、一層の意識啓発を図るとともに、自治総合研究センター主催の新規採用職員研修や個人別研修に係る選択必修科目「情報公開制度・個人情報保護制度」研修講座や商工労働部、県民部及び衛生部等主催の部局研修等において、個人情報保護制度の具体的事例を通じた制度説明をすることにより、職員各層における制度の一層の意識啓発を図りました。

さらに職員課発行の「教養月報」に、個人情報の適正な取扱いに関して具体的事例についての解説記事等を掲載し、制度の周知及び意識啓発を図りました。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成14年度も10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。

1 情報公開審査会答申の概要

答申第 113 号

件名	鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する素案不存在の件（諮問第 181 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、昭和 44 年に初めて全県一斉に市街化区域及び市街化調整区域の決定手続（以下「線引き」という。）を行うに当たり、都市計画素案を作成する過程の初期段階において、県と市との間で調整を行うために、県が作成し鎌倉市に提示したとされる、鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する第一次素案である。		
請求年月日	平成 13 年 1 月 17 日	諾否決定年月日	平成 13 年 1 月 31 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	知事（県土整備部都市計画課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件請求対象文書を保存していないため		
不服申立年月日	平成 13 年 3 月 8 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 線引きは、都市計画の最も基本となる制度である。しかも昭和 44 年に実施された当初線引きに係る手続文書は、後の線引き見直しの基礎となる文献であるから、都市計画制度が続く限り永年保存すべき重要な文書であって、不存在であるわけがない。</p> <p>2 当初手続においては、第一次素案は県が作成し市町村に提示することになっており、県が自ら作成した重要文書を廃棄したとは考えられない。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 22 日		
審査会の結論	本件行政文書を実施機関が保存していないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書の存否について</p> <p>(1) 当審査会が調査したところ、当初線引きに係る都市計画地方審議会決定に関する文書は、当時の文書管理規程に基づいて永年保存文書として処理され、現在は 30 年保存文書として公文書館に中間保管されていることが認められる。しかし、本諮問案件において問題となっている鎌倉都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定に関する文書の中には、本件行政文書の存在は確認できなかった。また、同時期に他の市町で実施された当初線引きに係る都市計画地方審議会決定に関する文書の中にも、本件行政文書に相当する第一次素案の存在は確認できなかった。</p> <p>(2) 行政文書の保存期間は、当該行政文書に関する法令等の定めによるほか、文書管理規程等の規定に基づき、実施機関が実務上の必要性、行政文書の性質等を勘案して定めているものであり、一連の手続に関連する文書のすべてが必ずしも同一の保存期間で管理されなければならないわけではないと考えられる。第一次素案は、都市計画素案の作成過程で県と市町の間で調整を図るために作成されたものであり、法定縦覧図書にも都市計画決定に必要な認可等の法手続に関する文書にも該当しないことからすると、当時永年保存文書として処理されなかったことが不適切であったとは認められない。</p> <p>(3) 以上のことからすると、第一次素案については、当時永年保存文書として処理されていなかったものと考えられ、本件行政文書は、既に廃棄されており、現在は保存されていない旨の実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 不服申立人が公文書館で本件ファイルを開覧した際に、法定縦覧図書である総括図の原本が保存されていないことが認められる。現在は鎌倉市から借用した総括図を基に写しが作成され保存されているとしても、本来原本を保存しなければならないものについて、原本の所在が不明であるという点については、文書管理に適切さを欠いているといわざるを得ず、今後は適切な管理が望まれる。</p> <p>(2) 審査会規則第 8 条は、諾否決定に係る行政文書に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料を作成し、提出することを審査会が実施機関に求めることができる旨を定めたものであって、不存在とされた行政文書の存否を直接確認するために調査する趣旨の規定ではない。</p>		

答申年月日

平成14年5月13日（答申第113号）

答申第 114 号

件名	特定の証券会社に係る消費生活相談関係書類一部公開の件（諮問第 182 号）		
請求文書の概要	平成 8 年度から同 12 年度までの間に、県消費生活センターにおいて受け付けた特定の証券会社に係る消費生活相談の内容及び処理経過を記録した消費生活相談カードである。		
請求年月日	平成 12 年 11 月 29 日	諾否決定年月日	平成 13 年 1 月 26 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（県民部消費生活課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る。 2 法人名、商品名、相談者の評価・意見等を公開することにより、本件証券会社の社会的評価等を不当に損ない、社会信用上の不利益を及ぼすことが明らかである。 3 また、上記 2 の情報を公開することにより、事業者に相談内容の処理に協力することへの不安を与えることは明らかであり、消費生活相談事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。 		
第三者照会の実施	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件証券会社に対して意見書提出の機会を与えた。		
不服申立人	第三者照会において反対意見書を提出した本件証券会社である。		
不服申立年月日	平成 13 年 2 月 13 日	不服申立ての趣旨	一部公開処分を取り消し、全部非公開とすることを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人名が特定された苦情相談の内容を公開することにより、当該情報を基に不服申立人に対して不当な要求が行われる可能性が高く、条例第 5 条第 2 号に該当する。 特に「件名」、「相談概要」については、相談者の誤解に基づく内容が記載されている可能性が高い上、公開することにより、その内容があたかも事実であるかのような印象を与える。 2 本件公開請求の態様から、不服申立人に何らかの要求を行おうとする意図が読み取れるが、このような請求は条例の目的に沿うものとはいえず、条例第 22 条の適正利用の規定も不当な行為への抑止力にはならないので、許容されるべきでない。 		
諮問年月日	平成 13 年 3 月 22 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件不服申立ての対象は、原処分において公開するとされた部分であり、不服申立人は、当該部分が条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張しているため、この点について判断する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について 「件名」、「相談概要」等については、主に相談者の主観を反映したものであるが、このことは消費生活相談事務の性質に照らして明らかであり、これらの情報を入手するものは、通常、このような性格を承知した上で、その内容を理解するものと解されるので、公開することにより、直ちに本件証券会社の正当な利益を害するとは認められない。 上記以外の情報についても、行政内部での処理手続上の情報、相談者の属性等に関する情報並びに実施機関の対応の経過及び処理結果に関する事実についての情報であり、公開することによって、本件証券会社の正当な利益を害するとは認められない。 したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。 3 その他 公開請求権の行使は、権利の濫用に当たらない限りその目的を問わないものであるため、単に、公開された情報を濫用して企業活動を不当に侵害する可能性があることを理由として、公開請求を拒むことは、公開請求権を著しく制約する結果となり、情報公開制度の目的に照らして適当でないと考えられる。 		
答申年月日	平成 14 年 5 月 13 日（答申第 114 号）		

答申第 115 号

件名	特定の団体等に係る視察結果報告書等非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 212 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、特定団体及びその会員である特定個人に対して警察が視察を行うこととした経緯及びその結果を記録した次に掲げる文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視察対象として決定した会議の議事録 ○ 視察結果報告書 ○ 上記視察に係る平成 12 年度以降の視察費用及び民間協力費の執行に関する文書 		
請求年月日	平成 13 年 10 月 16 日	諾否決定年月日	平成 13 年 10 月 29 日
諾否の決定内容	公開拒否（存否応答拒否）	実施機関	警察本部長（警備部公安第一課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号並びに第 8 条		
非公開理由	本件請求対象文書の情報は、条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当し、本件公開請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため。		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 15 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開することにより、不服申立人の権利利益を害するおそれはなく、むしろ非公開とされ、視察が続行されたことの権利侵害の方がはるかに大きい。 ○ 人権侵害であり、かつ、危険である視察行為の停止を求め、不服申立人及びその家族の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するための公開請求なので、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当する。 ○ 不服申立人は、犯罪行為を企図している者や、今後の警察による情報収集活動に支障を及ぼす者には該当しないので、条例第 5 条第 6 号及び第 8 条には該当しない。 ○ 警察は、不服申立人が特定団体に加入していることを理由に視察していると考えられるが、それは単に体裁を整えるためだけの理由である。視察の実態は、脅かしと嫌がらせを内容とする不正なものであり、その事実を確認するために本件公開請求に及んだ。不服申立人には知る権利がある。 ○ 私怨の報復のために、適当な理由をつけて国民の税金をふんだんに使った不正行為が裏で密かに行われているとしたら看過できない、職権濫用である。 		
諮問年月日	平成 13 年 11 月 21 日		
審査会の論結	実施機関が、特定団体及びその会員である特定個人に対して警察が視察を行うこととした経緯及びその結果を記録した文書につき、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、もし仮に存在するとすれば、特定の団体及び個人に対する警察の視察（以下「情報収集活動」という。）に係る行政文書及びそのための予算執行に係る行政文書である。その内容は、一般的に、特定の団体名や個人名に関する情報が含まれているほか、警察の情報収集活動の方針、対象、関心事項、着眼点、手法等に関する情報が記載されているものである。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かにかかわる情報は、特定の個人が識別され得るとともに、当該個人の名誉や信用に直接かかわる情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件行政文書に記載される個人情報、条例第 5 条第 1 号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、又は同号ただし書ウの公務員の職務の遂行に関する情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はウには該当しないと判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>イ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について 本件行政文書に記載される個人情報、特定の個人が警察の情報収集の対象とされているか否かという個人の名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、これを非公開として保護すべき個人の権利利益を上回るほどの人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在するとは認められないことから、同号ただし書エには該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第5条第2号該当性について (1) 条例第5条第2号本文該当性について 特定の団体が警察の情報収集活動の対象にされているか否かは、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について 本件行政文書に記載される特定の団体に関する情報は、条例第5条第2号ただし書の人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書には該当しないと判断する。</p> <p>4 条例第5条第6号該当性について 特定の団体又は個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の方針、対象、関心事項等に関する情報である。これらが公開されると、警察の情報収集活動の実態が明らかになり、犯罪行為を企図している者又は団体において各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置が講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p> <p>5 条例第8条該当性について 本件公開請求のように団体又は個人を特定して、警察の情報収集活動に係る行政文書について公開請求が行われた場合は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の団体又は個人に対して警察が情報収集活動を行っているか否かの事実が明らかとなり、条例第5条第1号又は第2号の非公開情報を公開することとなると解される。</p> <p>また、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の団体又は個人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かの事実が明らかとなるのみならず、警察の情報収集活動の実態も明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号の非公開情報を公開することとなると解される。</p> <p>したがって、本件行政文書は、条例第8条に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 14 年 5 月 13 日 (答申第 115 号)</p>

答申第 116 号

件名	政治資金収支報告書非公開の件（諮問第 120 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の 4 政治団体が、政治資金規正法（以下「規正法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき選挙管理委員会に提出した政治資金収支報告書の平成 8 年分及び同 10 年分（一部については、8 年分又は 10 年分）である。選挙管理委員会は、同法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、当該文書を一定期間一般の閲覧に供している。		
請求年月日	平成 12 年 8 月 21 日	諾否決定年月日	平成 12 年 9 月 4 日
諾否の決定内容	非公開（写しの交付の拒否に限る。）	実施機関	選挙管理委員会
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 7 号		
非公開理由	本件請求対象文書は、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準により、写しの交付をすることができないとされている情報であるため		
不服申立年月日	平成 12 年 9 月 21 日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 7 号は法的拘束力を持たないとされる「地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準」（以下「処理基準」という。）を「法令」や「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」と同視するものであり、これは地方自治の本旨から逸脱し、地方自治法及び憲法に反する違法、違憲なものである。</p> <p>2 処理基準が条例の規定上、法律上従う義務を有する国の機関の指示と同様に位置づけられているとしても、実施機関は当該処理基準が従うべきものかどうか独自に判断を行うべきであって、本件処理基準は従うべきものには当たらないものであった。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 9 月 28 日		
審査会の結論	公開請求の目的は既に達せられ、不服申立ての意義は失われたものと判断する。		
審査会の判断理由	<p>1 判断 実施機関は、国の処理基準が改められたことに伴い、平成 13 年 12 月 7 日付けで本件処分を変更して、本件行政文書の写しの交付を決定した。このことにより、本件処分は、その全部が取り消され、不服申立人は本件行政文書の写しの交付を受けている。 そうすると、時期は遅れたものの、不服申立人の公開請求の目的は、条例の定める手続によって、既に達せられたものと判断する。 したがって、不服申立ての意義は失われたものと考ええる。</p> <p>2 その他 (1) 処理基準は、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項において「都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」とされ、一般に法律上従うことが予定されているものと解され、条例上、非公開情報の類型の一つとして規定したものと考えられる。 国が示した処理基準の内容が、当該法定受託事務を所管する県の機関において、当該法定受託事務を定めた法令の趣旨に反するものであると判断される場合には、当該処理基準に従う必要がないことは当然であり、当該処理基準が「写しの交付をすることは認められない」としている情報について、条例第 5 条第 7 号を適用しないことは、条例上明文でその旨が規定されていないとしても、条例の解釈運用として可能であると考えられる。</p> <p>(2) 規正法第 20 条の 2 第 2 項では、報告書等の閲覧を請求することができる旨を規定しているが、写しの交付については何らの規定も設けていない。このことは、政治活動の公明と公正を確保しようとする規正法の趣旨に照らすと、規正法が写しの交付を積極的に認めていないものとは解されないものの、一応、規正法においては、報告書等については閲覧を認めることで足りるとの判断がされているものと考えられる。</p>		

審査会の 判断理由 (続 き)	<p>したがって、本件処理基準が「写しの交付をすることは認められない」としたことが規正法の趣旨に明らかに反するものであるとは解されない。</p> <p>(3) なお、県の実施機関としては、報告書等の写しの交付について処理基準を適用するに当たっては、請求に係る報告書等が形式上処理基準において写しの交付が認められないとされている情報に該当するかどうかだけでなく、その交付の可能性についても検討した上で、条例第5条第7号の規定の適用の有無を判断すべきであったと考える。</p>
答申年月日	平成14年5月30日（答申第116号）

答申第 117 号

件名	公立小学校職員に係る事故報告書等一部非公開の件（諮問第 167 号）		
請求文書の概要	特定の市教育委員会から、市立小学校職員(本件職員)による給食費等の着服に関して、県教育委員会に提出された事故報告書並びにこれに基づき本件職員の監督者である校長及び教頭の責任等を検討した伺い文書(本件行政文書)である。		
請求年月日	平成 12 年 11 月 1 日	諾否決定年月日	平成 12 年 11 月 30 日 (11 月 9 日付けで決定期限延伸)
諾否の内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 12 月 25 日	不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>学校教育現場で発生した、給食費等の着服などという行為は、いかなる事情があろうとも絶対に許されないにもかかわらず、条例第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当するとして犯罪者を隠蔽するのは、犯罪を助成しているに等しい。また、本件職員が懲戒処分を受け、着服金を返済したからとの理由で罪に問われないのはおかしい。</p> <p>本件職員を告発するのに必要な情報である住所、氏名、学校名等を公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 1 月 5 日（諮問書受領日）		
審査会の結論	本件行政文書のうち、本件職員の住所、氏名及び学校名並びに校長及び教頭の氏名を非公開としたことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立てについて</p> <p>本件不服申立ての対象は、非公開情報のうち、本件職員の住所、氏名、学校名及び給食費の正確な着服金額並びに校長及び教頭の氏名と認められ、実施機関は、当該情報が条例第 5 条第 1 号に該当するなど説明しているため、当審査会は、当該情報に係る同号該当性等について判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 同号本文該当性について</p> <p>ア 本件職員の学校名について</p> <p>一般的に、教職員の所属学校名のみから、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとは考えられず、判断に当たっては、対象文書の公開部分、該当し得る教職員数、容易に取得し得る他の情報等を勘案すべきである。</p> <p>本件行政文書の公開部分には、事故が特定の市の小学校で発生したことや発生期間、本件職員の職種等が記載されており、本件職員の学校名を公開すると、特定の個人が識別され得ると認められる。</p> <p>イ 本件職員の住所及び氏名並びに校長及び教頭の氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得ると認められる。</p> <p>(2) 同号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件職員の住所、氏名及び前記（1）アで述べた性質を持つ学校名並びに校長及び教頭の氏名は、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 同号ただし書イ該当性について</p> <p>非違行為を行った本件職員の氏名及び学校名並びにその責任等を問われた校長及び教頭の氏名は、慣行として公にされておらず、公にすることが予定されていないことが認められるので、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>また、本件職員の住所が、同号ただし書イに該当しないことは、明らかである。</p> <p>3 その他</p> <p>不服申立人は、給食費の正確な着服金額を公開すべき旨主張しているが、当審査会が本件行政文書を見分したところ、金額記載部分は、すべて公開されていることが認められる。</p>		

答申年月日

平成 14 年 5 月 30 日 (答申第 117 号)

答申第 118 号

件名	広域幹線道路都市計画意見書内容分析委託関係書類一部非公開の件（諮問第 104 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、高速横浜環状北線及び横浜湘南道路の都市計画案に対する住民の意見書の内容分析に係る委託関係書類であり、平成 10 年度に処理されたものである。		
請求年月日	平成 12 年 4 月 14 日	諾否決定年月日	平成 12 年 4 月 28 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（県土整備部都市計画課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、2 号、3 号及び 4 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る。 2 法人の事業活動に関する情報であり、公開すると当該法人の正当な利益を害するおそれがある。 3 委託業務の成果品（以下「報告書」という。）を、都市計画地方審議会（以下「都計審」という。）前に公開することは、都計審委員同士の率直な意見の交換若しくは議決に至る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 4 県の機関が行う事業に関する情報であって、公開されると契約における県の財産上の利益を不当に害するおそれが生ずるとともに、今後反復継続される同種の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる。 		
不服申立年月日	平成 12 年 5 月 26 日	不服申立ての趣旨	一部公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、私人として業務を行ったわけではなく、経歴書等は知事に代って業務を行う資格能力を調べるために提出させたものであるから、個人情報とはいえない。 2 受託業者は、私企業として業務を行ったわけではなく、口座名義人等は受託業者として信用できるか否かを調べるために明らかにさせているものであり、これらの情報を公開しても企業活動に支障を来すとは思えない。 3 県民は、都市計画案に対する住民意見の取りまとめ状況及びそれに対する知事の見解をそれが作成された時点で知る権利がある。当該文書を公開しても意思決定の中立性が損なわれることはない。むしろ非公開処分こそが中立性を侵すものである。 4 本件委託業務は、それぞれの都市計画事業の事業予定者である首都高速道路公団及び建設省と、環境影響評価書等の作成を委託した契約業者との随意契約で行われていることから、契約の公正さが疑われ、契約金額の妥当性にも疑問が生じるおそれがあるので、予定価格調書は積極的に公開されるべきである。 5 不服申立人が閲覧を行った際に、報告書は、都計審終了後は公開可能となるので、不服申立てがなされれば処分変更して公開決定を行う旨実施機関職員から説明を受けた。しかし、処分の妥当性如何は、処分時点で検討されるべきであり、実施機関が当初の処分をその後に変更することによって、不服申立ての利益が喪失したと勝手に解釈して、審査会への諮問を行わないことは許されない。実際には処分変更は行われず実害はなかったが、このような説明の仕方は、公開請求権を十分尊重したものとはいえない。 		
諮問年月日	平成 12 年 6 月 9 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、予定価格調書の予定価格、起案書の設計額、設計書の設計額、単価、金額、摘要欄の金額及び率並びに報告書は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格調書、起案書及び設計書の非公開部分並びに報告書について <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告書については、都計審終了後であれば公開しても当該審議の支障とはならないため、条例第 5 条第 3 号には該当しないと判断する。 (2) 予定価格調書の予定価格、起案書の設計額並びに設計書の設計額、単価、金額及び摘要欄の金額・率については、設計業務等標準積算基準書及び技術者単価表の公表に伴い、これらの文書に含まれるか又はこれらの文書から算出することができることとなったため、条例第 5 条第 4 号には該当しないと判断する。 		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>2 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 主任技術者の氏名、住所等並びに見積書及び委任状の代理人の氏名、印影は、条例第5条第1号本文に該当する。</p> <p>(2) 本件委託業務における主任技術者は、建設業法等で建設工事現場に氏名及び資格名等を記載した標識の掲示等を義務づけられる場合等と異なり、法令等に定められた資格ではない。</p> <p>したがって、本件における主任技術者の情報は、法令等により何人にも閲覧等が認められている情報とはいえ、条例第5条第1号ただし書アに該当しない。また、見積書及び委任状の代理人の氏名、印影についても同様である。</p> <p>3 条例第5条第2号該当性について</p> <p>本件行政文書のうち、執行伺票、支出命令票及び請求書に記載された取引先金融機関名、預金種別、口座番号等の情報は、法人等が事業活動を行う上での内部管理の事項に属する情報であって、法人等の顧客である商取引上の債務者に対して、支払のために当該法人等が知らせる性格のものであることから、商取引と関係なく公開することにより、法人等の事業運営が損なわれると認められる。</p> <p>4 その他</p> <p>処分の妥当性如何を処分時で判断すべきとの不服申立人の主張の趣旨は理解できないわけではないが、当審査会としては、本諮問案件において処分時の事実状態等によって判断しなければならない特段の事情があるとは認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成14年6月12日（答申第118号）</p>

答申第 119 号

件名	公立中学校教員の人事上の措置書類等一部非公開の件（諮問第 88 号）		
請求文書の概要	2つの市教育委員会から提出された体罰に関する事故報告書に基づき、県教育委員会がそれぞれ体罰を行った教員に対して実施した人事上の措置に関する一連の文書である。これらは、関係者への事情聴取の概要、人事考査委員会における審査結果文書、人事上の措置の実施伺い文書及び市教育委員会が行った措置に関する報告書により構成されている。		
請求年月日	平成 11 年 8 月 16 日	諾否決定年月日	平成 11 年 8 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 項第 1 号及び第 5 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る。 2 公表しないことを前提に行った事情聴取の概要及び懲戒処分等の適否や軽重等を判断する審査の基準が推測される情報を公開することにより、反復継続される同種の事務事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれが生じる。		
不服申立年月日	平成 11 年 9 月 27 日	不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 非公開とされた情報のうち、真のプライバシー情報を除いた部分は条例上の非公開情報に該当しない。 2 人事考査委員会資料の様式の項目を含めて全部非公開とした処分の理由が不明である。		
諮問年月日	平成 11 年 10 月 1 日		
審査会の結論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 項第 1 号該当性について</p> <p>(1) 体罰を行った教員の氏名、年齢、生年月日、住所、（最終）学歴、採用年月日、職歴、職員番号、担当教科、担当学年・組、校務分掌、部活動顧問及び当該教員に対する評価に係る情報並びに被害生徒の氏名、組、住所、部活動名、保護者の氏名、続柄及び関係生徒の組は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。</p> <p>また、当該教員の心情、被害生徒及びその保護者の言動、関係者の言動に係る記述並びに当該教員に対する処分の種類及び程度に係る部分は、氏名を削除したとしても、それ以外の部分の情報から又はそれ以外の部分の情報と容易に取得できる他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。</p> <p>したがって、これらの情報は、条例第 5 条第 1 項第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 被害生徒及び関係生徒の学年・年齢は、一般的には特定の個人が識別され得る情報とはいえないが、当該教員が被害生徒のクラスの授業を担当していることから、公開することにより、当該教員の担当学年が推測されると考えられる。また、通常、教員は、担当学年と同じ学年のテスト監督を行うことなどから、テスト監督を行った学年及び教科を公開することにより、当該教員の担当学年が推測されると認められ、条例第 5 条第 1 項第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(3) 被害生徒が受診した病院名については、これが公開された場合であっても、このことにより被害生徒を推測することは、一般には困難と考えられるので、条例第 5 条第 1 項第 1 号本文に該当しないと判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>(4) 教員の体罰行為は、生徒に対する指導の過程でなされた行為であることから、当該行為に関する情報は、公務員が分掌する事務の執行に関する情報であると解される。しかしながら、本諮問案件については、教育現場に与える影響を考慮すると、当該教員が識別され、又は識別され得る情報を公開した場合、当該教員が今後の教育活動を継続する上で、大きな障害となることが予想される。</p> <p>したがって、これらの情報については、行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものとまではいえず、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1項第5号該当性について</p> <p>(1) 県教育委員会が行った事情聴取の内容は、人事上の措置に関する審議、検討に資するとの事情聴取概要の性格に照らして一般的なものであり、その質問項目等は容易に推測できると考えられる。また、人事考査委員会資料のうち、「事故後の状況」欄に続く部分についてであるが、人事上の措置を実施するに当たり、当該情報を判断材料とすること自体は、一般的に推測され得るものと考えられる。</p> <p>さらに、処分内申書及び副申書に意見を記載することは、法令上の根拠がないとしても、市教育委員会及び教育事務所が分掌する事務の執行に関する事項であり、意見の内容は、当該文書の性格から一般的に推測され得るものであると考えられることから、公開することにより、市教育委員会等の率直な評価及び見解を得られなくなるとまでは解されない。</p> <p>したがって、これらの情報を公開することにより、実施機関の行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められず、条例第5条第1項第5号に該当しないと判断する。</p> <p>(2) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄の一部及び人事考査委員会資料のうち、「事務局処分案」の一部については、懲戒処分等を実施すべきであると判断した理由が記載されていることから、これらの情報は、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。</p> <p>また、人事考査委員会資料のうち、処分に当たり特に考慮した事項については、事案により審査資料とするか否かの取扱いが異なることから、項目名を含めて、当該情報が判断材料とされる基準が推測され得る情報であると解される。</p> <p>人事考査委員会資料のうち、5頁目について、人事上の措置を実施するに当たり当該情報を判断材料とすること自体は、一般的に推測され得るものと考えられるが、表題を除いた具体的内容は、項目名を含めて、懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解される。</p> <p>以上のことから、これらの情報は、条例第5条第1項第5号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成14年8月7日（答申第119号）</p>

答申第 120 号

件名	図書館の複写サービスに関する文書一部非公開の件（諮問第 195 号）		
請求文書の概要	本件公開請求は、「県立図書館の著作権に関する公文書の全部」というものである。この請求に対し、実施機関は、対象となる行政文書をより具体的に特定するよう求めたが、請求者がこれに応じなかったため、請求書に記載されている内容から、実施機関において「複写サービス要項の改正について(伺い)」ほか6件の文書を対象となる行政文書として特定した。		
請求年月日	平成 13 年 3 月 16 日	諾否決定年月日	平成 13 年 3 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（県立図書館）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 13 年 4 月 16 日	不服申立ての趣旨	一部非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件公開請求を行ったところ、実施機関が、本件行政文書を特定し、本件処分をした。しかし、実施機関が特定した本件行政文書以外にも不服申立人が口頭で例示して特定した文書が存在するはずであり、これらを含めて本件公開請求の対象となる行政文書として特定し、公開すべきである。		
諮問年月日	平成 13 年 5 月 25 日		
審査会の結論	公開請求に係る行政文書に該当しない文書については、不服申立ての審議をすることはできないものと判断する。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件公開請求に対し、実施機関は、請求書に具体的に公開請求に係る行政文書の内容を記載するよう不服申立人に求めたが、不服申立人は、これに応じなかったことが認められ、実施機関が請求書の記載内容を基に本件行政文書を特定したことは、やむを得ないものであったと考えられる。 ○ 条例第9条第1項で、請求者は行政文書の内容等を記載した書面を実施機関に提出しなければならないと明記されており、口頭で例示して請求した文書について、公開請求の対象行政文書として取り扱うべきものとは解されない。 ○ 審査会の役割は、公開請求に係る対象行政文書について、その諾否決定に係る不服申立てが諮問された場合に、実施機関の判断の妥当性を審査するものである。 ○ 本件処分は、実施機関が本件公開請求に対し、本件行政文書を特定し、一部非公開としたものであるが、不服申立人の主張から判断すると、不服申立人は、本件行政文書に係る処分の諾否決定そのものについては争っていないものと認められる。 ○ したがって、当審査会としては、本件公開請求に対して特定された本件行政文書に係る実施機関の諾否決定について争いが認められない以上、公開請求に係る行政文書に該当しない文書については、不服申立ての審議をすることはできないものとする。
<p>答申年月日</p>	<p>平成14年9月12日（答申第120号）</p>

答申第 121 号

件名	特定の教員からの聞き取り調査報告書不存在の件（諮問第 197 号）		
請求文書の概要	本件請求文書は、不服申立人が行った神奈川県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）に基づく自己情報の訂正請求に対して、保護条例第 23 条第 1 項に規定する必要な調査として、教育委員会が行った 2 人の教員からの聞き取り調査の結果を記録したとされる報告書である。		
請求年月日	平成 13 年 6 月 8 日	諾否決定年月日	平成 13 年 6 月 14 日
諾否の決定内容	非公開（不存在）	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	保護条例第 23 条第 1 項に規定する必要な調査として、2 人の教員から聞き取り調査は行ったが、その内容は、不服申立人が以前に提起した県を被告とする訴訟において、教育委員会が作成した準備書面等と多くの点で同一の結果となったことから、改めて聞き取り調査を記録した文書は作成していないため。		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 19 日	不服申立ての趣旨	本件処分をの取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 自己情報の訂正請求に対する決定手続が適正に行われたのであれば、必要な調査は行ったが、その記録がないということは有り得ない。 訴訟と自己情報の訂正請求は性格が異なるものであるから、調査する内容も違って来る。また、教育委員会は、訴訟においては被告であるが、自己情報の訂正請求においては、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図る立場にある。そうした教育委員会が被告の立場のまま、自己情報の訂正請求に対する義務を果たせるはずがなく、教育委員会は 2 つの立場の違いを混同している。 教育委員会は、聞き取り調査結果について記録がないと説明しているが、調査から半年後に、不服申立人の質問に対し、この調査の日時・場所等について詳細な回答をしている。しかし、半年前のことが詳細に記憶されているとは考えられず、教育委員会の説明には強い疑念を持たざるを得ない。 		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 27 日		
審査会の結論	実施機関が、特定の教員からの聞き取り調査報告書を作成していないため行政文書が存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>当審査会が、調査したところ、当該準備書面等の内容は詳細なものであり、少なくとも自己情報の訂正請求に対する決定を行うに足る内容が記載されていることから、本件行政文書を作成しなかったとする実施機関の説明は首肯でき、本件行政文書は存在しないものと認められる。</p> <p>なお、不服申立人は、半年前のことが詳細に記憶されているとは考えられないと主張するが、実施機関の回答はそれほど詳細なものとはいえず、記憶に基づいて回答したとしても不自然とはいえない。</p>		
答申年月日	平成 14 年 9 月 12 日（答申第 121 号）		

答申第 122 号

件名	法人事業税確定申告書非公開の件（諮問第 204 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県の特定の県税事務所が管理する法人事業税の確定申告書のうち、建設業及び化学業を営む資本金額上位 20 社の平成 11 年中に事業年度が始まる確定申告書（本件行政文書）であり、不服申立人が公開請求したのは、これら確定申告書記載の事業種目、期末現在の資本等の金額の合計額、事業年度開始の年及び合計事業税額（本件公開請求部分）である。		
請求年月日	平成 13 年 2 月 28 日	諾否決定年月日	平成 13 年 3 月 12 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	知事（県税事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 7 号		
非公開理由	1 特定の法人が識別され得ることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある。 2 地方税法第 22 条の規定により守秘義務が課されている情報である。		
不服申立年月日	平成 13 年 3 月 29 日	不服申立ての趣旨	非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 上位 20 社についての限定された情報公開とすることにより、法人事業税の確定申告書自体は秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなるため、法人の特定可能性の問題は解消され、法人の不利益情報には当たらない。 2 法人事業税の確定申告書の文書全体は守秘義務の課せられている文書であるが、公開部分を事業種目、期末現在の資本等の金額の合計額、事業年度開始の年及び合計事業税額に限定することにより、公開しても法人の特定可能性がなくなっており、守秘義務には違反しない。 3 法人事業税額は、有価証券報告書を提出する大手企業では、数年前までは開示していた。国税の法人税についても、業種別かつ資本金別の合計法人税額の統計が公開されている。したがって、有価証券報告書や国税の扱いとの均衡を考えると、守秘義務を理由に公開拒否するのは合理的ではない。		
諮問年月日	平成 13 年 8 月 17 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、本件公開請求部分を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 2 号該当性について (1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について 本件非公開部分には、法人名こそ含まれていないが、期末現在の資本等の金額の合計額、合計事業税額等が含まれており、市販の企業情報誌、有価証券報告書、法人の商業登記簿等を調べることにより、資本金額から法人が特定される可能性があるため、本件非公開部分を公開すると、特定の法人の法人事業税額が知られることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、本件非公開部分は、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。 (2) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について 本件非公開部分は、条例第 5 条第 2 号ただし書の人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると考えらるべき特段の事情が認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。 2 条例第 5 条第 7 号該当性について (1) 地方税法第 22 条に規定される、地方税に関する調査に関する「事務に関して知り得た秘密」とは、税務職員がその事務に関して知ることができた私人の収入額、所得額、課税標準額、税額等と解される。 (2) 本件非公開部分には、期末現在の資本等の金額の合計額、合計事業税額等が記載されており、市販の企業情報誌、有価証券報告書、法人の商業登記簿等を調べることにより、資本金額から法人が特定される可能性があると考えられることからすると、地方税法第 22 条の守秘義務に違反しないとはいえない。		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(3) 次のことから、不服申立人が主張するように、有価証券報告書や国税の扱いとの均衡から、直ちに本件非公開部分を公開することが地方税法第 22 条の守秘義務に違反しない、とまで解することは困難である。</p> <p>ア 有価証券報告書を提出する法人は、証券取引法の適用を受ける法人であって、5 億円以上の有価証券を公募する法人に限られている上、現行の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」において、有価証券報告書中の損益計算書に記載しなければならない科目として掲げられているのは、「法人税、住民税及び事業税」の合計額であり、有価証券報告書から法人事業税額を知ることができるとはいえない。</p> <p>イ 地方税法には、法人税法第 152 条による公示制度に対応する制度は規定されていない。</p> <p>ウ 神奈川県においては、業種別・資本金額別の合計法人事業税額の統計は作成されていない。</p> <p>(4) 以上のことから、本件非公開部分は地方税法第 22 条の守秘義務が課されている情報であり、条例第 5 条第 7 号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 14 年 11 月 13 日 (答申第 122 号)</p>

答申第 123 号

件名	特定の県立学校教職員任用の文書一部非公開の件（諮問第 210 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年 3 月に特定の県立学校長から県教育委員会教育長あてに提出された特定の教員に係る採用（転任）意見具申書である。		
請求年月日	平成 13 年 9 月 3 日	諾否決定年月日	平成 13 年 9 月 14 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。		
不服申立年月日	平成 13 年 10 月 15 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分のうち、免許資格を非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 県立学校の教員がいかなる免許資格を有しているかということ証する情報は、個人のプライバシーには当たらず、公開することにより個人の権利利益を害するおそれはない。</p> <p>2 教員の免許資格は、公的な資格であり、公開することを前提に認められたものである。例えば、医師、調理師、建築士等の免許資格は公開されている。</p> <p>3 教員免許状の専門科目については、一種、二種の区分とは分離して公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 10 月 24 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、免許資格欄に記載された教員免許状の専門科目は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立ての対象とされている情報は、本件行政文書のうち、免許資格欄に記載された教員免許状の専門科目であるので、当該情報について判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書のうち、免許資格欄に記載された教員免許状の専門科目は、特定の教員が有する免許資格に関する情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 教員免許状は、教育職員免許法の規定により、学校の種類及び専門科目ごとに授与され、教員として教育活動を行う上で不可欠な資格であるとされている。このことから、教員が担当教科に対応する教員免許状を有しているか否かに関する情報は、教員が行う教育活動の正当性を担保するものであると解される。 また、県立学校の教員の担当教科は、当該教員が有する教員免許状の専門科目の範囲内で、所属する学校の状況に応じて決定されることが認められるので、当該教員が複数の専門科目に係る教員免許状を有する場合、当該教員は、それらの専門科目に対応する教科についていずれも担当する可能性があるといえる。 これらのことにかんがみると、当該教員が現に担当している教科に対応する教員免許状の専門科目はもとより、それ以外の教員免許状の専門科目についても、当該教員が行う教育活動の正当性を担保する情報であると解されることから、これらの情報は、行政の責務として公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>4 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 教員が有する教員免許状の専門科目は、当該教員が行う教育活動の正当性を担保する情報であると同時に、本諮問案件においては、県立学校の教員としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。 このことから、当該情報は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 14 年 11 月 13 日（答申第 123 号）		

答申第 124 号

件名	特定教諭の出勤簿非公開の件（諮問第 218 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立学校教員の平成 10 年の出勤簿である。		
請求年月日	平成 13 年 12 月 17 日	諾否決定年月日	平成 13 年 12 月 28 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	教育委員会（県立学校）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	私生活に関する情報と出勤日に関する情報が一体となった文書であって、両者の分離が困難なことから、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。		
不服申立年月日	平成 14 年 1 月 7 日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 公務員の出勤簿は、給与を支払うために、県民に公開することを前提とする性格のものである。休暇等の表示は、単なる分類に過ぎず、休暇中の行動内容を示すものではないので、私生活に関する情報とはいえない。</p> <p>2 休暇等の表示が私生活に関する情報であるとしても、判例や国の情報公開審査会答申のように当該部分のみ非公開とすべきであり、分離は困難とする実施機関の決定は不当である。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 2 月 7 日		
審査会の論結	本件行政文書のうち、教員の職名及び氏名、整理保管者印、出勤認印欄の週休日に当たる日曜日及び土曜日並びに休日の部分、出勤の押印、出張及び研修の表示、出張の集計欄の記載並びに様式の部分は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書のうち、様式の部分を除いた教員の職名、氏名、職員番号及びその出勤、出張、研修、職務専念義務免除、休暇等の状況に係る情報並びに整理保管者印については、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 しかし、出勤認印欄のうち、押印等のない週休日に当たる日曜日及び土曜日並びに休日の部分は、通常、これらの日に教職員が勤務しないことは明らかであるので、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 本件行政文書のうち、教員の氏名、出勤の押印及び整理保管者印については、公開することにより、当該教員及び出勤簿の整理保管者が識別されることとなるが、公務員の職務の遂行に関連する教職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 本件行政文書のうち、教員の職名は、公務員の職に関する情報に当たり、また、出勤の押印、出張及び研修の表示並びに出張の集計欄の記載については、それぞれ職務命令を受けて勤務等を行っていたことを示すものであることから、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当すると判断する。 しかし、次に掲げる情報については、以下の理由から、同号ただし書ウに該当しないと判断する。 (1) 職務専念義務免除の表示及びその集計欄の記載は、職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、特定の事由により本来の職務への従事を免除されたことを示すものであって、当該教員の分掌する職務の遂行の内容に関する情報とは認められない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する休暇はもとより、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業及び部分休業並びに県立学校職員服務規程に規定する欠勤の状況に係る情報は、教職員の私生活に関する情報であると認められ、これらの表示を公開することにより、休暇等の取得等の理由、時期及び期間という教職員の私生活に密接に関わる情報が明らかになるものといわざるを得ない。したがって、これらの表示及びその集計欄の記載は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるとは認められない。</p> <p>(3) 週休日又は休日の振替日については、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づき、実施機関が教職員に週休日又は休日に特に勤務を命ずる必要がある場合に、実施機関の裁量によって教職員ごとに個別に勤務日を週休日又は休日に変更するものである。したがって、当該振替日は教員の勤務日と密接な関係があるといえるが、当該振替日に当該教員が勤務していないことは明らかであるので、これらの表示は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるとは認められない。</p> <p>4 条例第6条第1項該当性について</p> <p>本件行政文書については、出勤認印欄の出勤の押印、出張及び研修の表示の部分を公開し、その他の部分を非公開としても、当該非公開部分からは、単に出勤、出張又は研修ではないという情報が明らかになるにすぎず、休暇等の内訳が明らかになるものではないことから、条例第5条第1号の非公開情報を公開することにはならない。したがって、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」ときに該当すると判断する。</p> <p>なお、出勤認印欄に出勤の押印と時間休暇の表示が重ねて記載されている場合等については、公開すべき情報と非公開とすべき情報が同一箇所に記録されていることとなるが、この場合は、当該部分を非公開とすべきであると判断する。</p>
<p>申年月日</p>	<p>平成14年12月17日(答申第124号)</p>

答申第 125 号

件名	特定の公立中学校教員の体罰に係る事故報告書等一部非公開の件（諮問第 106 号）		
請求文書の概要	特定の市教育委員会から県教育委員会に提出された、特定の公立中学校教員（以下「本件教員」という。）の体罰に係る事故報告書及びその回覧文書である。		
請求年月日	平成 12 年 4 月 11 日	諾否決定年月日	平成 12 年 5 月 15 日（4 月 25 日付けで決定期限延伸）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 県等の機関が行う事務等に関する情報であって、公開することにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ等がある。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 12 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件事故報告書のうち、次の部分を非公開とした処分の取消しを求める。</p> <p>1 体罰の発生場所 2 本件教員の年齢、担当教科、担当学年・組及び校務分掌</p> <p>3 被害児童生徒（以下「被害生徒」という。）の学年及び年齢</p> <p>4 体罰の現場に居合わせた児童生徒からの聴取内容（本件教員及び被害生徒の氏名並びに聴取教室の組を除く。以下「目撃生徒からの聴取内容」という。）</p> <p>5 市教育委員会の見解（本件教員の氏名を除く。以下「市教育委員会の見解」という。）</p>		
不服申立ての理由	<p>1 教員の体罰に係る事件を構成する基本情報等は、特定の個人が識別され得ない限り、公開し、体罰を県民が監視等していくべきである。個人が特定されるかどうかは、個別の特別な事情を考慮する必要はなく、あくまでも公開された文書で判断すべきである。</p> <p>2 目撃生徒からの聴取内容及び市教育委員会の見解は、行政運営にとって支障となる情報ではない。また、市教育委員会の見解は、公務の執行に係る情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 6 月 27 日		
審査会の結論	<p>不服申立て対象となった情報のうち、次の部分は公開すべきである。</p> <p>1 体罰の発生場所 2 本件教員の担当教科、担当学年・組及び校務分掌</p> <p>3 被害生徒の学年及び年齢 4 目撃生徒からの聴取内容(学級委員の発言部分を除く。)</p> <p>5 市教育委員会の見解</p>		
審査会の判断理由	<p>1 実施機関が説明しているとおり、被害生徒の学年及び市教育委員会の見解（本件教員の校務分掌及び顧問を務めるクラブ名並びに本件教員に対する評価の一部を除く。）については、条例第 5 条第 1 号に該当せず、市教育委員会の見解については、同条第 4 号に該当しない。以下、当該部分以外の情報について判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 本件教員の担当教科、担当学年・組及び校務分掌並びに市教育委員会の見解のうちの本件教員の校務分掌及び顧問を務めるクラブ名は、学校名、体罰の発生日時等が公開されているため、特定の個人である本件教員が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。 また、本件教員の年齢及び体罰の発生場所は、当該個別情報のみでは本件教員を識別することができないが、他の情報と総合することにより、本件教員が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。 イ 実施機関は、前記アに係る情報により、本件教員が識別されることによって、被害生徒が識別される結果となると説明するが、当該情報から本件教員が識別され得るとしても、本諮問案件においては、このことから被害生徒が識別され得るとまで</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>は認められない。</p> <p>ウ 被害生徒の年齢は、前記1において同号本文に該当しない旨判断した被害生徒の学年に対応しているため、当該学年から容易に予測できるものと認められる。</p> <p>また、目撃生徒からの聴取内容のうち聴取教室の学年は、被害生徒の学年と同様の情報と認められる。</p> <p>エ 目撃生徒からの聴取内容のうち、学級委員の発言部分は、当該役職名が公開されているため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。</p> <p>オ 目撃生徒からの聴取内容のうち、学級委員以外の生徒の発言部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものではなく、また、その内容も体罰の現場を目撃した生徒の発言として、通常想定される範囲内のものとどまるため、当該情報を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>カ 市教育委員会の見解（本件教員の校務分掌及び顧問を務めるクラブ名を除く。）について、実施機関は、教員の評価に当たる部分は、なお同号本文に該当する旨説明している。</p> <p>しかし、当該情報は全体として、その前段の体罰に関する一般的な認識等に関する記載を受けたもので、その内容も、市教育委員会の見解としては、容易に想定できる体罰一般に共通するものであり、当該部分には具体的事実に基づく本件教員に対する固有の評価の記載は存在しないことが認められる。</p> <p>したがって、当該情報は特定の個人が識別され、又は識別され得るものではなく、また、これを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第5条第1号本文に該当すると判断した前記(1)ア及びエに係る情報は、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>(ア) 本件教員の年齢及び目撃生徒からの聴取内容のうち学級委員の発言部分は、「公務員の職務の遂行に関する情報」には当たらないことは明らかである。</p> <p>(イ) 教員の体罰は、学校教育法第11条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。したがって、次に掲げる情報は、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に当たると認められる。</p> <p>a 体罰の発生場所</p> <p>b 本件教員の担当教科、担当学年・組及び校務分掌</p> <p>c 市教育委員会の見解のうち、本件教員の校務分掌及び顧問を務めるクラブ名</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について</p> <p>目撃生徒からの聴取内容については、公開されることにより、今後、生徒の発言が抑制される場合が皆無とは断言できない。しかし、当該聴取は校長等が行ったものであり、学校外の第三者による聴取の場合のように、その内容が新たに学校側に知られることによって発言が抑制されるということはない。また、その内容は、体罰の現場を目撃した生徒の発言として、通常想定される範囲内のものとどまるため、公開されることにより、今後さらに生徒の発言が抑制され、今後の同種の事業の実施等が困難になるという蓋然性があるとまでは考えられない。</p> <p>したがって、当該情報を公開することにより、今後の校長等が行う事情聴取の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年2月4日（答申第125号）</p>

答申第 126 号

件名	特定の県立高校教員に係る出勤簿非公開の件（諮問第 199 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校の教員 2 名の平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 3 月 20 日までの間の出勤簿である。		
請求年月日	平成 13 年 3 月 21 日	諾否決定年月日	平成 13 年 4 月 4 日
諾否の内容	非公開	実施機関	教育委員会（県立学校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	公務員の職務遂行の内容に係る情報ではない教員の私生活に関する情報と出勤状況が一体となった文書であるため、分離が困難であり、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある。		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 4 日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 出勤簿に記載された地方公務員の出勤状況は、最も基本的な職務遂行の内容の一つである。各人の出勤状況を表すのが出勤簿であるから、出勤簿は、本来、勤務を記すものであって、休暇を記すものではない。</p> <p>2 年次休暇等の休暇を取ることは勤労者としての公務員の権利であるが、それを取る時期、期間については、勤務との調整が必要であり、したがってそれは職務遂行の内容に重大な関係を持つ。逆に、出勤状況の公開によって出勤の反面である休暇・欠勤の日が公開される結果になったとしても、当該公務員の不利益はないに等しい。なお、休暇の中身は非公開でよい。</p> <p>3 もし、教育委員会が、出勤簿について、個人の権利利益を害するおそれがあるために非公開とするべきであると主張するのであれば、どのような権利又は利益をどのように害するおそれがどの程度あるのか、具体的に明らかにすべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 14 日		
審査会の論結	本件行政文書のうち、教員の職名及び氏名、整理保管者印、出勤認印欄の週休日に当たる日曜日、毎月の第 2 土曜日及び第 4 土曜日並びに休日の部分、出勤の押印及び出張の表示、出張の集計欄の記載並びに様式に係る部分は、公開すべきである。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 条例第5条第1号本文該当性について 本件行政文書のうち、様式の部分を除いた教員の職名、氏名、職員番号及びその出勤、出張、職務専念義務免除、休暇等の状況に係る情報並びに整理保管者印については、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第1号本文に該当すると判断する。 しかし、出勤認印欄のうち、押印等のない週休日に当たる日曜日、毎月の第2土曜日及び第4土曜日並びに休日の部分は、通常、これらの日に教員が勤務しないことは明らかであるので、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について 本件行政文書のうち、教員の氏名、出勤の押印及び整理保管者印については、公開することにより、当該教員及び出勤簿の整理保管者が識別されることとなるが、公務員の職務の遂行に関連する教職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について 本件行政文書のうち、本件教員の職名は、公務員の職に関する情報に当たり、また、出勤の押印、出張の表示並びに出張の集計欄の記載については、それぞれ、職務命令を受けて勤務等を行っていたことを示すものであることから、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。 しかし、次に掲げる情報については、以下の理由から、同号ただし書ウに該当しないと判断する。</p> <p>(1) 職務専念義務免除の表示及びその集計欄の記載は、職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき、特定の事由により本来の職務への従事を免除されたことを示すものであって、当該教員の分掌する職務の遂行の内容に関する情報とは認められない。</p> <p>(2) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する休暇はもとより、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業及び部分休業並びに県立学校職員服務規程に規定する欠勤の状況に係る情報は、教職員の私生活に関する情報であると認められ、これらの表示を公開することにより、休暇等の取得等の理由、時期及び期間という教職員の私生活に密接に関わる情報が明らかになるものといわざるを得ない。したがって、これらの表示及びその集計欄の記載は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるとは認められない。</p> <p>(3) 日曜日及び土曜日以外に教育委員会が指定した週休日については、当該教員が勤務していないので、この表示は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるとは認められない。</p> <p>(4) 週休日又は休日の振替日については、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づき、実施機関が教職員に週休日又は休日に特に勤務を命ずる必要がある場合に、実施機関の裁量によって教職員ごとに個別に勤務日を週休日又は休日に変更するものである。したがって、当該振替日は教員の勤務日と密接な関係があるといえるが、当該振替日に当該教員が勤務していないので、これらの表示は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であるとは認められない。</p>
<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>4 条例第6条第1項該当性について 本件行政文書については、出勤認印欄の出勤の押印、出張の表示の部分を公開し、その他の部分を非公開としても、当該非公開部分からは、単に出勤又は出張ではないという情報が明らかになるにすぎず、休暇等の内訳が明らかになるものではないことから、条例第5条第1号の非公開情報を公開することにはならない。したがって、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。 なお、出勤認印欄に出勤の押印と時間休暇の表示が重ねて記載されている場合等については、公開すべき情報と非公開とすべき情報が同一箇所に記録されていることとなるが、この場合は、当該部分は非公開とすべきであると判断する。</p>
	<p>平成 15 年 2 月 4 日 (答申第 126 号)</p>

答申第 127 号

件名	速度取締り結果の統計等一部非公開の件（諮問第 223 号）		
請求文書の概要	平成 13 年中の特定の自動車専用道路に係る速度違反の検挙状況統計資料であり、各月別に、道路の上下線別に応じて、高速 15 km/h 未満から 50 km/h 以上までの法定・指定別速度取締り件数を記載する欄、小計欄及び合計欄が設けられている。		
請求年月日	平成 14 年 2 月 21 日	諾否決定年月日	平成 14 年 3 月 4 日
諾否決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長（交通部交通指導課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、交通取締りに係る事務に関し、違法又は不当な行為を容易にするおそれ及び道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>2 公開することにより、犯罪の捜査等、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの非公開理由を非公開等理由説明書において追加</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 5 月 2 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 非公開部分である「高速 30 km/h 未満」以下の指定最高速度取締り件数に関する部分は、取締り件数の圧倒的多数を占めている。これを公開することは、違法又は不当な行為の抑止力につながると考えるべきであり、違法又は不当な行為が容易になるという説明は合理性に欠ける。</p> <p>2 実施機関は、公開されることにより、交通違反を容易にするばかりでなく、交通違反が蔓延すると説明するが、現在、取締りが行われていないということは、その程度の違反は取り締まらなくても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼさないと警察が判断しているからに他ならない。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 5 月 8 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、「高速 30 km/h 未満」以下の指定最高速度取締り件数の欄及び「高速 30 km/h 未満」以下の小計欄について非公開としたことは、妥当である。		
審査会判断理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当性について 本件非公開部分は、「高速 30 km/h 未満」以下の超過速度の区分ごとの速度取締り件数に係る情報であり、当該情報が知られることにより、交通取締り基準が推認されるものと認められる。 このような情報が公開された場合、違法ではあるが検挙されない範囲が明確となり、交通取締りを免れるなどの対抗措置がとられる可能性があり、公平な交通取締りの事務に支障を及ぼすおそれがある。また、取締りの対象とならない程度の交通違反が増加することが十分に予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど道路交通法の目的そのものを実現することができなくなり、道路交通行政の事務に多大な支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>2 条例第 5 条第 6 号該当性について 交通違反の処理については、違反者が反則金を納付しない場合や違反事実を否認したりする場合などには、刑事事件として取り扱う場合も予想され、実施機関が、当該情報が公開された場合、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。 本件非公開部分が公開された場合、社会生活に必要な法規範等のルールが害されることが十分に予想され、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。</p>		
答申年月日	平成 15 年 2 月 4 日（答申第 127 号）		

答申第 128 号

件名	国民体育大会派遣旅費に係る貯金通帳公開の件（諮問第 101 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 8 年度までの国体派遣旅費をその開催地等で取り扱ったすべての預金通帳である。		
請求年月日	平成 12 年 3 月 21 日	諾否決定年月日	平成 12 年 3 月 31 日
諾否の内容	全部公開	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条項	—		
諾否決定の理由	<p>1 本件請求書には、預金通帳と記載されているが、実施機関としては、国体派遣旅費を開催地等で管理していた預貯金通帳の閲覧等が本件公開請求の趣旨であると判断し、当該貯金通帳 3 冊を公開したものである。</p> <p>2 不服申立人は、実施機関の職員が別件訴訟において「金融機関等の支店」という表現を用いたことなどから、郵便局の貯金通帳ではなく銀行等の預金通帳が存在するはずであると主張するが、当該職員は「郵便局」と「銀行等」との区別をことさら意識して用いたものではない。</p> <p>3 教育委員会が前渡金として受け取った国体派遣旅費の金額と本件行政文書に記載されている金額とが一致しないのは、受け取った前渡金をその日のうちに参加者等に渡す場合等には現金のまま金庫で管理することもあり、必ずしもすべての金額を貯金通帳の口座に入金し、当該通帳で管理していたわけではないためである。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 4 月 10 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は全部公開決定としたが、公開内容は不十分であり次の理由などから当初不服申立人が請求した公文書の閲覧及び交付を求める。</p> <p>2 実施機関の職員は、別件訴訟において国体の開催地等における現金の取扱いのために開いた口座に関して「金融機関等の支店」との用語を使用している。また、本件公開請求時においても、請求書に「預金通帳」と記載するよう指導している。こうしたことは、銀行等の預金通帳が実施機関の職員の念頭にあったことを示している。</p> <p>3 また、国体派遣旅費の流用に関する新聞記事には、水増し金は、全額が留保金として教育委員会の担当課の口座にプールされていたとあるが、本件行政文書である 3 冊の貯金通帳に記載された額の合計と一致しない。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 5 月 10 日		
審査会の結論	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として郵便貯金通帳 3 冊を特定し、これを公開したことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>不服申立人は、本件処分の当否ではなく、本件行政文書以外に銀行等の預金通帳が存在するはずであると主張し、この点について、不服申立てをしていると考えられる。</p> <p>そこで、この点について以下に検討する。</p> <p>1 不服申立人は郵便局の貯金通帳ではなく、銀行等の預金通帳が存在するはずであると主張する理由として、実施機関の職員が別件訴訟において、国体の開催地等における現金の取扱いのために開いた口座に関して、「金融機関等の支店」という表現を使ったこと及び本件公開請求時に、公開請求に係る行政文書の内容として、実施機関の職員から「預金通帳」と記載するよう指導されたことを挙げている。</p> <p>2 しかしながら、正確な表現ではないとしても、日常生活において、「郵便局」や郵便局の「貯金通帳」を含む意図で、「金融機関等の支店」や「預金通帳」といった表現をすることがないとはいえず、実施機関が説明するとおり、実施機関の職員が「貯金通帳」と「預金通帳」とを意識して使い分けていなかったとしても、必ずしも不自然とはいえない。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 由 判 断 続 ぎ</p>	<p>3 教育委員会が前渡金として受け取った国体派遣旅費の金額と本件行政文書に記載されている金額とが一致しないとの点については、実施機関が説明するように、必ずしも前渡金のすべてを口座に入金し、通帳で管理していたわけではなく、現金のまま金庫で管理する場合があったことにかんがみると、単に金額が一致しないという点から本件行政文書のほかに通帳が存在することが推認されるとはいえない。</p> <p>さらに、公開された3冊の貯金通帳は、その使用期間を見ると、ほぼ本件公開請求の対象とされている平成4年度から平成8年度までの期間に対応していることが認められる。</p> <p>4 以上のことからすると、不服申立人の主張する理由から本件行政文書以外に銀行等の預金通帳が存在すると解することは困難であり、また、ほかにそれが存在すると考えるべき理由も認められない。</p> <p>したがって、実施機関が本件公開請求に対して本件行政文書以外に預金通帳は、存在しないとして、本件行政文書を特定し、これを公開したことは、首肯できる。</p>
	<p>平成 15 年 3 月 12 日 (答申第 128 号)</p>

答申第 129 号

件名	預貯金通帳等一部非公開及び不存在の件（諮問第 102 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 12 年 4 月 10 日までの実施機関が管理しているすべての預貯金通帳及び明細書である。		
請求年月日	平成 12 年 4 月 12 日	諾否決定年月日	平成 12 年 4 月 24 日
諾否の内容	一部非公開及び不存在	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る。</p> <p>2 預貯金通帳は、その使用、管理の実態から常時使用する行政文書（以下「常用文書」という。）として取り扱っており、保管の必要がある期間の経過によりその都度所属長の判断で廃棄してきたものである。実施機関の手元にある預貯金通帳は、不服申立人に一部公開を行った預貯金通帳 12 冊（以下「本件一部非公開文書」という。）がすべてであり、これら以外の預貯金通帳（ただし、平成 12 年 3 月 21 日付けで公文書の閲覧等を請求し、公開決定された貯金通帳 3 冊を除く。）は存在しない。</p> <p>3 本件一部非公開文書のほかには金融機関等との取引等の記録が記載された文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 5 月 15 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 金融機関担当者の印影は、当該法人職員の職務上の情報であり、これを公開しても不利益を与えるおそれはない。</p> <p>2 不服申立人は、旅費、給与、共済及び国費の 4 つの項目に関する預貯金通帳に限定して請求した事実はなく、それ以外に預貯金通帳が存在しないということはあり得ない。</p> <p>3 預貯金通帳には入金及び出金が記載されており、県の文書管理規程によれば、こうした文書の保存期間は 10 年又は 5 年であることから、使用しなくなった段階で廃棄してよい文書ではない。</p> <p>4 実施機関が文書を廃棄等している場合には、金融機関から入手して公開可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務がある。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 5 月 24 日		
審査会の論結	<p>1 本件一部非公開文書のうち、金融機関担当者の印影を非公開としたことは妥当である。</p> <p>2 上記 1 以外の預貯金通帳及び明細書（以下「本件公開拒否文書」という。）について、廃棄したことなどにより文書が存在しないとして、公開を拒んだことは相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件一部非公開文書のうち、押印されている金融機関担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について (1) 預貯金通帳について ア 神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項は、第 2 項別表に掲げる保存期間の区分及び行政文書の類型に応じて、行政文書の保存期間を設定しなければならない旨規定している。 しかし、この例外として、同条第 7 項において、同項各号に掲げる行政文書については、常用文書として必要な期間保管できる旨規定している。 イ 実施機関は、預貯金通帳を、その使用、管理の実態から常用文書として取り扱い、現に使用中のもの以外は、所属長の判断で廃棄していたと説明している。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 由 判 断 理 由 (続 き)</p>	<p>ウ 本件公開拒否文書である預貯金通帳について、文書管理規則第9条第7項第4号に規定する「物品管理票、重要物品整理簿、備品出納簿、借用物品管理票及び物品貸付簿」に類するものとして、第6号の「前各号に掲げるものに類する行政文書」に該当するものと実施機関が解し、常用文書として取り扱ったことは、必ずしも誤りであるとはいえない。</p> <p>以上のことから、本件公開拒否文書のうちの預貯金通帳は、実施機関が常用文書として取り扱い、保管の必要がなくなったとして廃棄したものであり、実施機関が管理していない状態にあったものと認められる。</p> <p>(2) 明細書について</p> <p>ア 明細書とは、金融機関等が預貯金通帳以外に、実施機関と当該金融機関等との取引等の記録を記載した文書であると考えられる。</p> <p>イ 通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳を作成し、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、本件においては、預貯金通帳が作成されている以上、預貯金通帳に代わる文書が作成されたとは考え難い。また、これ以外の意味においても取引等の記録が記載された文書が実施機関において取得されたと解すべき理由も認められない。したがって、明細書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(3) その他</p> <p>不服申立人は、実施機関が預貯金通帳を廃棄等している場合には、金融機関等から入手して公開することが可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務があると主張している。</p> <p>しかし、条例第3条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」をいうと規定している。</p> <p>したがって、現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、金融機関等において管理されている預貯金通帳に代わる文書は、行政文書には該当しないと解される。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年3月12日(答申第129号)</p>

答申第 130 号

件名	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開及び不存在の件（諮問第 105 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 12 年 5 月 15 日までの実施機関の手元にあるすべての預貯金通帳及び明細書である。		
請求年月日	平成 12 年 5 月 15 日	諾否決定年月日	平成 12 年 5 月 29 日
諾否の内容	一部非公開及び不存在	実施機関	教育委員会（経理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る。</p> <p>2 預貯金通帳は、その使用、管理の実態から常時使用する行政文書（以下「常用文書」という。）として取り扱っており、保管の必要がある期間の経過によりその都度所属長の判断で廃棄してきたものである。実施機関の手元にある預貯金通帳は、不服申立人に一部公開を行った預金通帳 4 冊（以下「本件一部非公開文書」という。）がすべてであり、これら以外の預貯金通帳は存在しない。</p> <p>3 本件一部非公開文書のほかには金融機関等との取引等の記録が記載された文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 7 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求め
不服申立ての理由	<p>1 金融機関担当者の印影は、当該法人職員の職務上の情報であり、これを公開しても不利益を与えるおそれはない。</p> <p>2 不服申立人は、旅費、給与、共済及び国費の 4 つの項目に関する預金通帳に限定して請求した事実はなく、それ以外に預貯金通帳が存在しないということはありません。</p> <p>3 預貯金通帳には入金及び出金が記載されており、県の文書管理規程によれば、こうした文書の保存期間は 10 年又は 5 年であることから、使用しなくなった段階で廃棄してよい文書ではない。</p> <p>4 実施機関が文書を廃棄等している場合には、金融機関から入手して公開可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務がある。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 6 月 20 日		
審査会の結論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、金融機関担当者の印影を非公開としたことは妥当である。</p> <p>2 上記 1 以外の預貯金通帳及び明細書（以下「本件公開拒否文書」という。）について、廃棄したことなどにより文書が存在しないとして、公開を拒んだことは相当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件一部非公開文書のうち、押印されている金融機関担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 本件公開拒否文書の存否について (1) 預貯金通帳について ア 神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項は、第 2 項別表に掲げる保存期間の区分及び行政文書の類型に応じて、行政文書の保存期間を設定しなければならない旨規定している。 しかし、この例外として、同条第 7 項において、同項各号に掲げる行政文書については、常用文書として必要な期間保管できる旨規定している。 イ 実施機関は、預貯金通帳を、その使用、管理の実態から常用文書として取り扱い、現に使用中のもの以外は、所属長の判断で廃棄していたと説明している。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>ウ 本件公開拒否文書である預貯金通帳について、文書管理規則第9条第7項第4号に規定する「物品管理票、重要物品整理簿、備品出納簿、借用物品管理票及び物品貸付簿」に類するものとして、第6号の「前各号に掲げるものに類する行政文書」に該当するものと実施機関が解し、常用文書として取り扱ったことは、必ずしも誤りであるとはいえない。以上のことから、本件公開拒否文書のうちの預貯金通帳は、実施機関が常用文書として取り扱い、保管の必要がなくなったとして廃棄したものであり、実施機関が管理していない状態にあったものと認められる。</p> <p>(2) 明細書について</p> <p>ア 明細書とは、金融機関等が預貯金通帳以外に、実施機関と当該金融機関等との取引等の記録を記載した文書であると考えられる。</p> <p>イ 通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳を作成し、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、本件においては、預貯金通帳が作成されている以上、預貯金通帳に代わる文書が作成されたとは考え難い。また、これ以外の意味においても取引等の記録が記載された文書が実施機関において取得されたと解すべき理由も認められない。したがって、明細書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(3) その他</p> <p>不服申立人は、実施機関が預貯金通帳を廃棄等している場合には、金融機関等から入手して公開することが可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務があると主張している。</p> <p>しかし、条例第3条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」をいうと規定している。</p> <p>したがって、現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、金融機関等において管理されている預貯金通帳に代わる文書は、行政文書には該当しないと解される。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年3月12日(答申第130号)</p>

答申第 131 号

件名	教育庁経理課が管理する預貯金通帳等一部非公開及び不存在の件（その2）（諮問第 108 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 12 年度までの実施機関の管理下にあるすべての預貯金通帳及び明細書（当該文書に記録されている情報で金融機関が保有するものも含む。）である。		
請求年月日	平成 12 年 6 月 9 日	諾否決定年月日	平成 12 年 6 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開及び不存在	実施機関	教育委員会（経理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得る。 2 預貯金通帳は、その使用、管理の実態から常時使用する行政文書（以下「常用文書」という。）として取り扱っており、保管の必要がある期間の経過によりその都度所属長の判断で廃棄してきたものである。実施機関の手元にある預貯金通帳は、不服申立人に一部公開を行った預金通帳 4 冊（以下「本件一部非公開文書」という。）がすべてであり、これら以外の預貯金通帳は存在しない。 3 本件一部非公開文書のほかには金融機関等との取引等の記録が記載された文書は存在しない。 		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 30 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分及び公開拒否処分の取消しを求めらる。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関担当者の印影は、当該法人職員の職務上の情報であり、これを公開しても不利益を与えるおそれはない。 2 不服申立人は、旅費、給与、共済及び国費の 4 つの項目に関する預金通帳に限定して請求した事実はなく、それ以外に預貯金通帳が存在しないということはあり得ない。 3 預貯金通帳には入金及び出金が記載されており、県の文書管理規程によれば、こうした文書の保存期間は 10 年又は 5 年であることから、使用しなくなった段階で廃棄してよい文書ではない。 4 実施機関が文書を廃棄等している場合には、金融機関から入手して公開可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務がある。 		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 13 日		
審査会の結論	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件一部非公開文書のうち、金融機関担当者の印影を非公開としたことは妥当である。 2 上記 1 以外の預貯金通帳及び明細書（以下「本件公開拒否文書」という。）について、廃棄したことなどにより文書が存在しないとして、公開を拒んだことは相当である。 		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件一部非公開文書のうち、押印されている金融機関担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。 2 本件公開拒否文書の存否について (1) 預貯金通帳について ア 神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第 9 条第 1 項及び第 2 項は、第 2 項別表に掲げる保存期間の区分及び行政文書の類型に応じて、行政文書の保存期間を設定しなければならない旨規定している。 しかし、この例外として、同条第 7 項において、同項各号に掲げる行政文書については、常用文書として必要な期間保管できる旨規定している。 イ 実施機関は、預貯金通帳を、その使用、管理の実態から常用文書として取り扱い、現に使用中のもの以外は、所属長の判断で廃棄していたと説明している。 		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>ウ 本件公開拒否文書である預貯金通帳について、文書管理規則第9条第7項第4号に規定する「物品管理票、重要物品整理簿、備品出納簿、借用物品管理票及び物品貸付簿」に類するものとして、第6号の「前各号に掲げるものに類する行政文書」に該当するものと実施機関が解し、常用文書として取り扱ったことは、必ずしも誤りであるとはいえない。</p> <p>以上のことから、本件公開拒否文書のうちの預貯金通帳は、実施機関が常用文書として取り扱い、保管の必要がなくなったとして廃棄したものであり、実施機関が管理していない状態にあったものと認められる。</p> <p>(2) 明細書について</p> <p>ア 明細書とは、金融機関等が預貯金通帳以外に、実施機関と当該金融機関等との取引等の記録を記載した文書であると考えられる。</p> <p>イ 通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳を作成し、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、本件においては、預貯金通帳が作成されている以上、預貯金通帳に代わる文書が作成されたとは考え難い。また、これ以外の意味においても取引等の記録が記載された文書が実施機関において取得されたと解すべき理由も認められない。したがって、明細書は存在しないという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(3) その他</p> <p>不服申立人は、実施機関が預貯金通帳を廃棄等している場合には、金融機関等から入手して公開することが可能なものも実施機関が管理している文書に含まれるため、公開する義務があると主張している。</p> <p>しかし、条例第3条では、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」をいうと規定している。</p> <p>したがって、現に実施機関の職員が職務上取得していない状態で、金融機関等において管理されている預貯金通帳に代わる文書は、行政文書には該当しないと解される。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 15 年 3 月 12 日 (答申第 131 号)</p>

答申第 132 号

件名	教育庁経理課に係る執行何票兼支出命令票等一部非公開の件（諮問第 109 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、実施機関で執行した平成 12 年 2 月分及び 3 月分の旅費に係る執行何票兼支出命令票並びにこれに附属する旅行命令簿及び旅費請求書である。		
請求年月日	平成 12 年 6 月 7 日	諾否決定年月日	平成 12 年 6 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（経理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るとともに個人の権利利益を害するおそれがある。		
不服申立年月日	平成 12 年 6 月 30 日	不服申立ての趣旨	職員番号及び級・号給を非公開とした処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	条例は公務員の職及び当該職務遂行の内容に関する情報の公開を認めており、職員番号及び級・号給は非公開情報ではない。		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 13 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、職員番号及び級・号給を非公開としたことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 同号本文該当性について</p> <p>本件行政文書に記載された職員番号及び級・号給は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 同号ただし書ウ該当性について</p> <p>本件行政文書に記載された職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の県採用年度等を推測することができる情報である。また、級・号給は、他に容易に取得し得る情報と照合することにより、個人の所得を推測できる情報である。</p> <p>以上のことからすると、これらの情報は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 15 年 3 月 12 日（答申第 132 号）		

答申第 133 号

件名	教育庁経理課に係る会議等開催通知一部非公開の件（諮問第 113 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 11 年度及び 12 年度の実施機関に係る会議及び研修会に係る開催通知及び附属資料である。		
請求年月日	平成 12 年 6 月 29 日	諾否決定年月日	平成 12 年 7 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（経理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得るとともに個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 他に容易に取得し得る情報と照合することにより、法人の取引状況を推測できる情報であり、公開することにより当該法人の利益を害するおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 12 年 7 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 職員番号は公務員の職務遂行の内容に関する情報であり、また、研修講師の職・氏名は開催通知に記載され広く公開されているものであって、いずれも非公開情報ではない。</p> <p>2 研修宿泊取扱業者の取引先金融機関に関する情報は、「宿泊のご案内」や「大会及び総会要領」に記載されているもので、非公開情報ではない。</p>		
諮問年月日	平成 12 年 7 月 28 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、研修宿泊取扱業者の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 同号本文該当性について 本件行政文書に記載された職員番号及び研修講師の職・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 同号ただし書イ該当性について 本件行政文書のうち、研修講師の職・氏名については、民間企業の従業員に関する情報であり、本件行政文書に係る研修が対象者を新任課長代理級職員に限った内部研修であって、一般県民を対象とした講習会等とは性格を異にしていることなどを考慮すると、当該情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とまでは認められず、当該情報は同号ただし書イには該当しないと判断する。</p> <p>(3) 同号ただし書ウ該当性について 本件行政文書に記載された職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用されることのある情報であるとともに、個人の県採用年度等を推測することができる情報である。 以上のことからすると、職員番号は、公務員の職務にかかわる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、当該法人等が知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。</p> <p>しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にそのような意図の下に管理をしているとは認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。</p> <p>一般的な宿泊取扱業者の業務の態様としては、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得るのが通例であることからすると、宿泊取扱業者が宿泊案内等に代金送金先の口座番号等を記載しているか又はこれを記載することを容認しているものと認められる場合には、通常、当該情報を内部限りで管理することよりも、代金決済の便宜を優先させているものと考えられる。そして、不特定多数の顧客に当該情報が知られることを容認して、そうした状態に置いているものと言うことができる。</p> <p>本件口座番号等は、本件研修宿泊取扱業者が宿泊案内等に記載して交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみれば、代金送金先の口座番号等を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した文書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そして、本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。</p> <p>以上のことからすると、本件口座番号等は、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年3月12日(答申第133号)</p>

答申第 134 号

件名	食糧費に係る支出関係書類一部非公開の件（諮問第 220 号）		
請求文書の概要	本件行政文書は、実施機関が平成 13 年度に執行した一人当たりの支出額が 4,000 円以上の食糧費に係る支出関係書類であり、その内訳は、支出命令票、請求書及び執行伺票である。		
請求年月日	平成 14 年 2 月 20 日	諾否決定年月日	平成 14 年 3 月 6 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	知事（県土整備経理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	債権者の指定する振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人は、本件法人の経理事務等に係るもっぱら法人内部の情報であり、公開することにより本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。		
不服申立年月日	平成 14 年 3 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 飲食業者である本件法人の本件口座番号等の情報は、内部関係のものだが、一般的に発行している請求書に記載されている事項であり、その管理体制から見て、業者としてこれが公開されることを拒み得る性質のものではなく、公開されることによって本件法人の事業が損なわれるとは認め難い。</p> <p>2 過去に食糧費支出に係る情報公開に関する訴訟で金融機関の口座番号等の情報を非公開としたことを不当とした判決がある。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 3 月 25 日		
審査会の結論	食糧費に係る支出関係書類に記載された債権者の指定する振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>1 法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にそのような意図の下に管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件法人における請求書に係る本件口座番号等の情報管理の状況について検討する。</p> <p>2 一般的な飲食業者の業務の態様としては、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得るのが通例であることからすると、飲食業者が通常取引において、請求書に代金の振込先の口座番号等を記載して顧客に交付している場合には、当該情報を内部限りにおいて管理することよりも、代金決済の便宜を優先させているものと考えられる。そして、当該情報を請求書に記載して顧客に交付することにより、これが不特定多数の顧客に知られることを容認して、そうした状態に置いているものといえることができる。</p> <p>3 本件口座番号等は、本件法人が請求書に記載して顧客に交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみると振込先の口座番号等を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。</p> <p>4 以上のことからすると、本件口座番号等は、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p>		
答申年月日	平成 15 年 3 月 12 日（答申第 134 号）		

答申第 135 号

件名	予防治山事業設計書等不存在の件（諮問第 221 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、実施機関が行った平成 6 年度予防治山事業（以下「本件工事」という。）に係る次の文書である。</p> <p>○文書 1；設計書（原本）、○文書 2；現場説明会に呈示した文書（原本）</p> <p>○工事請負契約（以下「本件契約」という。）に基づき作成又は取得される文書</p> <p>①文書 3；本件工事に係る工事請負業者（以下「本件業者」という。）が実施機関に提出した一部下請の承認関係文書、②文書 4；県の監督員の本件業者に対する指示、承諾等の文書、③文書 5；本件業者が県の監督員に通知した条件変更等の文書、④文書 6；実施機関が本件業者に通知した工事の変更、中止等の文書、⑤文書 7；第三者との紛争解決のための実施機関と本件業者との協議文書、⑥文書 8；契約金額の増額に代える工事内容の変更に係る実施機関と本件業者との協議文書、⑦文書 9；契約に定めのない事項に係る実施機関と本件業者との協議文書</p> <p>○文書 10；契約締結時に使用した図面目録</p>		
請求年月日	平成 13 年 11 月 9 日	諾否決定年月日	平成 13 年 11 月 21 日
諾否の決定内容	公開拒否（不存在）	実施機関	知事（横須賀三浦地区農政事務所）
公開拒否理由	<p>1 文書 1（文書 10 を含む。）は、本件工事の工法の一部変更により、当初設計書の一部が差し替えられたものであるが、平成 8 年度以降、1 年保存の書類等として処分された。</p> <p>2 文書 2 は、主たる保存対象ではない行政文書として廃棄した。</p> <p>3 文書 3 及び文書 5 については、本件業者から提出がなかったため、又は本件契約上、提出の必要がなかったため、取得していない。</p> <p>4 文書 4、文書 6（工事の変更関係）、文書 8 及び文書 9 は、本件業者に本件工事の変更等について、口頭により指示等し工事を進めたため、作成していない。</p> <p>5 文書 6（工事の中止関係）及び文書 7 は、本件契約上、作成の必要がなかった。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 1 月 15 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>本件行政文書は、本件工事が適正かどうかを判断するための基本的な文書であり、法令等により作成又は保存しなければならないものである。</p> <p>1 当初設計書の法枠面積は出来形の面積と異なっているが、差し替えられていないので、実施機関が現在保管している設計書が、文書 1 及び文書 10 と考える。</p> <p>2 文書 2 は、文書 1 の必要部分の複写であり、少なくとも原本は保存すべきである。</p> <p>3 文書 3 から文書 9 までは、いずれも、本件契約上、実施機関が作成若しくは取得すべきもの又は諸般の事情から、作成若しくは取得されているはずのものである。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 3 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、平成 6 年度予防治山事業設計書（原本）等を作成、取得又は保存していないため、存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件行政文書の存否について</p> <p>(1) 文書1は、本件工事の当初設計書であり、本件契約締結等もこれに基づき行われたが、工事内容の変更に伴い一部が差し替えられ、新たな設計書とは別に、一時保存されていたものと認められる。しかし、平成8年度以降に、実施機関は、差替済設計書(文書1)を廃棄したため、現にこれを管理していない状況にあると考えられる。</p> <p>(2) 文書2は、文書1に含まれていた情報であると考えられる。 また、文書10は、文書1と同一のものと認められる。</p> <p>(3) 本件契約に基づき作成又は取得される文書について</p> <p>ア 文書3について、実施機関は下請承認申請がなかった旨説明しており、当該文書が提出されたと推測すべき事情も認められないことから、実施機関は文書3を取得しなかったため、現にこれを管理していない状況にあると考えられる。</p> <p>イ 実施機関は、文書4及び文書6については、軽易な変更として口頭で指示等を行ったため、文書7については、県の工事に直接起因する第三者との紛争等には当たらなかったため、文書9については、約定外の協議が行われなかったため、それぞれ作成しなかった旨説明している。 これらの文書の作成について規定した本件契約の各条項は、主に契約当事者間の紛争を未然に防ぐためのものであり、契約の相手方である本件業者からの求めがない限り、これらを作成すべき明確な義務が実施機関にあるとまでは考えられない。 以上のことからすると、これらの文書が作成されたと推測すべき事情も認められないことから、実施機関は、これらを現に管理していない状況にあると考えられる。</p> <p>ウ 文書5及び文書8については、本件工事の過程において、本件契約の各条項に規定する場合に該当する事実がなかったことから、これらの文書を作成又は取得していないため、これらを管理していないという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>2 付言</p> <p>(1) 新たな設計書が保存期間経過後も別件訴訟のために保存されていたことを考慮すると、本件設計書(文書1)は、本件工事の経過を示す文書として、新たな設計書同様、本来、実施機関において管理されていなければならないものと認められる。 したがって、実施機関は、当該文書の管理に適切さを欠いていたと言わざるを得ず、今後、行政文書管理規則等にとった適切な取扱いに努めるべきである。</p> <p>(2) 前記1(3)イに係る文書は、本件契約の各条項により、実施機関に文書を作成すべき明確な義務があるとまでは言えないが、今後は、紛争等の防止のためにも、実施機関において、適切な文書の作成に努めるべきである。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成15年3月18日(答申第135号)</p>

答申第 136 号

件名	県立高校教員が虚偽研修を自認する文書等一部非公開の件（諮問第 198 号）		
請求文書の概要	<p>特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の教員（以下「本件教員」という。）が虚偽の研修報告を行ったかどうかの真偽等を判断するための調査を行った結果の文書（以下「本件行政文書」という。）で、その構成は、次のとおりである。</p> <p>ア 自認書（本件教員自らが研修について虚偽の報告を行ったことを自認する文書）</p> <p>イ 調査報告書（実施機関の職員が本件教員に関する研修状況の調査を行った結果の報告書）</p> <p>ウ 聴取結果報告書（実施機関の職員が本件教員から事情聴取を行った結果についての文書）</p>		
請求年月日	平成 13 年 3 月 21 日	諾否決定年月日	平成 13 年 4 月 4 日
諾否の決定内容	非公開（ア自認書）、一部非公開（イ調査報告書、ウ聴取結果報告書）		
実施機関	教育委員会（管理部教職員課）		
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 特定の個人が識別される情報であり、仮に氏名を非公開としても、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 自認書は、直筆の文書であるため、筆跡から特定の個人が識別される場合もある。</p> <p>3 懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報が記載されているため、これを公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じる。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 4 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書について非公開とした処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>1 自認書のうち、署名又は記名を除く部分</p> <p>2 調査報告書のうち、調査結果の内容部分（以下「調査結果」という。）</p> <p>3 聴取結果報告書のうち、聴取概要部分（以下「聴取概要」という。）</p>		
不服申立ての理由	<p>1 自認書の公開を拒否することは自認書の内容の真偽を疑わせ、本人の意向で書かれたかどうかを確認するためには、公開されるべきである。</p> <p>2 自認書が誤っていても、本人にはこれを改めることができず、事実上の処分が行われており、自認書は、条例第 5 条第 1 号ただし書エに当たる可能性がある。</p> <p>3 自認書は、自筆の文書であるが、筆跡鑑定をしないと個人を識別することはできないので、個人を特定することはできない。また、自認書の署名や記名の部分を除けば、個人を特定することはできない。</p> <p>4 調査結果及び聴取概要は、地方公務員としての職務遂行の内容に係る情報として公開されるべきである。</p> <p>5 調査結果及び聴取概要は、研修状況又は研修実態の調査に関するものであって、その内容が懲戒処分の適用基準や判断基準にまでなっているということは極めて考えにくい。等</p>		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 14 日		
審査会の結論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 自認書</p> <p>ア 次の情報は、本文に該当すると判断する。</p> <p>(ア) 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、本件教員が識別され得る情報である。</p> <p>(イ) 本件教員が虚偽の研修報告を反省する部分は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがある。</p> <p>イ 次の情報は、本文に該当しないと判断する。</p> <p>(ア) 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報を非公開とした場合には、本件教員の研修日は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる記述とは認められない。</p>		

<p>審 査 会 の 理 由 (続 続)</p>	<p>(イ) 特定の個人について筆跡鑑定をしない限りは、筆跡から当該特定個人が識別され得るとは認められない。</p> <p>(2) 調査結果及び聴取概要のうち、次の情報は、本文に該当すると判断する。</p> <p>ア 本件教員の氏名、印影、年齢、生年月日、住所及び住所が識別され得る情報、最終学歴及び教職歴</p> <p>イ 本件高校の管理職にある職員及び事務職員の氏名及び職名</p> <p>ウ 教育委員会担当課職員の氏名及び職名</p> <p>エ 上記以外の個人の氏名</p> <p>オ 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報</p> <p>(3) 聴取概要のうち、次の情報も、本文に該当すると判断する。</p> <p>ア 本件教員が、研修報告の事実確認に関して心情を吐露する部分、虚偽の研修報告を反省する部分及び本人が処分を受けることに対して心情を吐露する部分</p> <p>イ 本件高校の管理職にある職員が本件教員の管理監督者として反省を述べる部分及び本人が処分を受けることに対して心情を吐露する部分</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>(1) 教育委員会担当課の職員の氏名並びに本件高校の管理職にある職員及び事務職員の氏名は、職務の遂行に関して記載されたものであり、これらの情報は慣行として公にされており、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされておらず、また公にすることが予定されている情報とも認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>本件高校の管理職にある職員・事務職員及び教育委員会担当課の職員の職名並びに本件高校名及び本件高校が識別され得る情報については、職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。</p> <p>4 条例第5条第1号ただし書エ該当性について</p> <p>自認書は、作成した本人が承知している情報であると考えられることなどから、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。</p> <p>5 本件教員の識別につながるただし書該当情報について</p> <p>(1) 本件教員の氏名等本件教員が識別され又は識別され得る情報は、前記で検討したとおり、条例第5条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報であるため、公開することは適当でないものと判断する。</p> <p>(2) 本件高校の管理職にある職員及び事務職員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当し、又、本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、条例第5条第1号同号ただし書ウに該当する。しかし、これらの情報は、他の部分の情報とを照合することで本件教員が識別され得る記述であると認められるため、これらの情報を公開することは適当でないものと判断する。</p> <p>6 条例第5条第4号該当性について</p> <p>自認書、調査結果、聴取概要のいずれも、次の理由から、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例第5条第4号に該当しないと判断する。</p> <p>(1) 自認書の内容から懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測されるとまでは解されない。</p> <p>(2) 調査結果は、本件教員が実際に研修を実施したかどうかの調査であり、このような調査方法が採られることは容易に推測できる。</p>
--------------------------------	--

<p>審査会の 判断理由 (続 ぎ)</p>	<p>(3) 聴取概要 ア 聴取概要の内容は、人事上の措置に関する事情聴取というものの性格に照らして、一般的なものであり、その質問項目等は容易に推測できる。 イ 本件教員が識別され又は識別され得る情報が非公開とされることを前提とする限りにおいては、今後、事情聴取を受ける教員が、供述内容が公開されるという理由により黙秘する可能性は、蓋然性があるとまでは認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 15 年 3 月 27 日 (答申第 136 号)</p>

答申第 137 号

件名	県立高校教員の虚偽研修に関する調査報告書等一部非公開の件（諮問第 200 号）		
請求文書の概要	<p>特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の教員（以下「本件教員」という。）が虚偽の研修報告を行ったかどうかの真偽等を判断するための調査を行った結果の文書（以下「本件行政文書」という。）であり、その構成は、次のとおりである。</p> <p>ア 校長報告書（本件教員の研修内容における問題点の有無等について学校長から提出された報告書）</p> <p>イ 聴取結果報告書（実施機関の職員が本件教員から事情聴取を行った結果の文書）</p> <p>ウ 調査書（実施機関の職員が本件教員の研修場所について特定の大学図書館（以下「大学図書館」という。）の開館状況等を調査した文書）</p>		
請求年月日	平成 13 年 3 月 28 日	諾否決定年月日	平成 13 年 4 月 9 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
非公開根拠	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 特定の個人が識別される情報であり、仮に氏名を非公開としても、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>2 懲戒処分 of 適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報が記載されているため、これを公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じる。</p> <p>3 聴取結果報告書及び調査書のうち、研修場所の利用状況、開館状況、蔵書状況等の研修場所に関する記載は、人事上の措置の判断を行うための調査方法を示したものである。当該措置の終了前にこれを公開すると、本件教員が当該措置を撤回させるために前言を翻すなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることとなる。ただし、記載内容そのものは研修場所に関する一般的内容であるため、当該措置終了後において公開するものである。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 4 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書について非公開とした処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>1 校長報告書のうち、本件教員の個人名を除く部分（以下「報告内容」という。）</p> <p>2 聴取結果報告書のうち、聴取概要部分（以下「聴取概要」という。）</p> <p>3 調査書のうち、①調査事項の内容部分、②大学図書館の職員（以下「図書館職員」という。）の職名及び聴取概要部分、③照会内容及び回答書部分（以下「照会回答」という。）</p>		
不服申立ての理由	<p>1 適正な審査の結果、本件教員が虚偽の研修報告を行ったということが判明した場合、その事実は公務員の職務遂行の内容に係る情報であるから、公開されるべきである。その公開の結果、虚偽の研修を行ったというレッテルが貼られるとしても、本件教員の名誉は害されないし、仮にその名誉を害するとしてもやむを得ない。</p> <p>2 図書館職員に対する事情聴取及びその回答については、大学図書館の考え方、取扱い等を説明・回答しているのであり、個人は識別できるが、条例第 5 条第 1 号ただし書に当たるので、図書館職員の職名は公開すべきである。</p> <p>3 本件行政文書は、研修状況又は研修実態の調査に関するものであって、その内容が懲戒処分の適用基準や判断基準にまでなっているということは極めて考えにくい。</p> <p>4 研修場所の利用状況、開館状況、蔵書状況等の研修場所に関する記載について、人事上の措置終了後に公開するとされているが、これらは懲戒処分の当否とは関係がなく、当該措置終了後において公開されるべきとしているのは不当である。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 14 日		
審査会の結論	本件行政文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		

審査会
の理由

- 1 条例第5条第1号本文該当性について
 - (1) 報告内容、聴取概要及び照会回答のうち、次の情報は、本文に該当すると判断する。
 - ア 本件教員の氏名、年齢、生年月日、住所、最終学歴及び教職歴
 - イ 本件高校の管理職にある職員の氏名及び職名
 - ウ 国立大学の教員の氏名及び職名
 - エ 教育委員会担当課職員の氏名及び職名
 - オ 図書館職員の氏名、印影、職名、直通電話番号及び電子メールのアドレス
 - カ 大学図書館の図書館長の氏名
 - キ 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、本件教員が識別され得る情報である。
 - (2) 聴取概要のうち、本件教員が研修報告の事実確認に関して心情を吐露する部分及び本人が処分を受けることに対して心情を吐露する部分も、本文に該当すると判断する。
- 2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
 - (1) 教育委員会担当課の職員の氏名、本件高校の管理職にある職員の氏名及び国立大学の教員の氏名は、職務の遂行に関して記載されたものであり、これらの情報は慣行として公にされており、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。
 - (2) 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされておらず、また公にすることが予定されている情報とも認められないので、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。
 - (3) 民間の大学図書館の職員の職名は、慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報とは認められないので、図書館職員の職名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- 3 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について
本件高校の管理職にある職員、教育委員会担当課の職員及び国立大学の教員の職名並びに本件高校名及び本件高校が識別され得る情報については、職務遂行の内容に関して記載されたものであるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。
- 4 本件教員の識別につながるただし書該当情報について
 - (1) 本件教員の氏名等本件教員が識別され又は識別され得る情報は、前記で検討したとおり、条例第5条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報であるため、公開することは適当でないものと判断する。
 - (2) 本件高校の管理職にある職員の氏名及び国立大学の教員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当し、本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、条例第5条第1号同号ただし書ウに該当する。しかし、これらの情報は、他の部分の情報とを照合することで本件教員が識別され得る記述であると認められるため、これらの情報を公開することは適当でないものと判断する。
- 5 条例第5条第4号該当性について
報告内容、聴取概要、照会回答のいずれも、次の理由から、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例第5条第4号に該当しないと判断する。
 - (1) 報告内容
本件高校の校長が、本件教員について、研修報告どおりに研修を行っていたかどうかについて、教育委員会担当課に報告したものにすぎない。
 - (2) 聴取概要
 - ア 聴取概要の内容は、人事上の措置に関する事情聴取というものの性格に照らして、一般的なものであり、その質問項目等は容易に推測できる。
 - イ 本件教員が識別され又は識別され得る情報が非公開とされることを前提とする限りにおいては、今後、事情聴取を受ける教員が、供述内容が公開されるという理由により黙秘する可能性は、蓋然性があるとまでは認められない。

--	--

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 由 判 断 理 由 (続 き)</p>	<p>(3) 照会回答 大学図書館の利用状況、開館状況、蔵書状況等の研修場所に関する一般的内容を記載したものにすぎない。</p> <p>(4) 聴取概要及び照会回答のうちの研修場所に関する記載内容は、一般的なものであり、特に秘密とされるべき事項であるとは解されない。</p> <p>また、本件教員は、当該情報を知る知らないにかかわらず、実際には、自己に不利益な供述について、いつでも翻すことが可能であるから、当該情報を知った場合にだけ前言を翻す可能性があるとも言い難い。</p> <p>その上、実施機関は、本件教員が虚偽の研修報告を行ったかどうかについての調査の客観的結果に基づいて、既に人事上の措置を決定しているものと考えられ、仮に本件教員が前言を翻したとしても、そのことから直ちに決定した人事上の措置を撤回することになるとも考えにくい。</p> <p>したがって、当該情報を人事上の措置の終了前に公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 15 年 3 月 27 日 (答申第 137 号)</p>

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 35 号及び第 36 号の概要

件名	特定の教諭からの聞き取り調査報告書不存在の件（諮問第 38 号） 特定の教諭からの聞き取り調査報告書不存在の件その 2（諮問第 39 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、不服申立人が別に行った自己情報の訂正請求に対して、条例第 23 条第 1 項に規定する「必要な調査」として、教育委員会が行った 2 人の教諭からの事情聴取の結果に記録された不服申立人の個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 6 月 8 日	決定年月日	平成 13 年 6 月 14 日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	教育委員会（教職員課）
不開示根拠条項	—		
不開示理由	条例第 23 条第 1 項に規定する「必要な調査」として、2 人の教諭から事情聴取は行ったが、その結果は、不服申立人との訴訟において作成した準備書面等と同一の内容であったことから、新たに事情聴取を記録した文書は作成していないため。		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 19 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 訴訟と自己情報の訂正請求は性格が異なるものであるから、調査する内容も違ってくる。被告の立場のままで、自己情報の訂正請求に対する義務を果たせるはずがない。 2 自己情報の訂正請求に対する決定手続が適正に行われたのであれば、「必要な調査」は行ったが、その記録がないということは有り得ない。 3 教育委員会は、組織の立場を守ること、教員をかばうことが仕事ではなく、個人情報の取扱いについて適正に業務を遂行する義務がある。 		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 27 日		
審査会の結論	特定の教諭からの聞き取り調査報告書を作成していないため、個人情報が存在しないとして不開示としたことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>教育委員会は、新たに事情聴取を記録した文書を作成しなかった理由として、「必要な調査」として 2 人の教諭から行った事情聴取の内容は、これ以前に、不服申立人との訴訟に関連して行った事情聴取の内容と多くの点で同一の結果となり、これらの内容は、訴訟において作成された準備書面等に記録されているため、今回はあえて作成しなかったと説明している。</p> <p>当審査会が、教育委員会から当該準備書面等を提出させ、調査したところ、少なくとも不訂正決定を行うに足りる内容は記述されており、また、これらの内容は裁判における証言等を通じて補強されていることから、再度 2 人の教諭から事情聴取を行った際に、その記録を作成したとしても、同様な内容になることは推測される。</p> <p>したがって、新たに事情聴取を記録した文書を作成しなかったとする教育委員会の説明に不合理な点は認められないので、教育委員会が、これを作成していないため、個人情報が存在しないとして不開示としたことは相当である。</p>		
答申年月日	平成 14 年 4 月 19 日（答申第 35 号及び第 36 号）		

個人情報保護審査会答申第 37 号及び第 38 号の概要

件名	特定の県立高等学校長報告書不訂正の件（諮問第 40 号） 特定の県立高等学校長報告書不訂正の件その 2（諮問第 41 号）		
訂正請求の概要	特定の県立高等学校長から教育委員会に提出された報告書に記録されている自己を本人とする個人情報の削除を求める。		
請求年月日	平成 13 年 6 月 19 日	決定期日	平成 13 年 7 月 9 日
決定内容	不訂正	実施機関	教育委員会（教職員課）
不訂正理由	報告書は不服申立人と特定教諭の対応等を校長がまとめたものであるが、両者の対応内容そのものを記録したものではなく、発言の趣旨を記載したものである。また、訂正請求された情報は、事実を照らして適当であると考えられる。		
不服申立年月日	平成 13 年 7 月 31 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 報告書は、客観的かつ公正に作成されるべきものであるが、当該校長はその義務を果たさなかった。</p> <p>2 報告書における不服申立人の発言内容が事実と異なっている点は、当該教諭も認めている。また、その他の部分についても当時の状況等から考えると、矛盾する点や読む者に誤解を与えるおそれがあり、これらはすべて削除されるべきである。</p> <p>3 不服申立人は削除を求めており、教育委員会には何ら利害は及ばない。よって、明確に事実と反すると思われる記載はもちろん、疑わしい記載、不適切な記載についても削除すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 8 月 7 日		
審査会の論結	特定の県立高等学校の校長から教育委員会に提出された報告書の特別な性格に照らし、その原本に自己情報の訂正請求書及び不訂正理由説明書に対する意見書（写し）を資料として添付することをもって、訂正措置とすることが相当である。		
審査会の判断理由	<p>1 当該報告書は、校長が関係教諭から事情聴取した内容をまとめたものであるが、これを単語として把握した場合には個別的事実ということができ、その単語を含む文章全体として捉えた場合には評価的事実状況の記載と判断されるものがある。</p> <p>また、報告書の作成は、校長の裁量に任されている部分があり、報告書に記載された事実の真否認定を事後に第三者が行おうとすれば、裁判所のような調査権限と多大な時間や労力等が必要となり、極めて困難を伴う。しかし、これは行政不服審査法の予定していない審査方法といわざるを得ない。</p> <p>以上のことから、本諮問案件については、従来の審査のように個々の請求内容について具体的に調査及び認定をするという方法にはなじまないと考えられ、訂正請求内容を一括して、総合的に審査する方が適当であると判断する。</p> <p>2 報告書は、不服申立人等から事情聴取できない理由があつたとはいえ、関係教諭からの事情聴取のみにより作成したという経緯を考慮すると、正確性、客観性等が求められる報告書等の性格からも不備があると考えられる。つまり、報告書等は、当事者である不服申立人等からの主張を組み入れてはじめて「事実と誤りがある」と批判され得ないものとなる解される。したがって、訂正請求書等を報告書の原本に添付することをもって、条例第 23 条第 2 項にいう「訂正」措置とすることが相当である。</p>		
答申年月日	平成 14 年 4 月 19 日（答申第 37 号及び第 38 号）		

個人情報保護審査会答申第 39 号の概要

件名	自己情報不訂正決定に係る文書一部不開示の件（諮問第 42 号）		
請求情報概要	本件請求情報は、不服申立人が別に行った自己情報の訂正請求に対する不訂正決定に係る一連の文書のうち、特定の県立高等学校の校長から教育委員会に提出された報告書に記録された不服申立人の個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 7 月 12 日	決定年月日	平成 13 年 7 月 26 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員課）
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 3 号		
不開示理由	本件不開示情報は、特定の教諭の部活動を中心とした能力評価、特定の教諭の心情や校長の当該教諭に対する評価、部活動を含めた生徒指導及び特定の教諭との関連等という部分であり、これらの情報は個人の「指導、診断、評価、選考等」に関する情報であることから、条例第 15 条第 4 項第 3 号に該当する。		
不服申立年月日	平成 13 年 8 月 1 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件不開示情報のうち、部活動を含めた生徒指導及び特定の教諭との関連等という部分は、不服申立人に関連する情報と思われるので、開示されるべきである。</p> <p>2 そもそも、開示の対象となった個人情報とは、不服申立人の個人情報であることから、それを不服申立人に開示しても、何も支障は生じない。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 8 月 7 日		
審査会の結論	自己情報の訂正請求に係る文書の一部開示決定処分を取り消し、不開示とされた個人情報は開示すべきである。		
審査会判断理由	<p>1 本件不開示情報は、実施機関の説明によれば、特定の教諭の部活動を中心とした能力評価、特定の教諭の心情や校長の当該教諭に対する評価、部活動を含めた生徒指導及び特定の教諭との関連等という部分であるとしているが、当審査会で、本件行政文書を見分したところ、その一部については、単に校長の部活動に対する考え方が記載されており、評価等に関する情報とは認めることができない部分がある。</p> <p>2 本件不開示情報の大部分は、既に情報公開請求により公開されており、不服申立人は本件不開示情報のほとんどを知り得ていることが認められるが、その結果、条例第 15 条第 4 項第 3 号に規定する著しい支障が生じたとは認められない。また、不服申立人は既に当該高等学校を卒業していることから判断すると、本件不開示情報を開示したとしても、「当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある」とは認められない。</p> <p>3 したがって、本件不開示情報は、条例第 15 条第 4 項第 3 号には該当しない。</p>		
答申年月日	平成 14 年 4 月 19 日（答申第 39 号）		

個人情報保護審査会答申第 40 号の概要

件名	国旗・国歌に関する調査の回答文不訂正の件（諮問第 36 号）		
訂正請求の概要	教育委員会が県立学校に依頼した国旗・国歌に関する調査に対する、特定の校長からの回答の「その他」欄に記載された自己を本人とする個人情報(本件不訂正情報)の内容が本件校長の主観的な記載であるとして、この削除を求める訂正請求を行ったものである。		
請求年月日	平成 13 年 1 月 30 日	決定年月日	平成 13 年 3 月 19 日
決定内容	不訂正	実施機関	教育委員会（高校教育課）
不訂正理由	請求者以外の関係者から事情聴取を行うなど調査したところ、本件不訂正情報の内容は妥当なものと判断され、訂正の必要はない。		
不服申立年月日	平成 13 年 4 月 13 日	不服申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件不訂正情報の内容は事実無根であり、また、これを本人の承諾なしに文書に載せたことは、プライバシーの侵害である。		
諮問年月日	平成 13 年 4 月 27 日		
審査会の結論	本件不訂正処分を取り消し、本件不訂正情報を削除すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報について 本件不訂正情報は、情報公開制度により特定の個人が識別できない情報として公開されているため、個人情報に該当しない余地もあるが、実施機関が本人を特定、確認等した経緯から、請求者本人の個人情報と認めざるを得ない。</p> <p>2 本件不訂正情報の事実該当性について 事実状況を記載した情報についても、情報の性質から客観的な事実を基に正確に記載されるべきもの等、誤りかどうかを客観的に判断できる情報である場合には、条例第 21 条第 1 項の「事実」に該当すると解すべきで、本件不訂正情報はこれに当たる。</p> <p>3 本件不訂正情報の誤り該当性について (1) 条例第 21 条第 1 項の「誤り」とは、当該個人情報を取り扱っている事務等の目的、内容等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報とが合致していないことをいうと解され、書かれるべきでない情報の記載、不十分なために第三者に誤解を生じさせる記載等がこれに当たると考えられる。 (2) 本件訂正請求を受け、実施機関は、学校側のみから事情聴取し調査結果を取りまとめ、これに基づき本件不訂正決定を行ったことが認められる。 (3) また、本件行政文書は、県立学校の卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱の実施調査に係るもので、その目的が思想等の調査ではないとしても、その記載内容等によっては、人権上の問題を引き起こす可能性があると考えられる。 実施機関は、本件記載欄には調査以外の状況を各校長の責任と判断で自由に記載できているが、本件行政文書の性質上、その記載には細心の配慮が要求されるのは当然であって、本件校長の裁量が無制限に認められるわけではない。 (4) 以上を踏まえ双方の主張等を検討したところ、本件不訂正情報は、本件校長の裁量の範囲内として許容される妥当な記載内容とは認め難く、不十分なために第三者に誤解を生じさせるおそれがあり、むしろ、書かれるべきでない情報に当たると言わざるを得ない。</p>		
答申年月日	平成 14 年 5 月 17 日		

個人情報保護審査会答申第 41 号の概要

件名	措置入院の決定等に関する文書一部不開示の件（諮問第 43 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、不服申立人が措置入院に至った経緯及びその後入院解除に至った経緯についての自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 7 月 2 日	決定年月日	平成 13 年 7 月 31 日（延伸）
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（衛生部保健予防課）
不開示部分	措置入院伺い及び措置入院解除伺いにおける診断名（病名）、生活歴及び現病歴、問題行動、現在の病状又は状態像、診察時の特記事項、精神保健指定医（以下「指定医」という。）氏名・印影・所属病院名、立会者氏名・続柄、報告者氏名、主治医氏名等		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立人以外の個人に関する情報は、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。 2 個人の診断に関する情報は、開示することにより、当該診断に著しい支障が生じるおそれがある。 3 県の機関が行う事務（精神保健福祉事務）に関する情報は、事務の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 		
不服申立年月日	平成 13 年 9 月 20 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の一部開示では、措置入院の適法性を信用するに足る情報開示がなく、手続が適正か否かを判断できない。これは不服申立人の権利を著しく制限するもので不当である。 2 指定医氏名等の情報は、措置入院の判断を下すに当たって重要な情報であり、不服申立人が当該入院について疑義を抱いている以上、開示するのは当然である。 3 病名、生活歴及び現病歴等、措置入院に至る経過が明らかにならないと、どのような状態であったために措置入院となったかを不服申立人は知るべきがない。 4 診断名等を、当該診断に著しい支障が生ずるおそれがあるとして不開示としているが、当該診断は平成 3 年 7 月入院時のもので、開示しても当該診断に著しい支障が生ずることはありえない。また、当該診断については、今回開示されなければ保存期間が経過する可能性があり、開示を求めるのは知る権利を擁護する上から当然である。 5 本件請求は不服申立人本人に係るものであり、開示によって関係機関に支障をきたすことはありえない。 		
諮問年月日	平成 13 年 9 月 28 日		
審査会の結論	実施機関が措置入院の決定等に関する文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分は相当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 15 条第 4 項第 1 号該当性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不服申立人以外の措置解除対象者等に関する情報は、請求対象外として処理すべきであった。 (2) (1) 以外の情報は、措置入院等に関して作成された一連の書類に記録された第三者の情報であり、被診察者等に対し、氏名等を明らかにすることが予定されたものではなく、これを開示する法的義務もない。 2 条例第 15 条第 4 項第 3 号該当性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本号の「当該診断」には、治療が継続していなくても、病気の再発や病状の悪化等が懸念される場合も含むと解すべきである。 (2) 本件情報は、不服申立人の状況、本件情報の性質、指定医の意見等にかんがみると、開示することにより、当該診断に著しい支障が生ずるおそれがある。 3 条例第 15 条第 4 項第 5 号該当性 本件情報は措置入院等に際し記録された情報であり、これを開示した場合、今後指定医の適正な診断やその他関係者の協力が得られなくなるなど、法に定める指定医の診察及び措置入院に関する制度の円滑かつ公正な実施を著しく困難にするおそれがある。 4 実施機関は、指定医の専門的意見を聞いた上で原処分を行っており、1(2)及び 2(2)の情報を開示すべきと判断するには、指定医の判断に対抗した正当化の根拠を必要とするが、当審査会では、その根拠を得られない。 		
答申年月日	平成 14 年 5 月 17 日（答申第 41 号）		

個人情報保護審査会答申第 42 号の概要

件名	生徒指導要録及び調査書原簿一部不開示の件（諮問第 37 号）		
請求情報の概要	特定の県立高等学校において作成された不服申立人に係る生徒指導要録及び調査書原簿に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 5 月 14 日	決定年月日	平成 13 年 5 月 25 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会
不開示部分	「指導上参考となる諸事項」に係る情報		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	<p>1 記載内容を問わず一律に不開示とする「事項的不開示情報」であり、開示することにより、今後の教員による生徒に対する指導、評価等に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>2 開示することにより、教員と生徒の間の信頼関係を損なうおそれがあり、日常の教科指導・生徒指導業務に重大な支障が生じるとともに、学校運営の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 8 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 教育上の評価は、正確な事実に基づいたものでなければならず、仮にマイナスの評価がなされる場合は、本人又は保護者にその旨が伝えられ、指導等がなされていなければならない。不開示部分を開示する、しないに関わらず、生徒に対して指導等を行うことは教員の責務であり、それが果たされていれば信頼関係は損なわれない。</p> <p>2 誤った情報に基づく評価により不利益を受けることがないようにすることも、条例の趣旨目的に含まれるものと解されるので、条例が当該不開示部分を開示の対象としていないとは考えられない。</p> <p>3 不服申立人はすでに高等学校を卒業しているため、生徒に対する指導等に著しい支障が生じるとの説明には理由がない。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 6 月 19 日		
審査会の結論	本件一部不開示処分を取り消し、不開示部分を開示すべきである。		
審査会の判断理由	<p>本件行政文書は、すでに高等学校を卒業している不服申立人との関係においては過去の文書となっている。</p> <p>さらに、日頃から生徒やその親との教育的信頼関係を築くことで、開示による生徒に対する指導上の支障を避けることが教員の責務であるとの考えから、複数の地方公共団体で生徒指導要録を全面開示しており、本県においても、教育委員会の基本方針に則り、平成 13 年度以降の記載分については原則開示している。</p> <p>これらのことにかんがみると、平成 12 年度以前に記載された「指導上参考となる諸事項」に係る情報のすべてについて不開示とすることは、妥当ではない。</p> <p>以上のことに照らして不開示部分を見分した結果、条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 14 年 7 月 26 日		

個人情報保護審査会答申第 43 号の概要

件名	指導要録一部不開示の件（諮問第 45 号）		
請求情報の概要	特定の県立高等学校において作成された不服申立人に係る生徒指導要録に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 13 年 10 月 25 日	決定期日	平成 13 年 11 月 6 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会
不開示部分	「行動及び性格の記録」の所見欄、趣味特技等欄及び「各教科・科目の学習の記録」の所見欄		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号		
不開示理由	<p>1 本件不開示情報は、記載内容の如何を問わず一律に不開示とする「事項的不開示情報」であり、記載時点において開示を前提として作成されておらず、開示することにより、今後の教員による生徒に対する指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>2 開示することにより、教員と生徒の信頼関係を損なうおそれがあり、学校において反復継続される日常の教科・生徒指導業務に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 22 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 不服申立人は、過去に市教育委員会に対して、卒業した小中学校の指導要録の開示請求を行い、当初一部不開示であったが、不服申立ての結果、全部開示されている。市教育委員会が過去に遡って全部開示している以上、県教育委員会も開示すべきである。</p> <p>2 教育活動は教師・学校のみならず親をも含めた共同作業であるとの認識に立てば、本件不開示情報の不開示に対する実施機関の期待権というべきものに正当性を認めることはできず、むしろ積極的に開示して本人、親その他広く社会の批評を受けるべきである。</p> <p>3 各欄に記載された個別の情報毎に、開示することにより個別具体的な信頼関係に支障をきたすか、学校運営に著しい支障をきたすか等を個別に条例に照らした上、開示の当否を判断すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 12 月 10 日		
審査会の結論	本件一部不開示処分を取消し、不開示部分を開示すべきである。		
審査会の理由	<p>本件行政文書は、すでに高等学校を卒業した不服申立人との関係においては過去の文書となっている。</p> <p>さらに、日頃から生徒及び保護者との教育的信頼関係を構築することが教員の責務であるとの考えから、複数の地方公共団体が生徒指導要録を全面開示しており、本県においても、教育委員会の基本方針に則り、平成 13 年度以降の記載分については、原則として開示していることが認められる。</p> <p>これらのことにかんがみると、少なくとも平成 12 年度以前に記載された本件不開示情報のすべてについて不開示とすることは妥当ではなく、個別具体的に指導及び評価並びに学校運営上の支障の有無について判断すべきであると考えられる。</p> <p>以上のことに照らして本件不開示情報を見分した結果、開示することにより、不服申立人に対する今後の指導、評価に支障が生じ、又は教員と生徒との信頼関係を損なうことによって学校運営事務の円滑な実施を困難にするとまではいえない記載内容であるので、条例第 15 条第 4 項第 3 号及び第 5 号に該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 14 年 10 月 25 日（答申第 43 号）		

個人情報保護審査会答申第 44 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（諮問第 46 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、過去に不服申立人が行った情報公開請求に対し教育委員会が行った決定に係る起案文書に記載された不服申立人に係る個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 4 月 15 日	決定年月日	平成 14 年 4 月 26 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部総務室）
不開示部分	別紙「公開請求に係る第三者情報調査結果について」に記載された金融機関名、支店名及び金融機関担当役職者名、対象行政文書（写し）に記載された金融機関名、支店名、金融機関担当役職者名、支店住所、支店印、口座番号及び金融機関担当者印影		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号		
不開示理由	1 請求者以外の個人に関する情報であり、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められる。 2 法人等に関する情報であり、当該法人の正当な利益を侵すことになると認められる。		
不服申立年月日	平成 14 年 5 月 9 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 5 日		
審査会結論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない「別紙『公開請求に係る第三者情報調査結果について』」及び「対象行政文書（写し）」について、一部情報を除いて開示するとした理由は明確ではないが、すでに不服申立人は原処分に基づいて開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会判断理由	<p>条例第 15 条第 1 項において、「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。」と定められており、自己情報の開示請求の対象となる文書は、請求者の自己情報が記載されている文書であると解される。</p> <p>当審査会で、本件行政文書を見分したところによると、その内容は、不服申立人が公文書の閲覧等を請求した行政文書の一部公開決定に係る起案文書であると認められるが、「別紙『公開請求に係る第三者情報調査結果について』」は、不服申立人が公文書の閲覧等を請求した際に、第三者に対して公開の諾否について調査した結果であり、また、「対象行政文書（写し）」は、不服申立人が公文書の閲覧等を請求した行政文書であるところ、いずれも不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。</p> <p>したがって、当審査会は、「別紙『公開請求に係る第三者情報調査結果について』」及び「対象行政文書（写し）」については不服申立人の自己情報に係る対象文書に当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。</p>		
答申年月日	平成 14 年 11 月 15 日（答申第 44 号）		

個人情報保護審査会答申第 45 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書不存在の件（その 1）（諮問第 47 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、過去に不服申立人が行った情報公開請求に対し、教育委員会が行った決定に係る起案文書に記載された不服申立人に係る個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	教育委員会（管理部総務室）
不開示根拠条項	—		
不開示理由	神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第 9 条に定める保存期間（3 年保存）を経過しており、開示請求に係る個人情報を保有していないため。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 17 日	不服申立ての趣旨	本件処分 of 取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。 		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、行政文書一部公開決定通知書及び伺い文書等関連文書を管理していないため、個人情報が存在しないとして不開示としたことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>本件行政文書は、平成 9 年度に処理されており、当時、教育委員会が保有する行政文書の保存期間は、神奈川県教育庁等文書管理規程（以下「旧規程」という。）第 47 条第 4 項及び第 48 条第 1 項により、保存期間は 3 年であり、保存期間の起算日は平成 10 年 4 月 1 日であることが認められる。</p> <p>旧規程は、平成 11 年 3 月 31 日付けで廃止され、神奈川県教育庁等行政文書管理規程（以下「規程」という。）が同年 4 月 1 日から施行されたが、同規程附則第 4 項で「旧規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令中これに相当する規定がある場合は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす」ことが、経過措置として定められており、旧規程第 47 条第 4 項の規定は、規程第 55 条第 4 項の規定に相当する。その後、文書管理規則が平成 12 年 4 月 1 日から施行され、同規則附則第 2 項で「この規則の施行前にされた規程第 55 条第 4 項の規定による保存期間の設定は第 9 条第 2 項の規定による保存期間の設定とみなす」ことが定められている。</p> <p>以上のことから、本件行政文書は、平成 10 年 4 月 1 日から 3 年を経過した平成 13 年 3 月 31 日をもって保存期間が満了しているものと認められ、実施機関が本件行政文書を管理していないため、自己情報が存在しないとして不開示としてことは相当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 14 年 11 月 15 日（答申第 45 号）		

個人情報保護審査会答申第 46 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書不存在の件（その 2）（諮問第 48 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、過去に不服申立人が行った情報公開請求に対し、教育委員会が行った決定に係る起案文書に記載された不服申立人に係る個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 7 日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	教育委員会（教育部保健体育課）
不開示根拠条項	—		
不開示理由	神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第 9 条に定める保存期間（3 年保存）を経過しており、開示請求に係る個人情報を保有していないため。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 17 日	不服申立ての趣旨	本件処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。 		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、行政文書一部公開決定通知書及び伺い文書等関連文書を管理していないため、個人情報が存在しないとして不開示としたことは、相当である。		
審査会の判断理由	<p>本件行政文書は、平成 9 年度に処理されており、当時、教育委員会が保有する行政文書の保存期間は、神奈川県教育庁等文書管理規程（以下「旧規程」という。）第 47 条第 4 項及び第 48 条第 1 項により、保存期間は 3 年であり、保存期間の起算日は平成 10 年 4 月 1 日であることが認められる。</p> <p>旧規程は、平成 11 年 3 月 31 日付けで廃止され、神奈川県教育庁等行政文書管理規程（以下「規程」という。）が同年 4 月 1 日から施行されたが、同規程附則第 4 項で「旧規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令中これに相当する規定がある場合は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす」ことが、経過措置として定められており、旧規程第 47 条第 4 項の規定は、規程第 55 条第 4 項の規定に相当する。その後、文書管理規則が平成 12 年 4 月 1 日から施行され、同規則附則第 2 項で「この規則の施行前にされた規程第 55 条第 4 項の規定による保存期間の設定は第 9 条第 2 項の規定による保存期間の設定とみなす」ことが定められている。</p> <p>以上のことから、本件行政文書は、平成 10 年 4 月 1 日から 3 年を経過した平成 13 年 3 月 31 日をもって保存期間が満了しているものと認められ、実施機関が本件行政文書を管理していないため、自己情報が存在しないとして不開示としてことは相当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 14 年 11 月 15 日（答申第 46 号）		

個人情報保護審査会答申第 47 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その 2）（諮問第 49 号）		
請求情報の概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部総務室）
不開示部分	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関名、支店名、支店住所、支店印、預金種目、口座名の一部、口座番号及び銀行担当者名・印影 2 大会別調査集計表のうち、県職員以外の氏名、団体名及び競技種目 3 個人別執行状況のうち所属名・職・氏名（県職員以外）、競技種目、派遣期間、支給額等 4 職務専念義務免除申請者の職、氏名、印影及び担当科目 5 発信者・プログラム・開催要項・財団法人等に係る職・氏名（公務員を除く。）、その他の団体に係る氏名 		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。 2 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を侵すことになる。 3 大学入試センター試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。 		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会の結論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象情報のうち、「別紙『公開請求に係る第三者情報調査結果について』」及び「対象行政文書（写し）」については、いずれも不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。</p> <p>したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。</p>		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 48 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その3）（諮問第 50 号）		
請求情報概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部経理課）
不開示部分	対象行政文書（写し）に記載された職員番号、級・号給、研修講師の職氏名、研修宿泊取扱業者及びタクシー業者の取引先金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号		
不開示理由	<p>1 不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。</p> <p>2 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を侵すことになる。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件処分は条例違反である。</p> <p>2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会論結	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会判断理由	<p>本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。</p> <p>したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。</p>		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 49 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その4）（諮問第 51 号）		
請求情報の概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
不開示部分	対象行政文書（写し）に記載された「所属コード」、「所属名」、「所属電話番号」、「職員氏名」、「記入者・点検者欄」、「訂正印」に関する個人情報を不開示とした。		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号		
不開示理由	不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会の論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会の判断理由	本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。 したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 50 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その 5）（諮問第 52 号）		
請求情報の概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（管理部教職員課）
不開示部分	<p>対象行政文書（写し）に記載された次の情報</p> <p>ア 特定の「兼業・兼職に係る伺い」中、申請者の収入額・謝金額及び個人名（公務員及び公表され、又は公表が予定されているもの（以下「公務員等」という。）を除く。）</p> <p>イ ア以外の特定の「兼業・兼職に係る伺い」中、申請者の氏名、印影及び担当教科</p> <p>ウ 特定の「職務専念義務免除に係る伺い」中、申請者の住所、電話番号、収入額及び生年月日、個人の氏名（公務員等を除く。）、住所及び電話・ファクシミリ番号並びに公務員以外の勤務先・同電話番号</p> <p>エ 特定の「兼業・兼職及び職務専念義務免除に係る伺い」中、申請者の住所、電話番号、収入額（推定される部分を含む。公表され、又は公表が予定されているものを除く。）及び生年月日並びに個人（公務員等を除く。）の氏名及び職名</p> <p>オ エ以外の特定の「兼業・兼職及び職務専念義務免除に係る伺い」中、申請者の氏名、印影、住所、電話番号及び担当教科（科目）</p> <p>カ 「営利企業等の従事に係る伺い」中、申請者の収入額</p>		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 5 号		
不開示理由	<p>1 不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。</p> <p>2 国の機関が行う大学入学資格検定試験等に係る事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件処分は条例違反である。</p> <p>2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会の論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。</p> <p>したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。</p>		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 51 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その6）（諮問第 53 号）		
請求情報概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教育部義務教育課）
不開示部分	対象行政文書（写し）に記載された銀行担当者名、個人名が特定できる部分、取引金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号		
不開示理由	1 不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。 2 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を侵すことになる。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会結論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会判断理由	本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。 したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 52 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その7）（諮問第 54 号）		
請求情報の概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教育部高校教育課）
不開示部分	「不服申立人に係る『平成 12 年度 4 月上旬に実施された県立高校の転入学試験で、2 人の女子生徒の合格と不合格を取り違えて通知した事件の当該高校の合否判定の会議録一式』に対する行政文書公開請求について」の一部、判定会議録の一部、校長印、教頭印、司会印、記録印、連絡事項の一部、日付、判定会議資料の一部		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号		
不開示理由	不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会の論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会理由	本件請求対象情報のうち、「不服申立人に係る『平成 12 年度 4 月上旬に実施された県立高校の転入学試験で、2 人の女子生徒の合格と不合格を取り違えて通知した事件の当該高校の合否判定の会議録一式』に対する行政文書公開請求について」の「理由」部分及び「対象行政文書（写し）」については、いずれも不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。 したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 53 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その 8）（諮問第 55 号）		
請求情報の概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記載された、自己を本人とするである。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 6 月 10 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教育部障害児教育課）
不開示部分	預金通帳に記載されている銀行担当者名及び印影、記念式典等開催通知に記載されている担当者名、領収書に記載されている経理担当者名及び個人名が特定できる部分		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号		
不開示理由	不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 18 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 28 日		
審査会の結論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会の判断理由	本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。 したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。		
答申年月日	平成 15 年 1 月 21 日		

個人情報保護審査会答申第 54 号の概要

件名	行政文書一部公開決定に係る起案文書一部不開示の件（その 9）（諮問第 56 号）		
請求情報概要	平成 9 年度から平成 12 年度の間、不服申立人が行った行政文書公開請求に対して教育委員会が通知した行政文書一部公開決定通知書に係る起案文書に記録された、自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	決定年月日	平成 14 年 7 月 25 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教育部スポーツ課）
不開示部分	対象行政文書（写し）に記載された担当者氏名、印影、取引金融機関名、預金種別、口座番号、国体選手・監督の住所及び電話番号等		
不開示根拠条項	条例第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号		
不開示理由	1 不服申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる 2 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を侵すことになる		
不服申立年月日	平成 14 年 8 月 2 日	不服申立ての趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件処分は条例違反である。 2 本件処分は不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 9 月 13 日		
審査会結論	実施機関が、不服申立人の自己情報には当たらない情報を一部開示するとした理由は明確ではないが、既に不服申立人は開示を受けているので、原処分は相当であると言わざるを得ない。		
審査会判断理由	本件請求対象情報のうち、「対象行政文書（写し）」については、不服申立人の自己情報の記載があるとは認められない。 したがって、上記の対象文書は不服申立人の自己情報には当たらず、実施機関が特定した本件請求対象情報の範囲は適切ではないと考える。		
答申年月日	平成 15 年 2 月 10 日		

3 情報公開運営審議会報告書

平成 15 年 3 月 28 日

神奈川県知事 岡崎 洋 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

第 10 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 10 期（平成 13～14 年度）の任期の満了を迎えるにあたり、ここにこれまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

I はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

当審議会は、神奈川県情報公開条例が県民の「知る権利」を実質的に保障する制度であることを基本認識とし、情報公開制度の運用状況等について任期中に計 6 回の会議を開催して、調査審議を行いました。特に今期は、第 9 期の報告書で提言のあった大量請求への対応について、前半期に集中して審議を行い、その結果を「例外的な大量請求に対する取扱い方策について」と題する中間報告書として平成 14 年 3 月 22 日に知事に提出しました。なお今期の全体を通じての審議の概要は、別紙「第 10 期審議会の審議経過」とおりです。

II 情報公開制度の改善・充実について

本県の情報公開制度は、昭和 58 年 4 月の「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」に基づいて施行されてきましたが、その後の社会環境の変化を踏まえた当審議会の答申を受けて、条例全体の見直しが行われ、平成 12 年 4 月からは新たに「神奈川県情報公開条例」（以下「情報公開条例」という。）が施行されています。この情報公開条例の施行以降、平成 13 年 4 月からは、出資団体等の情報公開規定に基づき、県主導の第三セクターの情報公開制度が始まり、また、平成 13 年 10 月からは、公安委員会及び警察本部長を実施機関とする警察の情報公開も始まりました。

以下、第 10 期の任期中に実施機関が行った情報公開制度の改善・充実に関する措置について、（1）第 9 期報告書に含まれていた提言に対応するものと、（2）国において新た

に法制化された独立行政法人等の情報公開に関する取扱いに係るものに分けて整理しておきます。

1 第9期報告書の提言への対応状況

第9期（平成11～12年度）の当審議会は、新条例の運用開始後に生じた課題や、状況変化に応じた留意点等について知事に提言しましたが、この提言を受けて次のように制度の改善・充実が図られています。

(1) 公安委員会及び警察本部長の処分に対する不服審査体制の整備については、地方自治法施行令が改正され、平成12年11月22日から施行されたことにより、知事設置の附属機関に諮問することが可能となったことから、情報公開条例が一部改正され、既存の情報公開審査会に諮問されることとなりました。

また、情報公開審査会の委員数が平成13年4月から2人増員され、計7人となるとともに、諮問案件の増加に対応し、審議の迅速化が図られるよう、情報公開条例が一部改正され、情報公開審査会の全体会で調査審議する諮問事案を除き、委員3人以上で構成する部会で調査審議できるようになりました。

(2) 電磁的記録が請求対象に加えられたことに対応するため、実施機関が電磁的記録を管理している場合は、行政文書目録の備考欄に、その旨が記載されるようになりました。

(3) 出資団体等の情報の公開の推進については、平成13年4月から県主導の第三セクターの情報公開が始まりましたが、県からの出資比率、補助金額、県との関わり等から、県主導の第三セクターに準ずると思われる団体について、所管室課を通じて働きかけが行われた結果、新たに6団体が指定され、これらの団体は、平成14年4月から情報公開制度が実施されるようになりました。

その結果、現在、県主導の第三セクター35団体とあわせた41団体で情報公開制度が実施されています。

(4) 大量請求への対応については、前述の通り「例外的な大量請求に対する取扱い方策」について、平成14年3月22日に中間報告書の形で提言を行いました。

この提言に即して、不適正な大量請求に対する取扱い要綱が制定され、平成14年4月1日から施行されました。

(5) 情報ニーズが高く、かつ全部公開としている文書の取扱いについては、平成13年4月から介護保険医療機関及び保険薬局の指定についての文書が、また、同年6月から県立高校入学選抜に係る選抜基準の文書が、県政情報センターに配架され、情報提供で対応されるようになりました。

(6) ファクシミリなどによる新たな請求手続については、平成 14 年 7 月に神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準が改正され、ファクシミリによる請求も受け付けられることになりました。

2 独立行政法人等の取扱い

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定に伴い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が一部改正され、国の行政機関においては、独立行政法人等やその役職員に関する情報を国・地方公共団体や公務員に関する情報と同様に取り扱うこととなりました。

これらの情報の取扱いについては、当審議会の意見も踏まえて、平成 14 年 10 月に情報公開条例の一部改正が行われ、国に準じて取り扱うこととされました。

III 情報公開条例運用上の今後の課題について

以上の実施状況を踏まえ、制度のさらなる改善・充実について検討した結果、次のとおり提言します。

1 情報公開手続等の電子化について

インターネットの急速な普及など社会における情報化の進展に対応して、県では電子県庁の実現を目指した取組みが進められています。平成 14 年 5 月に策定された「行政システム改革第二ステージ アクション・プログラム」では、「県民参加（県への意見・提言等）の電子化の推進」、「行政情報提供機能の充実」等とともに、「申請・届出等手続の電子化の実現」が掲げられています。

そこで、今後、情報公開手続等の電子化を進めるに当たっては、次のような課題に積極的に取り組むことが望ましいと考えます。

(1) 請求対象文書の特定を支援するシステムの整備・充実について

インターネットを通じて情報の公開を請求するためには、請求者が請求対象文書ができるだけ特定しやすいように、県が持っている文書に関する情報をできるだけわかりやすく提供することが重要です。その場合、県民の利便性の向上、県の文書管理の方法等を踏まえると、文書件名単位での提供と検索が可能となるシステムの整備を目指す必要があると考えます。

なお、この場合でもインターネットを使用しない請求者のことを考慮して、県政情報センター等で容易に行政文書の検索ができるような方策を工夫する必要があると考えます。

(2) インターネットによる請求を受け付ける際の課題について

インターネットによる請求の導入により、24 時間いつでも、どこからでも請求することが可能となる一方、受付窓口での対面的な対応がなくなるため、文書が特定されないで、例えば「〇〇に関する文書」というような請求が増えるものと予想されます。そ

ここで、そうした場合に請求者と連絡をとって請求対象文書を特定するに当たり、情報公開課と各室課所との役割を明確にしておく必要があると考えます。

なお、情報公開条例（第9条第1項）では、情報公開請求をしようとするものは、必要な事項を記載した書面を提出しなければならない旨を定めていますので、インターネットによる請求を認めるためには、その改正が必要になると考えます。

(3) 将来的な課題について

インターネットで公開請求した場合には、インターネットで閲覧したいという要望もあると思います。この点は、電子化されていない文書の取扱い、非公開情報が漏れないようなマスキングの問題、コストの問題等もありますので、将来的な課題として検討していく必要があると考えます。

2 出資団体等の情報の公開の推進について

現在、県主導の第三セクター35団体すべてとそれに準ずると考えられる6団体の合わせて41団体で情報公開制度が実施されており、県と同じような制度を実施すべきと考えられる団体の情報公開については、ほぼ目標が達成されたと考えられます。

今後は、これらの団体に次いで県からの出資の比率や補助金額が大きい団体について、当面、財務書類等の情報提供を働きかけることが望ましいと考えます。

3 諾否決定の迅速化について

情報公開請求があった場合、情報公開条例（第10条）では原則として15日以内に諾否の決定を行なわなければならないことになっていますが、過去に何度か請求があるなどして、公開・非公開（部分）が定型化しているような行政文書については、少しでも早く諾否の決定を行うことが県民ニーズにかなうので、諾否の決定の一層の迅速化を図ることが望ましいと考えます。

IV その他の留意事項

1 情報公開条例の適正な運用

国においては、平成13年4月から本格的な情報公開制度の運用が始まりましたが、請求を受けた官庁の側で、情報公開請求者について、請求書以外から収集した個人情報に記載したリストを作成していた事例や、開示請求された文書を密かに廃棄していた事例などが判明し、情報公開制度の根本趣旨を踏みにじる不適切な取扱いが問題となりました。

こうしたことが本県においては決して生じないように、情報公開請求者の個人情報の取扱いや行政文書の管理には十分留意するとともに、職員の教育訓練を徹底し、引き続き情報公開条例の基本精神に基づき、適正で透明な運用に努めていく必要があると考えます。

2 その他

県では近年、各種事務事業の実施に当たり、民間委託による民間活力の導入が進められてい

ます。このようなアウトソーシングの推進は、今後の自治体行政にとって必須の課題となるものと思われませんが、当審議会に関心である情報公開の拡充という視点から見た場合、今後民間に委託される業務の範囲が拡大するにつれて、各種事務事業への情報公開条例の適用範囲が限定されることになり、県政の透明性の水準が全体として低下することのないよう、将来の課題として意識しておく必要があるとの意見があったことを付記しておきます。

4 個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第10条のオンライン結合の制限（類型諮問）

選管第52号
平成14年7月1日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁 様

神奈川県選挙管理委員会
委員長 碓 井 貞 弘

選挙管理委員会が保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第10条に定めるオンライン結合について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供について御審議いただきたく諮問します。

号

平成14年7月18

日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 碓井貞弘様

神奈川県個人情報保護審議

会

会長 兼 子

仁

オンライン結合による個人情報の提供に関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成14年7月1日付け選管第52号をもって諮問のありました「インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務」に係るオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案については、神奈川県個人情報保護条例第10条第1項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により県民へ各種行政情報を提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであるため、これらの取扱いを個別の事務又は事業として捉えることは適切ではなく、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、当審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、当審議会に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、これを利用するインターネット等の加入者又は利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが物理的に不可能であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査する仕組みとするとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が、県民への行政情報の提供であること。
- (2) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択することができること。
- (3) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続きがとられていること。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【選挙管理委員会】

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区分	類型	※案件番号	3
所管室課所名	選挙管理委員会			
主管室課名	選挙管理委員会			
事務の名称	インターネット等を活用した県民への行政情報提供事務			
事務の目的	県行政と県民とのパートナーシップに基づき、県民、研究機関、ボランティア団体、企業等が行う各種社会活動、学習活動、研究活動と連携し、これを支援するため			
オンライン結合の内容	インターネット等を活用して県民等に行政情報を提供するに際して、各種活動を行う県民など特定個人に関する情報の提供が伴う			
対象となる個人の類型	学習指導者、ボランティア、人材バンク登録者等			
提供する個人情報項目名	氏名、住所、連絡先、電話番号、活動内容、研究内容等			
提供の相手先	県民等（インターネット等参加者又は利用者）			

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

(2) 条例第8条の本人外収集の制限

企総第37号

平成14年8月29日

神奈川県個人情報保護審議会

会長 兼 子 仁 殿

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 渡 辺 穰

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項に定める個人情報の本人外収集について
(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定に基づき、上下水道料金管理事務に係る個人情報の本人外収集について諮問いたします。

神奈川県個人情報保護審議会の諮問事項

【公営企業管理者】

条例第8条第3項第6号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

		区分	個別	※案件番号	16
所管室課所名	企業庁水道局経営課・各水道局営業所				
主管室課名	企業庁水道局経営課				
事務の名称	上下水道料金管理事務				
事務の根拠法令等	水道法、神奈川県県営上水道条例、下水道法、各市町下水道使用料に関する条例、地方自治法（第252条の14、第153条第1項）、（規約、協定書）				
事務の目的	水道料金の算定・請求・収納及び市町から委託された下水道使用料の徴収に関する一連の料金管理事務を行う。				
対象となる個人の類型	上下水道使用者の個人情報				
本人以外から収集する個人情報の項目名	下水道使用者氏名、住所（下水道設置場所）・電話番号、納入通知書等送付先氏名・住所、居住状況、下水道供用開始年月日、口座情報、減免理由、減免申請者氏名、減免適用開始・解除（予定年月日）、減免対象者氏名・生年月日・受給者証番号、使用者情報統一の情報（同意者水栓番号、同意者名、同意日、同意内容）、不一致者の名簿（水栓番号、氏名・住所・電話番号（送付先も含む）不一致内容）				
本人以外から収集する場合の収集	県営水道の給水区域内12市10町の下水道所管課 平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、相模原、厚木、大和、伊勢原、海老名、綾瀬（12市） 葉山、寒川、大磯、二宮、愛川、城山、津久井、相模湖、藤野、箱根（10町）				
理由（本人以外から収集する必要性） 受託事務を履行するためには、下水道使用者が誰か、どういう使用形態なのか、減額免除対象であるかなど下水道に関する情報を市町から収集する必要があり、円滑な制度実施のためには使用者本人から収集するのでは速やかに対応できないことから、市町から情報を収集することが必要と考えられる。 現在市町で使用者情報の統一作業を行っているが、進捗状況がはかばかしくないことから、限られた時間の中で、県企業庁でも支援を行っていく必要があり、市町で保有する不一致者の名簿に基づき行っていくことが使用者の混乱を招くこともなく効率的であると考えられる。 また、徴収事務だけでなく電算管理業務についても受託するので、直接徴収事務には必要のない情報も県企業庁のサーバで一本化して管理することになるが、その効果として経費面も含めて市町の事務の効率化につながる。なお、この情報については、県企業庁の職員は引き出すことができないようように管理されている。					
条例第8条第4項の規定による本人通知 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない （しない理由）					

備考1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

号

平成14年9月12

日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 渡 辺 穰 様

神奈川県個人情報保護審議会
会 長 兼 子 仁

公営企業管理者の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定に基づき、平成14年8月29日付け企総第37号をもって諮問のありました、上下水道料金管理事務に係る個人情報の本人外収集の取扱いについて審議した結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、当該事務の実施に当たっては、収集先の市町における個人情報の提供手続に十分留意するとともに、当該個人情報の厳正な管理に万全を期すよう要望します。

(3) 条例第30条の事業者の業務登録の申請

情公第9号 平成14年5月23日
神奈川県個人情報保護審議会 会長 兼子 仁様
神奈川県知事 岡崎 洋
個人情報取扱業務の登録について（諮問）
このことについて、神奈川県個人情報保護条例第30条第3項の規定により、貴審議会のご意見をいただきたく、別紙案件表のとおり諮問いたします。

個情審議第137号 平成14年5月30日
神奈川県知事 岡崎 洋 殿
神奈川県個人情報保護審議会 会長 兼子 仁
個人情報取扱業務の登録について（答申）
平成14年5月23日付け情公第9号で諮問のありました標記のことについては、審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。 当答申で登録について可と認めた個人情報取扱業務については、速やかに登録を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」の周知をするなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているも

のですが省略します。

※ 上記と同様の諮問、答申については、このほかに4回されていますが、内容は同じため省略し

ます。

(4) 条例第30条の事業者の業務登録及び第33条の登録事項の変更の申請

情公第19号
平成15年3月11日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁 様

神奈川県知事 岡崎 洋

個人情報取扱業務の登録及び変更について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第30条第3項及び第33条第2項の規定により、貴審議会のご意見をいただきたく、別紙案件表のとおり諮問いたします。

個情審議第145号
平成15年3月20日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼子 仁

個人情報取扱業務の登録について（答申）

平成15年3月11日付け情公第19号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、別紙案件表の意見欄のとおり答申します。

当答申で登録及び登録事項の変更について可と認めた個人情報取扱業務については速やかに登録及び変更を行い、県民の縦覧に供するとともに、今後も引き続き、民間事業者団体等に対し「個人情報取扱業務の登録制度」の周知をするなど登録の推進に努力することを希望します。

※ 別紙案件表は、登録案件番号、事業者名称、業種、業務の名称、所在地等が記載されているものですが省略します。

(5) 本人確認情報利用条例に規定する事務

市町第553号
平成14年11月7日

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁 様

神奈川県知事 岡 崎 洋

本人確認情報利用条例に規定する事務について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、本人確認情報利用条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

個情審議第142号
平成14年11月14日

神奈川県知事 岡 崎 洋 様

神奈川県個人情報保護審議会
会長 兼 子 仁

本人確認情報利用条例に規定する事務についての意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、平成14年11月7日付け市町第553号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。ただし、標記の条例で事務を規定する場合の基準については、適宜再検討の審議ができることが望ましい。

なお、本人確認情報の利用に当たっては、個人情報の保護に万全を期するよう要望します。

5 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況

(平成15年3月31日現在)

(1) 情報公開条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】47団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県情報公開条例	57.10.14	58.4.1
埼玉県	埼玉県情報公開条例	57.12.18	58.6.1
長野県	長野県情報公開条例	59.3.26	59.10.1
大阪府	大阪府情報公開条例	59.3.28	59.10.1
東京都	東京都情報公開条例	59.10.1	60.4.1
山梨県	山梨県情報公開条例	61.3.26	61.4.1
福岡県	福岡県情報公開条例	61.3.31	61.9.1
北海道	北海道情報公開条例	61.4.1	61.10.1
茨城県	茨城県情報公開条例	61.3.26	61.10.1
栃木県	栃木県情報公開条例	61.3.31	61.10.1
群馬県	群馬県情報公開条例	61.4.1	61.10.1
福井県	福井県情報公開条例	61.3.24	61.10.1
愛知県	愛知県情報公開条例	61.3.26	61.10.1
兵庫県	情報公開条例	61.3.27	61.10.1
熊本県	熊本県情報公開条例	61.10.8	62.1.1
富山県	富山県情報公開条例	61.9.30	62.4.1
香川県	香川県情報公開条例	61.12.24	62.4.1
秋田県	秋田県情報公開条例	62.3.13	62.10.1
佐賀県	佐賀県情報公開条例	62.7.16	62.10.1
滋賀県	滋賀県情報公開条例	62.10.16	63.4.1
三重県	三重県情報公開条例	62.12.24	63.6.1
鳥取県	鳥取県情報公開条例	63.3.28	63.10.1
千葉県	千葉県情報公開条例	63.3.28	63.10.1
京都府	京都府情報公開条例	63.4.1	63.10.1
鹿児島県	鹿児島県情報公開条例	63.3.28	63.12.1
大分県	大分県情報公開条例	63.8.1	64.1.1
徳島県	徳島県情報公開条例	元.3.28	元.8.1
宮崎県	宮崎県情報公開条例	元.3.30	元.9.1
静岡県	静岡県情報公開条例	元.3.29	元.10.1
広島県	広島県公文書公開条例	2.3.26	2.10.1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
高知県	高知県情報公開条例	2. 3. 26	2. 10. 1
宮城県	情報公開条例	2. 7. 16	2. 10. 1
福島県	福島県情報公開条例	2. 10. 16	3. 4. 1
沖縄県	沖縄県情報公開条例	3. 12. 26	4. 7. 1
長崎県	長崎県情報公開条例	4. 3. 30	5. 1. 20
和歌山県	和歌山県公文書の開示に関する条例	5. 3. 30	5. 10. 1
岩手県	情報公開条例	6. 3. 30	6. 10. 1
島根県	島根県情報公開条例	6. 3. 25	6. 10. 3
石川県	石川県情報公開条例	6. 9. 27	7. 4. 1
岐阜県	岐阜県情報公開条例	6. 10. 14	7. 4. 1
新潟県	新潟県情報公開条例	7. 3. 31	7. 10. 1
青森県	青森県情報公開条例	7. 10. 25	8. 1. 1
岡山県	岡山県行政情報公開条例	8. 3. 26	8. 10. 1
奈良県	奈良県情報公開条例	8. 3. 27	8. 10. 1
山口県	山口県情報公開条例	9. 7. 8	9. 9. 1
山形県	山形県情報公開条例	9. 12. 22	10. 7. 1
愛媛県	愛媛県情報公開条例	10. 6. 25	11. 1. 1

【県内市町村】 37 団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
川崎市	川崎市情報公開条例	59. 3. 30	59. 10. 1
藤沢市	藤沢市情報公開条例	60. 9. 26	61. 2. 1
相模原市	相模原市情報公開条例	61. 1. 4	61. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市公文書の公開に関する条例	61. 3. 28	61. 10. 1
大和市	大和市情報公開条例	61. 9. 27	62. 1. 1
伊勢原市	伊勢原市公文書公開条例	62. 3. 30	62. 10. 1
座間市	座間市情報公開条例	62. 3. 31	62. 10. 1
綾瀬市	綾瀬市公文書公開条例	62. 12. 17	63. 4. 1
海老名市	海老名市公文書公開条例	62. 12. 23	63. 4. 1
横浜市	横浜市の保有する情報の公開に関する条例	62. 12. 25	63. 4. 1
小田原市	小田原市公文書公開条例	63. 9. 26	元. 4. 1
逗子市	逗子市情報公開条例	2. 12. 21	3. 4. 1
厚木市	厚木市公文書公開条例	4. 3. 30	4. 7. 1
平塚市	平塚市公文書公開条例	4. 12. 21	5. 7. 1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市情報の公開及び開示に関する条例	5. 9. 29	6. 4. 1
鎌倉市	鎌倉市公文書公開条例	5. 10. 4	6. 4. 1
横須賀市	公文書公開条例	8. 3. 27	8. 10. 1
城山町	城山町公文書公開条例	8. 3. 26	9. 1. 1
津久井町	津久井町公文書公開条例	9. 9. 16	10. 4. 1
南足柄市	南足柄市公文書公開条例	9. 9. 26	10. 4. 1
三浦市	三浦市情報公開条例	9. 9. 30	10. 4. 1
大磯町	大磯町情報公開条例	9. 12. 11	10. 4. 1
二宮町	二宮町公文書公開条例	9. 12. 19	10. 10. 1
湯河原町	湯河原町公文書公開条例	10. 3. 6	10. 6. 1
葉山町	葉山町公文書公開条例	10. 12. 21	11. 4. 1
愛川町	愛川町公文書公開条例	11. 3. 30	12. 1. 1
寒川町	寒川町情報公開条例	11. 12. 21	12. 4. 1
箱根町	箱根町公文書公開条例	11. 12. 27	12. 4. 1
清川村	清川村情報公開条例	12. 6. 27	13. 4. 1
相模湖町	相模湖町情報公開条例	13. 3. 1	13. 7. 1
中井町	中井町情報公開条例	13. 3. 27	13. 10. 1
松田町	松田町情報公開条例	13. 9. 27	14. 1. 1
山北町	山北町情報公開条例	13. 9. 17	14. 4. 1
真鶴町	真鶴町情報公開条例	13. 12. 14	14. 4. 1
開成町	開成町情報公開条例	13. 12. 17	14. 4. 1
大井町	大井町情報公開条例	13. 12. 20	14. 4. 1
藤野町	藤野町情報公開条例	14. 3. 18	14. 10. 1

(2) 個人情報保護条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】 47団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県個人情報保護条例	2. 3. 30	2. 10. 1
東京都	東京都個人情報の保護に関する条例	2. 12. 21	3. 10. 1
長野県	長野県個人情報保護条例	3. 3. 14	3. 10. 1
愛知県	愛知県個人情報保護条例	4. 3. 25	4. 10. 1
福岡県	福岡県個人情報保護条例	4. 3. 30	4. 10. 1
千葉県	千葉県個人情報保護条例	5. 2. 18	5. 10. 1
茨城県	茨城県個人情報の保護に関する条例	5. 3. 26	5. 10. 1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
山梨県	山梨県個人情報保護条例	5. 3. 26	5. 10. 1
埼玉県	埼玉県個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
北海道	北海道個人情報保護条例	6. 3. 31	6. 10. 1
沖縄県	沖縄県個人情報保護条例	6. 10. 20	7. 4. 1
福島県	福島県個人情報保護条例	6. 10. 14	7. 10. 1
広島県	広島県個人情報保護条例	7. 3. 15	7. 10. 1
滋賀県	滋賀県個人情報保護条例	7. 3. 17	7. 10. 1
京都府	京都府個人情報保護条例	8. 1. 9	8. 10. 1
大阪府	大阪府個人情報保護条例	8. 3. 29	8. 10. 1
兵庫県	兵庫県個人情報の保護に関する条例	8. 10. 9	9. 4. 1
宮城県	宮城県個人情報保護条例	8. 10. 14	9. 4. 1
岐阜県	岐阜県個人情報保護条例	10. 7. 1	11. 4. 1
新潟県	新潟県個人情報保護条例	10. 10. 16	11. 4. 1
青森県	青森県個人情報保護条例	10. 12. 24	11. 7. 1
鳥取県	鳥取県個人情報保護条例	11. 3. 12	11. 10. 1
香川県	香川県個人情報保護条例	11. 3. 19	11. 10. 1
奈良県	奈良県個人情報保護条例	12. 3. 30	12. 10. 1
群馬県	群馬県個人情報保護条例	12. 6. 14	13. 1. 1
熊本県	熊本県個人情報保護条例	12. 9. 27	13. 4. 1
山形県	山形県個人情報保護条例	12. 10. 13	13. 4. 1
秋田県	秋田県個人情報保護条例	12. 10. 17	13. 4. 1
栃木県	栃木県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
高知県	高知県個人情報保護条例	13. 3. 27	13. 10. 1
岩手県	岩手県個人情報保護条例	13. 3. 30	13. 10. 1
長崎県	長崎県個人情報保護条例	13. 7. 12	14. 4. 1
佐賀県	佐賀県個人情報保護条例	13. 10. 9	14. 4. 1
愛媛県	愛媛県個人情報保護条例	13. 10. 16	14. 4. 1
山口県	山口県個人情報保護条例	13. 12. 18	14. 4. 1
大分県	大分県個人情報保護条例	13. 12. 25	14. 6. 1
岡山県	岡山県個人情報保護条例	14. 3. 19	14. 10. 1
三重県	三重県個人情報保護条例	14. 3. 20	14. 10. 1
福井県	福井県個人情報保護条例	14. 3. 22	14. 10. 1
島根県	島根県個人情報保護条例	14. 3. 26	14. 10. 1
徳島県	徳島県個人情報保護条例	14. 7. 29	15. 1. 1

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
宮崎県	宮崎県個人情報保護条例	14.10.4	15.4.1
鹿児島県	鹿児島県個人情報保護条例	14.10.15	15.4.1
静岡県	静岡県個人情報保護条例	14.10.25	15.4.1
和歌山県	和歌山県個人情報保護条例	14.12.24	15.7.1
石川県	石川県個人情報保護条例	15.3.24	15.7.1
富山県	富山県個人情報保護条例	15.3.19	16.1.1

【県内市町村】 37 団体

(施行年月日順…条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市電子計算組織に係る個人情報の取扱いに関する条例	60.7.1	60.8.1
川崎市	川崎市個人情報保護条例	60.6.29	61.1.1
藤沢市	藤沢市個人情報保護条例	62.9.28	63.4.1
小田原市	小田原市個人情報保護条例	3.9.25	4.4.1
逗子市	逗子市個人情報保護条例	3.12.25	4.4.1
厚木市	厚木市個人情報保護条例	4.3.30	4.7.1
相模原市	相模原市個人情報保護条例	4.12.24	5.7.1
横須賀市	個人情報保護条例	5.4.1	5.10.1
鎌倉市	鎌倉市個人情報保護条例	5.10.4	6.4.1
平塚市	平塚市個人情報保護条例	6.12.19	7.7.1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市個人情報保護条例	8.3.25	8.10.1
綾瀬市	綾瀬市電子計算機処理個人情報保護条例	9.3.25	9.7.1
津久井町	津久井町個人情報保護条例	9.9.16	10.4.1
南足柄市	南足柄市個人情報保護条例	9.9.26	10.4.1
三浦市	三浦市個人情報保護条例	9.9.30	10.4.1
湯河原町	湯河原町個人情報保護条例	10.3.6	10.6.1
海老名市	海老名市個人情報保護条例	9.12.22	10.7.1
二宮町	二宮町個人情報保護条例	10.3.20	10.10.1
大和市	大和市個人情報保護条例	10.3.26	10.10.1
伊勢原市	伊勢原市個人情報保護条例	10.12.11	11.4.1
城山町	城山町個人情報保護条例	11.3.23	11.10.1
愛川町	愛川町個人情報保護条例	11.3.30	12.1.1
座間市	座間市個人情報保護条例	11.6.29	12.2.28
葉山町	葉山町個人情報保護条例	11.12.20	12.4.1

寒川町	寒川町個人情報保護条例	11.12.21	12.4.1
団体名	条例(要綱)名	公布年月日	施行年月日
横浜市	横浜市個人情報の保護に関する条例	12.2.25	12.7.1
大磯町	大磯町個人情報保護条例	12.3.28	12.7.1
清川村	清川村個人情報保護条例	12.6.27	13.4.1
相模湖町	相模湖町個人情報保護条例	13.3.1	13.7.1
中井町	中井町個人情報保護条例	13.9.20	14.4.1
山北町	山北町個人情報保護条例	13.10.1	14.4.1
藤野町	藤野町個人情報保護条例	14.3.18	14.10.1
開成町	開成町個人情報保護条例	14.9.24	15.4.1
松田町	松田町個人情報保護条例	14.12.12	15.4.1
真鶴町	真鶴町個人情報保護条例	14.12.20	15.4.1
箱根町	箱根町個人情報保護条例	14.12.20	15.4.1
大井町	大井町個人情報保護条例	14.12.26	15.4.1